

新有価証券信託受益証券発行届出目論見書

2017年8月

Techpoint

テックポイント・インク

Techpoint, Inc.

- 1 本届出目論見書(以下「本目論見書」という。)により行うテックポイント・インク普通株式有価証券信託受益証券(以下「本受益権」という。)の988,000,000円(見込額)の募集(引受人の株式買取引受による募集)及び148,200,000円(見込額)の募集(オーバーアロットメントによる募集)につき、当社は金融商品取引法第5条第1項に基づき有価証券届出書を平成29年8月31日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、発行価格等について今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても、今後訂正されることがあります。
- 2 本受益権の発行価格及び取引価格は円貨で表示されます。本受益権の信託財産である当社普通株式に係る配当金その他の分配金が円貨以外の通貨によって交付される場合、当該分配金の円貨相当額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
- 3 原文(英文)の財務書類は本目論見書には記載されていませんが、有価証券届出書には記載されております。

新有価証券信託受益証券発行届出目論見書

テックポイント・インク

(Techpoint, Inc.)

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社は米国カリフォルニア州サンノゼ市に事業の本拠を持つ、デラウェア州会社法準拠の法人です。人々の安心・安全に貢献するための監視（防犯）カメラシステム及び車載カメラシステム市場向け半導体の設計開発、マーケティング及び販売を行っているファブレス（自社工場を保有せず、外部製造専門会社に製造を委託するビジネスモデル）半導体企業です。当社は先端アナログ技術とデジタル技術を保有しており、監視カメラ及び車載カメラ向け送信用半導体と、カメラで撮影された映像を記録するための装置「デジタル・ビデオ・レコーダー（DVR）」向け受信用半導体を提供しています。

監視カメラ又は車載カメラ及びDVRに当社の送受信半導体を使用することによって、監視カメラシステム及び車載カメラシステムにおいて、従来型のSD解像度（SD：スタンダード・ディフィニション）より鮮明に対象物を映し出せるHD解像度（HD：ハイ・ディフィニション）に高画質化したシステムを実現することができます。

さらに、従来型SD解像度カメラで使用されている安価な同軸ケーブルを伝送媒体に用いながら、HD画質の映像を圧縮せずにアナログ方式で信頼性の高い伝送をすることができます。この方式は、監視カメラ業界では「HDアナログ伝送」と呼ばれており、現在世界中で多数の監視カメラシステムメーカーに採用されています。当社はHDアナログ伝送方式技術をベースに完成品メーカー別の要望に合わせたカスタム半導体を開発することによって、目標としている市場でより高い市場占有率を獲得できると考えています。

2. 事業内容

■ 監視カメラシステム及び車載カメラシステム向け半導体の開発及び販売

当社の半導体製品には、カメラ側に搭載される送信用半導体と、DVR側に搭載される受信半導体があります。代表的な活用例として、監視カメラで撮影したHD解像度の映像を当社の送信用半導体を通じて信頼性の高いアナログ伝送方式でDVRに伝送します。その後、DVRに搭載されている当社の受信半導体が受信したアナログ信号をデジタル信号に変換し、後段のデジタル画像処理用半導体に出力します。

当社のHDアナログ伝送技術は1080Pフルハイビジョン（有効走査線が1,080本）又はそれ以上の高画質の映像を伝送することができます。その上、非圧縮で伝送するため、映像に遅延が生じません。当社の半導体は、当社の先端アナログ・デジタル混載半導体技術の活用により高画質、高信頼性及び価格競争力を実現し、監視カメラシステム市場においては、中国の主要メーカーであるHikvision（ハイクビジョン）社、韓国の最大手メーカーであるIDIS（アイディス）社、台湾の最大手メーカーであるAVTECH（エーヴィテック）社などに採用されています。当社の2016年12月期のこれら3社への売上高合計は全体の66%を占めています。

監視（防犯）カメラシステム及び車載カメラシステム向け半導体の開発及び販売

監視カメラシステム 向け半導体

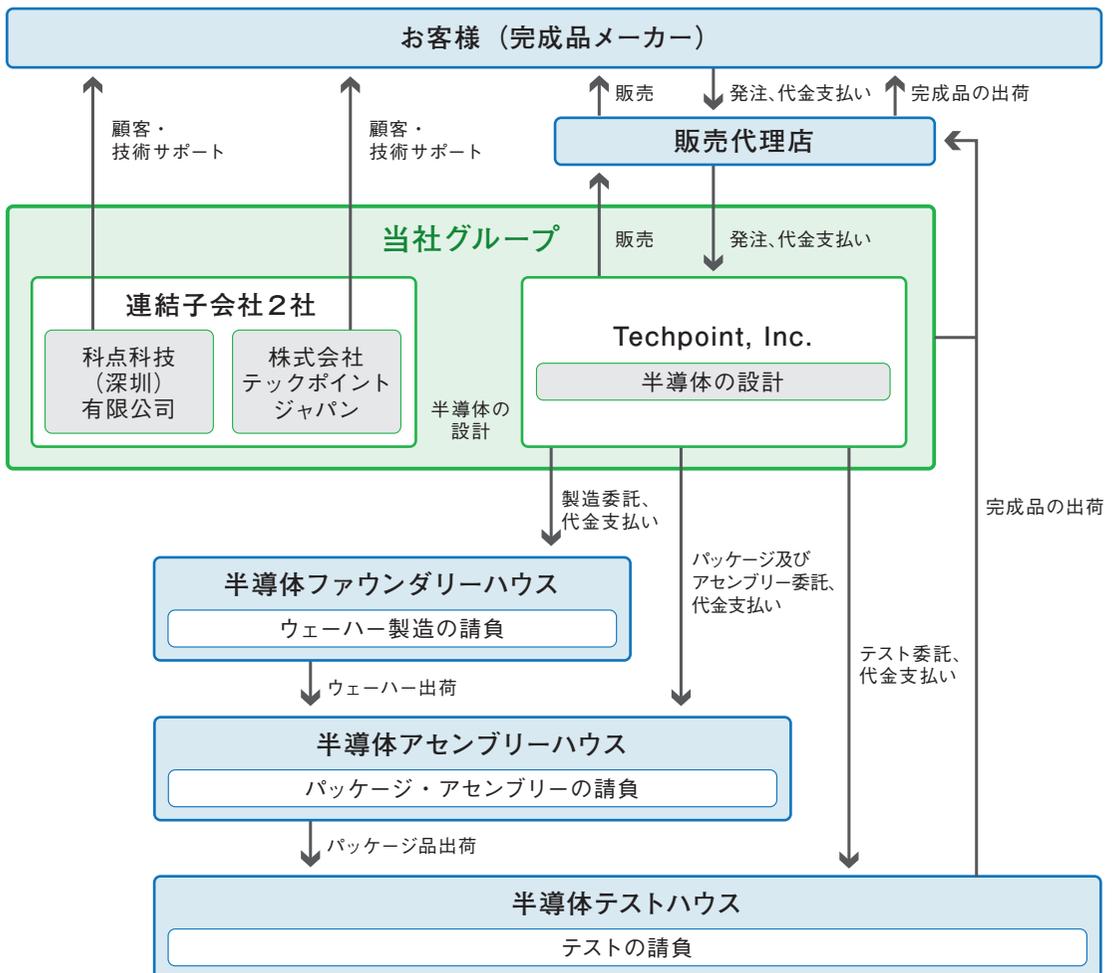


車載カメラシステム 向け半導体



当社は、ファブレス・ビジネスモデルを採用しており、ウエーハー製造・組み立て、検査及びパッケージングを含む全ての製造工程において、業界をリードする大手サプライヤー（半導体ファウンダリーハウス、半導体アSEMBリーハウス、半導体テストハウス）を活用しています。このビジネスモデルの採用によって、自社製造であれば巨額となるであろう設備投資を大幅に削減し、設備に係るリスクの負担なく、製品の設計及びマーケティングに集中しています。

当社の事業系統図は以下のとおりです。なお、当社は、監視カメラ及び車載カメラシステム市場向けの混合信号集積回路の設計、マーケティング及び販売を行う単一の事業セグメントとしています。2016年12月末現在、当社は連結子会社2社を有しており、株式会社テックポイントジャパンは半導体の設計、顧客・技術サポートを、中国法人である科点科技（深圳）有限公司は顧客・技術サポートを行っております。



一般的に監視カメラシステムは、カメラ（レンズ、CMOSイメージセンサー、イメージシグナルプロセッサ（ISP）、映像送信半導体（Tx））及びDVR（Digital Video Recorder）（映像受信半導体（Rx）、SoC（System on a Chip））並びにこれらを接続するケーブルで構成されています（図1）。レンズを通じてCMOSイメージセンサーが感知した映像は、イメージシグナルプロセッサ（ISP）によりデジタル情報に変換され、それを映像送信半導体（Tx）がアナログ信号に変換し、ケーブルを通じてDVRに搭載されている映像受信半導体（Rx）に送信されます。送信されたアナログ信号は、映像受信半導体（Rx）によってデジタル情報に変換され、SoCに送信されます。そして、SoCがデジタル情報を処理し、ハードディスクやモニターに送られます。2016年度において、当社の売上の98%超は、監視カメラシステム向け製品によるものであり、その約85%がDVR向け製品の売上によるものです。

また、一般的に車載カメラシステムは、カメラ（レンズ、CMOSイメージセンサー、イメージシグナルプロセッサ（ISP）、映像送信半導体（Tx））及びディスプレイ（映像受信半導体（Rx）、液晶コントローラー）並びにこれらを接続するケーブルで構成されています（図2）。カメラ側での映像の処理は監視カメラシステムと同様ですが、ケーブルを通じてディスプレイに送信された映像信号は、映像受信半導体（Rx）によりデジタル情報に変換されたうえで、液晶コントローラーを介してハードディスクやモニターに送られて映像化されます。

当社は、監視カメラ及び車載カメラのHD解像度アナログカメラシステム向けに、映像送信半導体（Tx）及び映像受信半導体（Rx）であるHD-TVI半導体の設計及び販売を行っております。

図1、監視カメラシステム

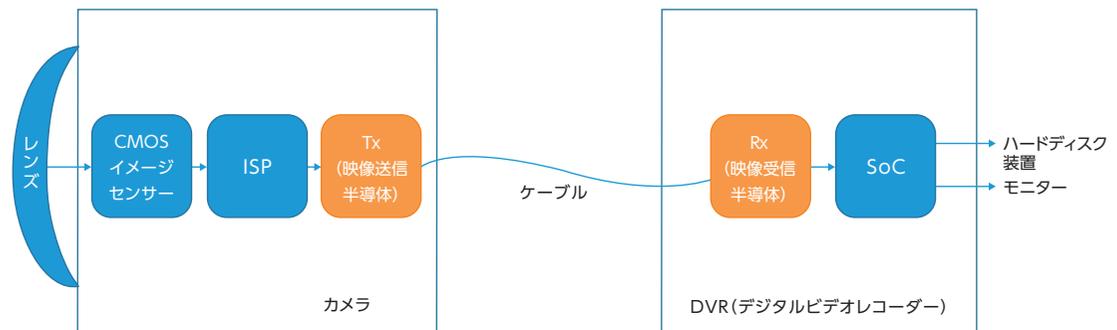
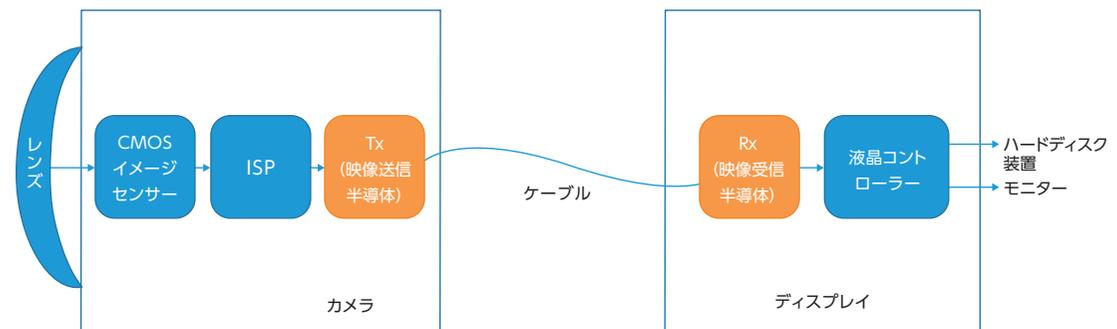


図2、車載カメラシステム



3. 業績等の推移

	事業年度	連結会計年度		第2四半期連結累計期間
	2014年	2015年	2016年	2017年6月
(単位：株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル、(千円))				
連結損益計算書の情報：				
売上高	8,372 (937,664)	20,245 (2,267,440)	27,156 (3,041,472)	15,269 (1,710,128)
売上原価 ⁽³⁾	3,868 (433,216)	8,803 (985,936)	12,735 (1,426,320)	6,321 (707,952)
売上総利益	4,504 (504,448)	11,442 (1,281,504)	14,421 (1,615,152)	8,948 (1,002,176)
営業費用： ⁽³⁾				
研究開発費	3,014 (337,568)	4,964 (555,968)	4,380 (490,560)	2,662 (298,144)
販売費及び一般管理費	2,145 (240,240)	2,592 (290,304)	4,678 (523,936)	2,584 (289,408)
のれん及び無形資産の減損損失	1,033 (115,696)	— (—)	— (—)	— (—)
営業費用合計	6,192 (693,504)	7,556 (846,272)	9,058 (1,014,496)	5,246 (587,552)
営業利益 (損失)	△1,688 (△189,056)	3,886 (435,232)	5,363 (600,656)	3,702 (414,624)
その他の収益 (費用)	△46 (△5,152)	3 (336)	△0 (△0)	△10 (△1,120)
税引前当期 (四半期) 純利益 (損失)	△1,734 (△194,208)	3,889 (435,568)	5,363 (600,656)	3,692 (413,504)
法人税等	1 (112)	△168 (△18,816)	1,882 (210,784)	1,278 (143,136)
当期 (四半期) 純利益 (損失)	△1,735 (△194,320)	4,057 (454,384)	3,481 (389,872)	2,414 (270,368)
優先株主に帰属する当期 (四半期) 純利益	—	3,170 (355,040)	2,627 (294,224)	1,777 (199,024)
普通株主に帰属する当期 (四半期) 純利益 (損失)	△1,735 (△194,320)	887 (99,344)	854 (95,648)	637 (71,344)
1株当たり当期 (四半期) 純利益 (損失)： (米ドル (円))				
基本的 ⁽⁴⁾	△0.62 (△69)	0.30 (34)	0.24 (27)	0.17 (19)
希薄化後 ⁽⁵⁾	△0.62 (△69)	0.28 (31)	0.23 (26)	0.16 (18)
1株当たり当期 (四半期) 純利益 (損失) を 計算する際の加重平均株式数：				
基本的 (千株)	2,805	3,007	3,494	3,849
希薄化後 (千株)	2,805	3,774	4,358	4,648
その他の包括利益	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
当期 (四半期) 包括利益 (損失)	△1,735 (△194,320)	4,057 (454,384)	3,481 (389,872)	2,414 (270,368)

(1) 2016年12月期連結会計年度及び2015年12月期連結会計年度の連結財務書類並びに2014年12月期事業年度の個別財務書類は、独立監査人であるビーディーオー・ユーエスエー・エルエルピーの監査を受けています。

(2) 2017年12月期第2四半期連結累計期間の数値は、未監査の連結財務書類から抜粋したものです。

(3) 以下の株式報酬費用を含む（単位：千米ドル、（千円））：

	連結会計年度		事業年度	第2四半期連結累計期間	
	2016年	2015年	2014年	2017年	2016年
売上原価	15	7	1	13	7
	(1,680)	(784)	(112)	(1,456)	(784)
研究開発費	102	73	13	77	48
	(11,424)	(8,176)	(1,456)	(8,624)	(5,376)
販売費及び一般管理費	322	84	14	199	132
	(36,064)	(9,408)	(1,568)	(22,288)	(14,784)
合計	439	164	28	289	187
	(49,168)	(18,368)	(3,136)	(32,368)	(20,944)

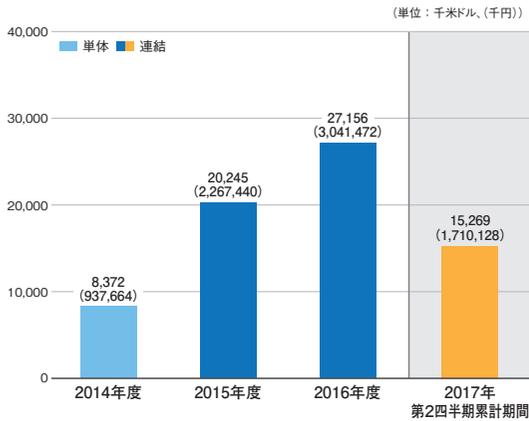
(4) 基本的1株当たり当期純利益（損失）とは、以下のような計算式で計算されます。

$$\text{基本的1株当たりの当期純利益（損失）} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益（損失）}}{\text{基本的加重平均株式数（当期における普通株式の発行済加重平均株式数）}}$$

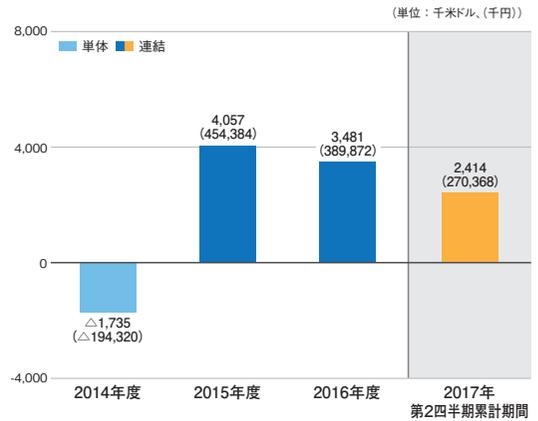
(5) 希薄化後1株当たり当期純利益（損失）とは、以下のような計算式で計算されます。

$$\text{希薄化後1株当たりの当期純利益（損失）} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益（損失）}}{\text{希薄化後加重平均株式数（当期における普通株式の発行済加重平均株式数 + 潜在的普通株式の数）}}$$

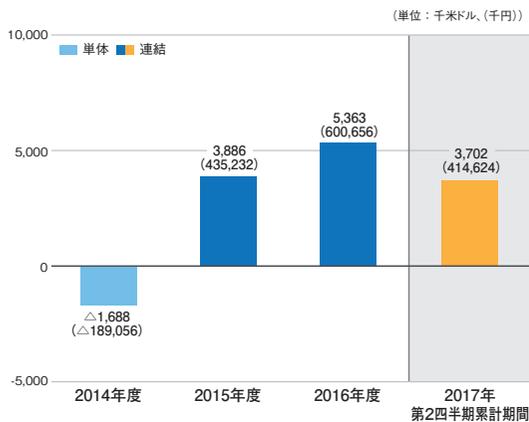
■ 売上高



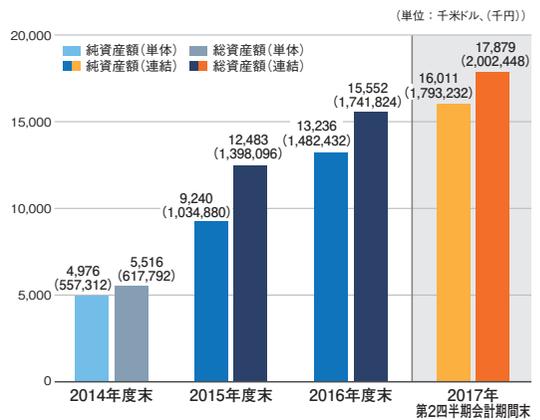
■ 当期（四半期）純利益（損失）



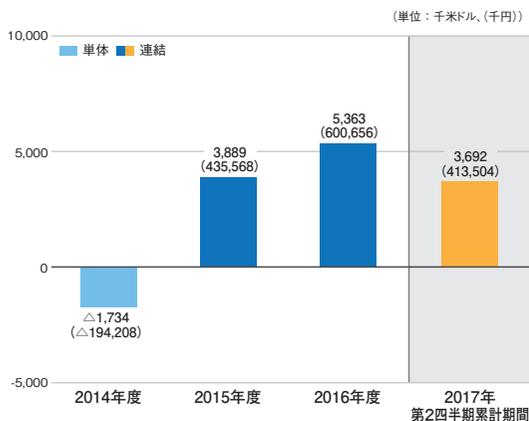
■ 営業利益（損失）



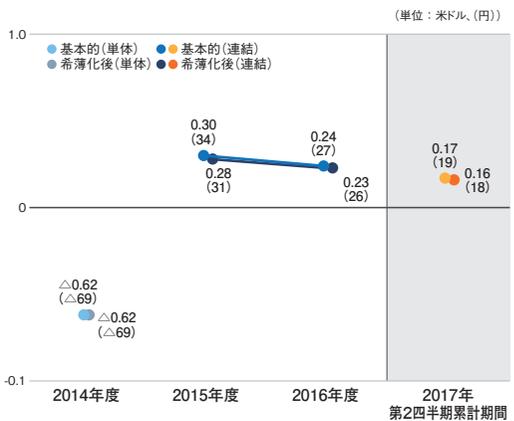
■ 純資産額／総資産額



■ 税引前当期（四半期）純利益（損失）



■ 1株当たり当期（四半期）純利益（損失）



【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月31日

【会社名】 テックポイント・インク
(Techpoint, Inc.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼取締役社長 (Chief Executive Officer and President)
小里 文宏

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、95131カリフォルニア州、サンノゼ市、
ノースファーストストリート2550、スイート550
(2550 N. First Street, #550, San Jose, CA 95131 USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 鈴木 克昌

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03) 6266-8563

【事務連絡者氏名】 弁護士 田井中 克之
弁護士 三木 翼

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03) 6266-8563

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 募集有価証券信託受益証券 (引受人の株式買取引受による募集)
988,000,000円 (注)
募集有価証券信託受益証券 (オーバーアロットメントによる募集)
148,200,000円 (注)

(注) 募集金額は、予定発行数に基づき、発行価格を有価証券届出書提出時における想定発行価格 (650円) として計算された見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「円」は日本の通貨、「ドル」「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨を指すものとします。
- (注2) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=112.00円(2017年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されております。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。
- (注4) 本書において「本募集」とは、株式会社東京証券取引所による当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券の上場承認が行われた後に実施する、当該有価証券信託受益証券の公募増資を指します。
- (注5) 本書には、リスク及び不確実性を伴う将来の見通しに関する記述が含まれております。これらの将来の見通しに関する記述は、本書「第二部 企業情報」のうち、「第2 企業の概況 3 事業の内容」並びに「第3 事業の状況」の「1 業績等の概要」、「2 生産、受注及び販売の状況」、「4 事業等のリスク」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」等の各項に含まれています。
- 将来の見通しに関する記述は、「～うる」、「可能性がある」、「予定である」、「意図する」、「～であろう」、「～かもしれない」、「場合がある」、「～と思われる」、「予想する」、「～と考える」、「見積もっている」、「予測する」、「潜在的な」、「計画する」などの表現を使用することがあります。これらの記述は、将来の事由に関する当社の現時点における見解を反映しており、また現時点における仮定に基づいており、リスク及び不確実性を伴います。
- (注6) 本書において、以下の各用語は、文脈上別意に解することが適切な場合を除き、それぞれ以下の意味を有します。

HD	High Definitionの略。動画像の画質や解像度の水準が高いこと。SDと比較して、小さな対象物も高精細に表示できる。
HD-SDI	映像信号の伝送規格の1つ。SDIはSerial Digital Interfaceの略。HD画質の映像信号を、同軸ケーブルなどを使ってデジタル方式で伝送する。
HD伝送ビデオ・インターフェース (HD-当社が独自開発した、映像信号の伝送規格。TVIはTVI)	Transport Video Interfaceの略。HD画質の映像信号を、同軸ケーブルやイーサネット用ケーブルを使ってアナログ方式で伝送する。
アナログ・デジタル混載半導体	同一の半導体集積回路上に、アナログ信号を扱う領域とデジタル信号を扱う領域が混載された半導体。「ミックスドシングル半導体」とも呼ばれる。
DVR	Digital Video Recorderの略。映像信号をデジタル記録する装置。
SD	Standard Definitionの略。動画像の画質や解像度の水準が標準的であること。一般には720×480画素などの動画像を指す。

同軸ケーブル	映像信号の伝送や機器内配線などに幅広く用いられている電線の一種。特に、監視カメラ用のケーブルとして広く用いられている。
HDアナログ伝送	HD画質の映像信号を、同軸ケーブルやイーサネット用ケーブルを使ってアナログ方式で伝送する手法。
1080Pフルハイビジョン	フルハイビジョン（フルHD）とは、HD画質の映像信号の方式の1つで、画素数が1920×1080のものを指す。このうち、1080Pは、信号を間引くことなくきめ細かく表示していることを示す（PはProgressiveを意味し、信号を間引いて表示するI（Interlaced）との対比で用いられる）。
ファブレス・ビジネスモデル	自社工場を保有せず、外部製造専門会社に製造を委託するビジネスモデル。
ウエハー	単結晶シリコンなど半導体の材料を、円形の薄い板状に切り出したもの。元となるシリコンの円筒状の塊（インゴット）を薄くスライスし、表面研磨や洗浄などの工程を経て完成する。
半導体ファウンダリーハウス	半導体の委託製造事業者。
半導体アセンブリーハウス	半導体の委託組み立て事業者。半導体チップの外装パッケージ組み立て作業などを担当する。
半導体テストハウス	半導体の機能のテストを行う委託事業者。
CMOSイメージセンサー	各種カメラで広く使われている固体撮像素子の一種で、フォトダイオードに蓄積した電荷を、それぞれの画素で電圧に変換し増幅したうえで読み出す。CMOS型固体撮像素子（CMOSはComplementary Metal Oxide Semiconductorの略）とも呼ばれる。従来一般的だったCCD型（CCDはCharge-Coupled Deviceの略）に比較して、消費電力が小さく、小型化できるという特徴がある。
イメージシグナルプロセッサ（ISP）	各種イメージセンサーから信号を取り込み、色や輝度の補正、ノイズ（雑音）の除去などを処理する半導体。映像信号処理プロセッサとも呼ばれる。
映像送信用半導体（Tx）	各種イメージセンサーが取得した映像信号をケーブルなどで伝送する際に用いる送信用半導体。TxはTransmitterの略。カメラなどに組み込まれる。
映像受信用半導体（Rx）	同軸ケーブルなどにより伝送されてきた映像信号を受信する際に用いる半導体。RxはReceiverの略。DVRなどに組み込まれる。

SoC (System on a Chip)	半導体チップ上に複数の機能要素を設け、組み合わせることで全体としてまとまった働きをする半導体。以前はシステムLSIとも呼ばれた。
フォトマスク	シリコンウエハー上に半導体の回路配線を形成する際に用いる原版。各種露光技術と組み合わせて利用される。
テープアウト	半導体設計が完了し、半導体ファウンダリーハウスに製造依頼をした時点を指す。日本では出図とも呼ばれる。
デザイン・ウイン	取引先又は取引先候補の製品設計プロジェクトに部品などが採用されること。
微細化製造プロセス	半導体の回路線幅を小さくすることにより、単位面積あたりのトランジスタ素子数を増やし、集積度を高める製造プロセス。
2K	HD画質の映像信号の方式の1つで、画素数がフルHDの2倍となる、2560×1440程度のを指す。
4K	HD画質の映像信号の方式の1つで、画素数がフルHDの4倍となる、3840×2160画素級のを指す。映画撮影などで普及が始まっている。
アナログデザイン	半導体開発において、アナログ信号を扱う領域の回路設計を指す。デジタル信号を扱う領域の回路設計に比較して自由度が高く、設計次第で回路規模や消費電力が大きく異なってくるため、半導体製品の差別化要素となる。
ミックスシグナルデジタル処理	アナログ信号とデジタル信号の両方をデジタル処理すること。
ビデオ・デコーディング	アナログのビデオ信号をデジタルデータに変換したり、符号化された映像データを復号したりする処理。

目 次

頁

【表紙】

第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【有価証券信託受益証券の募集】	1
2 【新規発行による手取金の額及び使途】	28
第2 【売出要項】	28
【募集に関する特別記載事項】	29
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	36
第二部 【企業情報】	37
第1 【本国における法制等の概要】	37
1 【会社制度等の概要】	37
2 【外国為替管理制度】	46
3 【課税上の取扱い】	47
4 【法律意見】	55
第2 【企業の概況】	56
1 【主要な経営指標等の推移】	56
2 【沿革】	59
3 【事業の内容】	60
4 【関係会社の状況】	64
5 【従業員の状況】	64
第3 【事業の状況】	66
1 【業績等の概要】	66
2 【生産、受注及び販売の状況】	68
3 【対処すべき課題】	70
4 【事業等のリスク】	71
5 【経営上の重要な契約等】	92
6 【研究開発活動】	92
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	93
第4 【設備の状況】	109
1 【設備投資等の概要】	109
2 【主要な設備の状況】	109
3 【設備の新設、除却等の計画】	109

第5	【提出会社の状況】	110
1	【株式等の状況】	110
2	【配当政策】	115
3	【株価の推移】	116
4	【役員の状況】	116
5	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	120
第6	【経理の状況】	133
1	【財務書類】	141
2	【主な資産・負債及び収支の内容】	168
3	【その他】	168
4	【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】	174
第7	【外国為替相場の推移】	176
第8	【本邦における提出会社の株式事務等の概要】	177
第9	【提出会社の参考情報】	183
1	【提出会社の親会社等の情報】	183
2	【その他の参考情報】	183
第三部	【提出会社の保証会社等の情報】	184
第1	【保証会社情報】	184
第2	【保証会社以外の会社の情報】	184
第3	【指数等の情報】	184

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【有価証券信託受益証券の募集】

(1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の株式買取引受による募集）

ア 新規発行有価証券信託受益証券

銘柄	発行される有価証券信託受益証券口数
テックポイント・インク普通株式有価証券信託受益証券（以下「本受益権」又は「本有価証券信託受益証券」という。） （注1）	1,520,000口 （注2）

（注1） 1口の本有価証券信託受益証券は、当社の記名式額面普通株式（1株の額面金額0.0001米ドル）（以下「当社株式」という。）の1株を表章します。

（注2） 2017年8月30日（米国西海岸標準時間）開催の取締役会決議によります。但し、2017年9月8日（米国西海岸標準時間）開催の取締役会決議に基づき、2017年9月9日に変更される可能性があります。

（注3） 別段の記載がある場合を除き、本「第一部 証券情報」において記載された日付は、日本時間を指すものとします。

イ 募集の方法及び条件

① 募集の方法

2017年9月19日に決定される予定の引受価額にて当社と元引受契約を締結する予定の下記「ウ 本有価証券信託受益証券の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下総称して「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価格（発行価格）で募集（以下「株式買取引受による募集」という。）を行います。引受人は払込期日（下記「② 募集の条件」をご参照ください。）に引受価額の総額を当社に払込み、株式買取引受による募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。なお、株式買取引受による募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の有価証券上場規程施行規則に定めるブックビルディングにより投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定します。

募集の形態	有価証券信託受益証券口数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式（ブックビルディング方式）	1,520,000口	988,000,000円 （注3）	658,750,000円 （注4）

（注1） 全ての有価証券信託受益証券を引受人の買取引受けにより募集します。

（注2） 上場前の公募を行なうに際しての手続等は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。

- (注3) 上記発行価額の総額は、上記有価証券信託受益証券口数に基づき、発行価格を有価証券届出書提出時における想定発行価格（650円）として計算された見込額です。株式買取引受による募集における最終的な発行価格及び発行価額の総額はブックビルディングの結果を勘案して2017年9月19日（以下「発行価格決定日」という。）に決定される予定です。
- (注4) デラウェア州会社法上、会社が株式を発行する場合には、払込金額は、発行された株式の額面金額の総額に満つるまで資本に組入れられます。また、払込金額が発行された株式の額面金額の総額を上回る場合には、当該超過額は、株式払込剰余金勘定に組入れられます。
- (注5) 当社は、2017年8月15日（米国東部標準時間）、米国証券取引委員会に対し、本有価証券信託受益証券についてS-1様式による登録を行なっておりますが、米国内において本有価証券信託受益証券を募集し又は売り出す予定はありません。
- (注6) 株式買取引受による募集にあたっては、需要状況を勘案し、株式買取引受による募集とは別に228,000口を上限として、みずほ証券株式会社が当社株主であるMICイノベーション3号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より当社株式を借り入れたうえで、これを信託財産とする新たな本有価証券信託受益証券を取得し、追加的に本有価証券信託受益証券の募集を行なう場合があります。その内容につきましては下記「（2）募集有価証券信託受益証券（オーバーアロットメントによる募集）」をご参照ください。
- (注7) 株式買取引受による募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につきましては「募集に関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

② 募集の条件

発行価格	資本組入額	申込単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
(未定) (注1)	(未定) (注1)	100口	自 2017年9月20日 至 2017年9月25日	(未定) (注2)	2017年9月26日

(注1) 発行価格はブックビルディング方式により決定いたします。

発行価格は2017年9月9日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を勘案したうえで、発行価格決定日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、本有価証券信託受益証券が市場において適正な評価を受けることを目的として、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

資本組入額は発行価格決定と同時に決定される予定です。

- (注2) 申込証拠金は発行価格と同一の金額とし、利息は付しません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に本有価証券受益証券の払込金に振替充当いたします。
- (注3) 本有価証券受益証券の受渡期日は2017年9月29日の予定であり、上場（売買開始）日は2017年9月29日の予定です。上場（売買開始）日から本有価証券受益証券の売買を行なうことができます。
- (注4) 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- (注5) 申込みに先立ち、2017年9月12日から2017年9月15日までの間、引受人に対して仮条件を参考として需要の申告を行なうことができます。当該需要の申告は変更又は撤回が可能です。

販売に当たっては、東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則に定める株主数基準の充足、上場後の本有価証券受益証券の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行なわなかった投資家に対しても販売が行なわれることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

③ 申込取扱場所

下記「ウ 本有価証券信託受益証券の引受け」欄記載の金融商品取引業者の日本国内にある本支店及び営業所で申込みの取扱いをします。

④ 払込取扱場所

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋中央支店	東京都港区新橋四丁目6番15号

ウ 本有価証券信託受益証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住所	引受有価証券信託受益証券口数	引受けの条件
みずほ証券株式会社（主幹 事会社） 大和証券株式会社 株式会社SBI証券	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 東京都港区六本木一丁目6番 1号	未定	1 買取引受け によります。 2 引受手数料 は支払われませ ん。但し、発行 価格と引受価額 との差額の総額 は引受人の手取 金となります。
計	—	1,520,000口	—

(注1) 2017年9月9日に各引受人の引受有価証券信託受益証券口数が決定される予定です。

(注2) 上記引受人と発行価格決定日に元引受契約を締結する予定です。

(2) 募集有価証券信託受益証券（オーバーアロットメントによる募集）

ア 新規発行有価証券信託受益証券

銘柄	有価証券信託受益証券口数	発行価額の総額	募集を行う者の住所及び氏名又は名称
テックポイント・インク 普通株式有価証券信託受 益証券	228,000口	148,200,000円 (注4)	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 228,000口

(注1) オーバーアロットメントによる募集は、その需要状況を勘案したうえで、株式買取引受による募集とは別に、株式買取引受による募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が貸株人から228,000株を上限として当社株式を借り入れたうえで、これを信託財産とする新たな本有価証券信託受益証券を取得し、これを募集するものです。オーバーアロットメントによる募集の有価証券信託受益証券口数は上限数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる募集そのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる募集に際し、みずほ証券株式会社が貸株人から借り入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2017年8月30日（米国西海岸標準時間）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社に割当先とする当社株式228,000株の第三者割当増資を、2017年10月30日を払込期日として行なうことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2017年9月29日から2017年10月25日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数を上限とする本有価証券信託受益証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行なう場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本有価証券信託受益証券は、当社株式に転換後、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引をまったく行わず、又はオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数に至らない有価証券信託受益証券口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

- (注2) 株式買取引受による募集にかかる本有価証券信託受益証券の発行を中止する場合には、オーバーアロットメントによる募集も中止いたします。
- (注3) 上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券 (引受人の株式買取引受による募集) ア 新規発行有価証券信託受益証券」の(注2)に記載のとおり、株式買取引受による募集に係る有価証券信託受益証券口数は変更されることがあり、これが変更された場合にはオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数(上限数)も変更される可能性があります。
- (注4) 発行価額の総額は、発行価格を有価証券届出書提出時における想定発行価格(650円)として計算された見込額です。
- (注5) 当社は、2017年8月15日(米国東部標準時間)、米国証券取引委員会に対し、本有価証券信託受益証券についてS-1様式による登録を行なっておりますが、米国内において本有価証券信託受益証券を募集し又は売り出す予定はありません。

イ 募集の方法及び条件

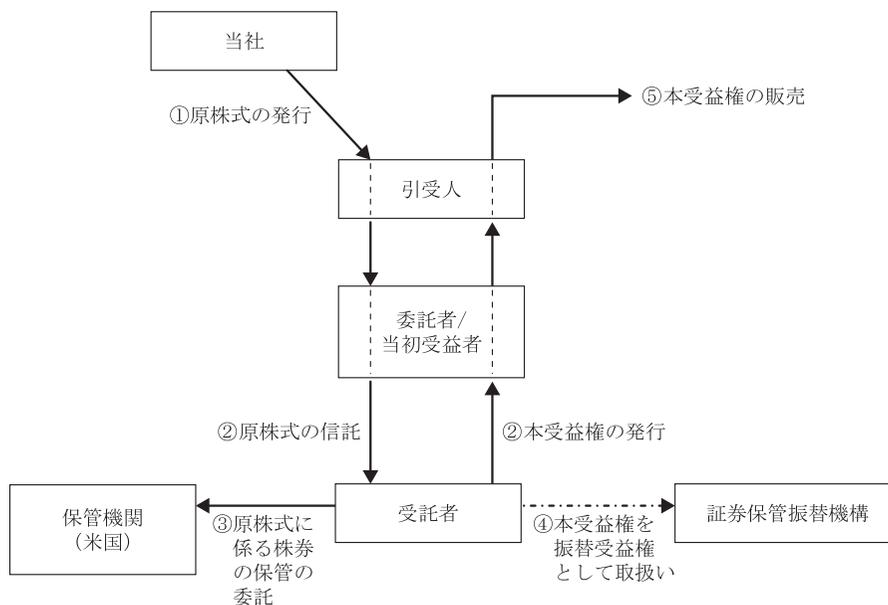
発行価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
(未定) (注1)	自 2017年9月20日 至 2017年9月25日	100口	(未定) (注1)	みずほ証券株式会社の日本国内にある本支店及び営業所

- (注1) 発行価格及び申込証拠金は、株式買取引受による募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。但し、申込証拠金には利息を付しません。
- (注2) オーバーアロットメントによる募集に必要な条件については、2017年9月19日に決定する予定です。
- (注3) オーバーアロットメントによる募集は、みずほ証券株式会社が当社の株主より借入れた当社株式を信託財産とする有価証券信託受益証券を募集するものであり、有価証券信託受益証券の引受けは行なわれません。

- (注4) 本有価証券信託受益証券の受渡期日は2017年9月29日の予定であり、上場（売買開始）日は2017年9月29日の予定です。上場（売買開始）日から本有価証券受益証券の売買を行なうことができます。
- (注5) 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- (注6) みずほ証券株式会社の販売方針は、上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の株式買取引受による募集）イ 募集の方法及び条件 ② 募集の条件」の（注5）に記載した販売方針と同様です。

(3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要

本受益権は、当社、委託者としてのみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」又は「委託者」という。）、並びに、受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下、総称して「受託者」という。）の間に2017年8月31日に締結された「テックポイント上場外国株信託受益権受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書」（その後の修正を含む。）（以下「JDR信託契約」という。）に従って発行される。



- ① 当社は、当社及び委託者の間で締結される予定の株式引受契約（以下「引受契約」という。）に基づき、当社株式（以下「原株式」という。）をみずほ証券に対して発行する。

- ② みずほ証券は、JDR信託契約に基づき原株式を受託者に対して信託し、受託者は、当該原株式を受託有価証券とする本受益権をみずほ証券に対して発行する。
- ③ 受託者は、原株式に係る株券の保管を米国所在の保管機関に委託する。
- ④ 本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）に基づき振替受益権として株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」という。）が取り扱うものとする。
- ⑤ 引受人は、本受益権を投資家に対して販売する。

本有価証券信託受益証券の概要

本受益権は、JDR信託契約に従って発行・交付され、本受益権1口につき当社の普通株式1株を表示する、信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含む。）第2条第7項に規定する受益権を証する同法第185条第1項に基づく受益証券である。JDR信託契約に基づき設定される信託（以下「本信託」という。）の信託財産は、原株式（以下、本信託の信託財産としての原株式を「受託株式」という。）、現金その他の財産によって構成される。ただし、原株式は、JDR信託契約に従って受託者の委託に基づき、米国所在の保管機関（三菱UFJ信託銀行株式会社ニューヨーク支店）に対して交付され、米国所在の保管機関において保管される。以下、本「第1 募集事項」の記載は、別段の記載がない限り、投資家が本受益権を直接保有していることを前提としている。

受託株式の法律上の保有者は、本受益権の保有者（以下「受益者」という。）ではなく、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社である。そのため、受益者としての投資家は、本受益権を原株式に交換して当社の株主とならない限り、当社の株主としての権利を行使することはできない（本受益権の交換に係る手続の概要については、下記「本受益権の原株式への交換に係る手続の概要」をご参照ください。）。受益者としての投資家の権利及び受託者の義務は、JDR信託契約に記載されている。かかるJDR信託契約及び本受益権は、原則として日本法に準拠する。ただし、原株式の保有者の権利及び原株式の保有者に対する当社の義務は、米国法（日本法と異なる可能性がある。）に準拠する（「第2部 企業情報 第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要」をご参照ください。）。

以下では、JDR信託契約の重要な条項の要約を記載している。受益者としての投資家の権利はすべて、JDR信託契約に定められている。したがって、より完全な情報は、JDR信託契約を参照されたい（JDR信託契約の写しは、有価証券届出書に添付されている）。

外貨の変換・分配

受託者は、受託株式に係る配当金その他の分配金を外貨で受領したとき、又は受託株式に係る有価証券その他の資産の売却を行った場合にその売却金を外貨で受領したときには、適当と判断される手法により（受託者が受領した外貨を一旦第三者を通じて別の外貨に変換したうえで円貨に変換することを含む。）、円貨に変換し、JDR信託契約に別に定める方法に従い、これを受益者に分配する（具体的には、下記「現金配当その他の現金による分配」をご参照ください。）。

円貨への変換に際して用いる換算率は、受託者が受領した外貨につき、受託者がその受領を確認した日の翌銀行営業日（銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。以下同じ。）に定める対顧客直物電信買相場（TTBレート）とする。ただし、為替の急激な変動、混乱が生じた場合又は前段落括弧書きに定める複数回の変換を行う場合等には、受託者が合理的に適当と判断する換算率を用いることがある。

受託者は、JDR信託契約の条項に従い、上記の円貨への変換及び分配を外貨の受領確認後遅滞なく行う。ただし、外貨の受領確認の完了に時間を要した場合、為替市場の停止又は混乱等が生じ円貨への変換が困難な場合、又は税金その他政府関係費用を源泉徴収する必要がある場合等には、円貨への変換及び分配が遅れることがある。受託者は、この間の当該金銭に係る付利の義務を負わない。

全受益者又は特定の受益者に対する変換及び分配につき、政府その他の機関からの許可、免許、届出等の手続を必要とする場合、受託者は、当該許可又は免許の申請、届出の実施その他の手続を執り行う権限を有する。ただし、受託者は当該手続を執り行う義務を負わない。

円貨への変換及び分配につき、実施不可能である（変換後の通貨が必要期間内に取得できないことを含む。）若しくは適法でないと受託者が判断した場合、上記の許可若しくは免許申請若しくは届出の実施その他の手続が政府その他の機関により却下若しくは不受理とされた場合、又は、上記の許可若しくは免許の取得若しくは届出に係る費用が適当でない場合には、受託者は、裁量により円貨への変換及び分配を行わないことができる。かかる場合、受託者は、受益者に通知する。

現金配当その他の現金による分配

当社は、受託株式につき現金配当その他の現金による分配を行う場合には、合理的期間内に、その数量、当社が米国で設定した原株式にかかる基準日及び当該分配を行う日を受託者に知する。

受託者は、受託株式に関して受領する現金配当その他の現金による分配を受領した場合には、上記のとおりこれを円貨に変換する。

受託者は、以下の方法により受益権一口当たりの信託分配単価の算出を行う。上記の変換された円貨総額から分配金支払いに関する手数料（変換された円貨総額を受益権の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額に受益権の総口数を乗じた額（消費税等が含まれる。）を上限とする。）を控除した残額を、受益権の総口数で除す。

受託者は、受益者に対して、上記のとおり算出された受益権一口当たりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉徴収税（地方税を含む。）の適用される範囲で控除した残額（1円未満の端数は切り上げる。）を分配する。

株式配当・株式分割・株式無償割当て

当社は、受託株式につき株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う場合には、合理的期間内に、その数量、当社が米国で設定した原株式にかかる基準日及び当該株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う日を受託者に通知する。

受託者は、株式配当、株式分割又は株式無償割当てにかかる権利確定日現在の受益者に対して、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した当社株式に対応する新たな受益権を発行し、受益者の受益権の口数に応じて割り当てる。ただし、当該割り当てが困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した受託株式につき、当該受益者が保有する本受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付するか、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した受託株式を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付する。なお、本募集に係る本有価証券信託受益証券の受益権付与率は100%である。

上記にかかわらず、受益権付与率を変更することにより発行すべき受益権又は処分又は受益者に交付すべき受託株式が発生しない場合、受託者は上記に基づく受益権の発行又は受託株式の処分若しくは受益者への交付を行うことなく、信託財産として管理する。

受託者は、上記の株式配当につき日本国内において源泉徴収がなされる可能性があるとは判断した場合（結果的に源泉徴収がなされない場合を含む。）には、当該株式配当により割り当てられた当社株式を売却し、売却金額を、JDR信託契約の条項に従い、株式配当にかかる権利確定日（下記「権利確定日の設定」をご参照ください。以下、同じ。）現在の受益者に対し、分配する。

その他の権利

当社は、受託株式につき現金配当等、株式配当、株式分割及び株式無償割当てで得られる財産以外の財産の分配を行うことを希望する場合には、合理的期間内に、その内容（当社以外の者の発行する有価証券についてはその者の名称その他の必要な情報を含む。）及び金額又は数量、当社が米国で設定した原株式にかかる基準日並びに当該分配を行う日を受託者に通知する。

受託者は、上記の通知を受領した場合には、当該分配にかかる財産の受益者への交付の法令等上の適法性及び実行可能性について当社と協議し、当該財産の交付が合理的に実行可能であると受託者が判断することを含むJDR信託契約に規定する一定の条件を満たす場合には、受益者に対して以下に定める方法に従って当該財産の交付を行う。

受託者は、当該財産の交付に際して、権利確定日を設定し、法令等で許容されている範囲で、権利確定日時点の各受益者へ当該財産の交付を行う。

受託者は、上記の現金配当等、株式配当、株式分割及び株式無償割当てで得られる財産以外の財産の交付に係る条件が満たされない場合で、かつJDR信託契約に規定する一定の条件を満たす場合には、受託者が売却可能であるとその裁量で判断する場所及び条件で、当該財産を売却し、売却金額を、当該財産の交付にかかる権利確定日現在の受益者に対し、JDR信託契約の条項に従い、分配する。

受託者が上記の当該財産の売却をすることができない場合には、受託者は、当該財産を受領する権利を放棄する。

振替受益権

本受益権は、振替法に基づき、振替受益権として証券保管振替機構が取り扱うものとし、受託者は、証券保管振替機構に対して、かかる取扱いがなされることについて同意する。本受益権の権利の帰属は、振替法第127条の2第1項に従い、振替口座簿の記載又は記録により定まる。

権利確定日の設定

受託者は、以下に掲げる場合には、当社と協議のうえ、以下に定める権利が与えられる受益者を確定するための日（以下「権利確定日」という。）を設定する。

- (1) 受託者が、受託株式に係る現金配当等、株式配当、株式分割、株式無償割当てその他の権利に関してその基準となる日についての通知を当社から受領した場合
これらを受託者を通じて受領し又は付与される権利
- (2) 受益権付与率を変更する場合
当該変更を経た後の受益権付与率に対応する原株式に係る権利
- (3) 受託者が本受益権を分割する場合
当該分割後の本受益権
- (4) 受託者が本受益権を併合する場合
当該併合後の本受益権

- (5) 議決権行使手続（下記「株主総会における議決権の行使」をご参照ください。）を行う場合
指図権行使手続における議決権等
- (6) JDR信託契約に基づき信託財産の状況の報告を行う場合
当該報告を受ける権利
- (7) JDR信託契約に基づき受益者決議手続（下記「受益者の意思決定」をご参照ください。）を行う場合
受益者決議手続における投票権
- (8) JDR信託契約に基づき指図権行使手続（下記「受託株式に関する意思表示」をご参照ください。）を行う場合
指図権行使手続における指図権
- (9) JDR信託契約に基づき残余財産の給付を行う場合
当該残余財産の給付を受ける権利
- (10) その他受託株式にかかる一切の事項について、受託者が必要であると判断した場合
当該事項にかかる権利

受託者は、当社と協議のうえ、原則として当社が米国で設定した原株式に係る上記（1）に定める権利に係る基準日と権利確定日が同日となるように設定し、同日とならない場合、当該基準日と権利確定日をできる限り近接させるよう努める。受託者が設定する権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者のみが、上記各号に定める権利を与えられる。

本受益権の発行

本受益権の当初発行に係る手続の概要

当初の信託設定日において、下記「（6）有価証券信託受益証券に表示される権利に係る株券の内容」記載の発行数（発行価格決定日に決定される予定である。）の原株式が委託者によって受託者に信託される場合、受託者は、これを引き受け本受益権を発行する。その際、受託者は、当該委託者に対して、JDR信託契約に規定する手数料を請求する。受託者は、当社に対して、かかる信託の引受けをJDR信託契約をもって通知する。なお、委託者は、発行価格決定日において定められる当社株式数を、その決定後直ちに（遅くとも発行価格決定日当日中に）、受託者に通知する。

本受益権の追加発行に係る手続の概要

原株式の保有者は、委託者に対して原株式の受益権への交換を申し込むことができ、その有する原株式の全部又は一部について、受益権付与率に応じた受益権に交換することができる。かかる申込を受けた委託者は、原株式を追加で信託するものとし、受託者は、次段落に記載する場合を除き、かかる追加信託を受けなければならない。その際、受託者は、当該委託者に対して、委託者と受託者が別途定める信託報酬・手数料の明細に記載する手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求する。委託者は、追加信託により受領した受益権を、申込を行った原株式の保有者に交付する。

受託者は、追加信託が法令等（米国の法令等を含む。以下、同じ。）に抵触する場合、法令等の規制により追加信託が許容されない旨の通知を当社、政府機関又はその他の機関から受領した場合、又は受託者が、JDR信託契約に定める委託者若しくは当社の表明保証のうちいずれかが虚偽若しくは不正確であると合理的に判断する場合には、追加信託を受け入れない。

追加信託等の事情によって新たに受益者となる者について、受託者が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、その後の改正を含む。）により定められる取引時確認等を行う義務を負う場合には、委託者は受託者によるかかる取引時確認等を代行する。

なお、当社は、原株式の保有者に対して受益権への交換を促すものではなく、受益権への交換の申込を行う原株式の保有者は、何らかの勧誘の結果ではなく、自らの判断により、受益権への交換の申込を行うものとする。

本受益権の原株式への交換に係る手続の概要

受益者は、本受益権が上場されている間（但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除く。）、受託者が指定する金融商品取引業者（以下「指定転換販売会社」という。）に申し込むこと（以下「交換申込」という。）により、その有する受益権の全部又は一部について、受益権付与率に応じた株数の原株式と交換することができる。指定転換販売会社は、受益者から交換申込があった場合、当該交換申込に基づき当該受益者から譲り受ける本受益権について、受託者に対して受益権付与率に応じた株数の原株式への転換請求（以下「転換請求」という。）を行う。

受託者は、転換請求に基づき、別途定める時期及び方法で、当該転換請求を行った指定転換販売会社に対して、当該転換請求に係る本受益権の口数に対応する株数の原株式を交付する。なお、かかる転換請求に基づく原株式の交付により、転換請求の対象となった本受益権は消滅する。

交換申込を受け付けた指定転換販売会社は、上記に基づく原株式の交付を受けた場合、交換申込を行った受益者に対し、当該原株式を交付する。

上記にかかわらず、法令等による制約又は実務上の理由により受益権の転換により交付される原株式を指定転換販売会社又は受益者が受領することができない場合、交換申込及び転換請求はできない。

さらに、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、受託者は、転換請求の受付の停止又は転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続「以下「転換手続」という。）の中断若しくは取り消しをすることができる。

- (1) 受益者が負担すべき手数料（受益者毎に1回あたり5,000円）並びにそれに係る消費税等の相当額の入金を確認できない場合
- (2) 受益者を確認する手続が完了しない場合
- (3) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事情があるため転換手続が実施できない場合
- (4) 米国所在の保管機関において、原株式の移転の実施が困難となる事情その他やむを得ない事情があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合
- (5) 原株式の権利行使基準となる日と本受益権の権利確定日が同一でない場合において、転換手続を中断若しくは取り消すべきであると受託者が認めるとき
- (6) その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合

受託者が転換請求の受付を停止したときは、指定転換販売会社は直ちにその旨を受益者に対して通知する。この場合、受益者は、当該受付停止の当日に行った交換申込のうち、当該受付停止前に行った交換申込を撤回することができ、この場合には、当該交換申込に関連する指定転換販売会社の転換請求も撤回されたものとみなされる。受益者がその交換申込を撤回しない場合には、当該交換申込及び当該交換申込に関連する指定転換販売会社の転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の銀行営業日に受け付けたものとみなす。この場合を除き、交換申込及び転換請求を撤回、取消又は中断することはできない。

受益者は、受託者に対して直接転換請求をすることはできず、上記の定めに従って交換申込を行うことができるのみである。

受益者は、交換申込を行う場合、受益者が負担すべき手数料として、受益者毎に1回あたり5,000円並びにそれに係る消費税等の相当額を負担する。

なお、当社は、受益者に対して原株式への交換を促すものではなく、交換申込を行う受益者は、何らかの勧誘の結果ではなく、自らの判断により、交換申込を行うものとする。

株主総会における議決権の行使

当社は、受益者に対して、受託株式会社についての①議決権行使、又は、②議決権行使にかかる同意又は委任状の勧誘（以下①乃至②を総称して「議決権行使手続」という。）を行う場合には、その議決権行使手続にかかる株主総会の開催日又は同意の期日（以下「開催日等」という。）を、合理的期間内（当該開催日等の3カ月前まで）に、受託者に通知する。

受託者は、上記の通知を受領した場合には、議決権行使手続にかかる権利確定日をJDR信託契約に基づき設定する。

当社は、上記に従い開催日等の通知を行った場合には、受託者に対し開催日等の遅くとも28日前までに、当社による議決権行使手続にかかる議案の数又は同意若しくは委任事項の数を通知し、また、開催日等の遅くとも21日前までに、①招集通知又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面及び②当社の定款又は受託株式の条項に基づき受益者が受託者に指図する権利を有することとなる場合には、当該条項の主要部分の要約を記載した書面を邦文にて交付することとする。受託者は、受領した書面を当社の費用負担により、かつ、法令等上許容されていることを条件に、以下の各書面を作成し、権利確定日時点の受益者に対し交付する。ただし、受託者は、当社がかかる行為を行わない限り、議決権行使手続にかかる事務を行う義務を負わない。

- (1) 当該株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面及び同意の指図書若しくは委任状（以下「指図書等」という。）
- (2) 法令等、本契約、当社の定款及び受託株式の条項に基づき、権利確定日における受益者が、受益権に表章される受託株式にかかる議決権又は同意若しくは委任（以下「議決権等」という。）について、受託者に指図する権利を有する旨の説明文
- (3) かかる議決権等の指図の方法を示した簡略な説明文（受益者から受託者への指図書等の提出期限（以下「提出締切日」という。）を示したものを含むが、これに限られない。）

提出締切日は開催日等の5営業日（東京証券取引所が休業日としている日以外の日という。以下、同じ。）前以降の日（受託者が別途定めるものとする。）とし、受益者は、受託者所定（電磁的方法を含む。）の方法に従い指図書等を提出するものとする。受託者は、開催日等の3日前以降の日（受託者が別途定めるものとする。）までに当該議決権等の指図を集計し、その結果を当社に提出する。

受益者は、議決権等の指図について、整数の受益権についてのみ行うことができる。

受託者は、次に定める議決権等を行行使し、又は米国所在の保管機関に議決権等を行行使するよう指図する。ただし、法令等（米国の法令等も含む。）、本契約、当社の定款又は受託株式の条項に違反すると受託者が判断したときは、（受託者は米国の法令等、当社の定款及び受託株式の条項についての調査義務を負わない。）かかる行使又は指図を行なわない。

- (イ) 提出締切日までに指図書等による有効な議決権等の指図を受益者から受領した受益権に表章される受託株式については、当該議決権等の指図に従う。
- (ロ) 提出締切日までに指図書等による議決権等の指図を受益者から受領していない受益権に表章される受託株式については、以下に規定する通りに扱う。

受託者は、当社の書面による要求により、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、議決権等の行使につき指図を得られないすべての受託株式にかかる議決権等につき白票を投じる。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されるが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されない。

受託者は、受益者から提出締切日までに指図書等を受領した場合であって、当該指図書等において指図が指定されていないとき、又は受益者に交付された招集通知又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面に記載があり、当該記載が受託者により当該指図がどのように扱われるべきか明確な指図を欠くときは、白票とみなす（以下「みなし指図」という。）。

受益者は、指図書等の所定欄に明記することにより、その有する議決権等を統一しないで行使することができる。

受託者が、JDR信託契約の条項に基づく手続を履践し、かつ、提出締切日以前に受益者から指図書等を受領しなかった場合は、白票とみなされる。

受託者は、JDR信託契約の条項に基づく手続を履践し、かつ、提出締切日までに受益者から指図書を受領した場合を除き、書面により当社により要求された場合には、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、すべての受託株式について議決権等の行使を行う。この場合、受託者は上記記載のJDR信託契約の各規定の適用によっても議決権等の行使につき指図を得られない受託株式にかかる議決権等につき白票を投じる。

JDR信託契約又は本受益権のいかなる条項にかかわらず、受託者は、かかる措置を講ずることが日本法その他の法令等に違反する場合には、株主総会又は同意若しくは委任状の受益者に対する勧誘についての措置を講ずるいかなる義務を負わない。

当社は、受益者が受託株式に帰属する議決権等を実行することを可能にするのに合理的に必要な一切の措置を講じ、かつ、受託者に要求された場合には、受託者により講ずることが要求される措置についての日本の法律顧問の意見書を受託者に交付することに同意する。

受益者は一般に、又は個別の受益者についても、議決権等の指図を適時に受託者に対して行うことを可能にするのに十分な時間を与えられて上記の通知を受領することは保証されていない。

受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、その本店において、当社から受領したすべての通知、報告及び連絡であって、受託株式の保有者の資格において受託者が書面により受領し、かつ、当社の普通株式その他の証券の保有者に対し当社により一般的に開示されているものについて、受益者の閲覧に供する。

受託株式に関する意思表示

受託者が、受託株式に関して、当社から意思表示を求められた場合には、適時に実行可能かつ法令等により許される限り、受益者決議手続又は議決権行使手続により受益者の意思を確認したうえで、当社に対して書面により意思表示（目的である事項について受益者が異なる内容の投票（投票をしないことを含む。）を行った場合において、投票内容ごとの全投票権数に占める投票数の割合等を回答することを含む。）を行う。

上記に掲げる場合において、受益者決議手続及び議決権行使手続が適時に実行可能でない場合又は法令等により許されない場合（受託株式についての意思表示が特定時点の受託株式の保有者に認められており、受託者が当該時点の受益者の意思の確認を行うにあたり受益者決議手続を適時に行うことができない場合を含むが、これに限られない。）には、上記にかかわらず、受託者は、受益者決議手続及び議決権行使等指図権行使手続を行うことなく、以下の方法（以下「指図権行使手続」という。）により受益者の意思を確認したうえで、当社に対して書面により意思表示を行う。受託者は、指図権行使手続の目的である事項についての指図結果（指図をしないことを含む。）ごとの全指図権数に占める指図権数の割合に応じてかかる意思表示を行うが、そのような意思表示が法令等により許されない場合には、指図権を有する受益者の指図の過半数の結果に従って統一的に意思表示を行う。

(1) 受託者は、当社から受託株式について意思表示を求められている内容、意思表示に係る指図権行使のための受託者所定の書面（以下「指図権行使書面」という。）、及び指図がなされるべき期限を記した資料を受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に備えおく。

(2) 受益者は、指図権行使書面を定められた期限までに受託者に交付することにより受託者に対して指図を行う。

(3) その他の手続は、原則として受益者決議手続と同様とする。

当社に対して受託者が前項の意思表示に係る書面を適時に返送するために十分な時間がない場合には、受託者が、前項の受益者の意思の確認を行うことができない場合がある。

本受益権の取得請求権

本信託について信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更（以下「重要な信託の変更」という。）がなされる場合、及び本信託について信託の分割がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しない。）は、営業日に、受託者に対し、自己の有する受益権を本受益権一口あたり、受託株式の一株あたりの市場価格等をもとに受益権付与率等を踏まえて算定される、受託者が適正と判断する価格で取得することを請求することができる。この場合、受益者は、受託者が定めた期日までに、受託者が定めた方法により、受託者が指定した口座に受益権を振り替えるものとする。また、受託者は、受益者に対して、当該請求に係る手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求することができる。

上記に従い受託者が受益権を取得する場合、受託者は、受益権を自己の銀行勘定で取得するものとする。

ただし、重要な信託の変更又は信託の分割に賛成する旨の意思を表示した受益者は、受託者に対して、自己の有する受益権を取得することを請求をすることはできない。

受託者に対する行為差止請求権

本信託においては、6か月以上受益権を保有する受益者に限り、信託法第44条第1項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができる。

その他受益者の権利一般

受益者は、JDR信託契約に規定される権利及び法令等により制限することのできない受益者の権利のみを有し、それ以外の権利（受託株式にかかる配当請求権、株主名簿閲覧請求権その他受託株式の株主としての一切の権利を含むが、これらに限られない。）を有しない。

受益者への通知

受託者が受益者に対してする通知は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該受益者の住所（当該受益者が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発する。かかる通知は、その通知が通常到達すべきであったときに、到達したものとみなす。

なお、本受益権が2人以上の者の共有に属するときは、共有者は、受託者が受益者に対してする通知を受領する者1人を定め、受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合、その者を受益者とみなして、上記段落に記載する取扱いを適用する。かかる共有者の通知がない場合には、受託者が本受益権の共有者に対してする通知は、そのうちの1人に対してのみ行うことができる。

受託者は、JDR信託契約に定めるもののほかは、受益者への通知を行わない。但し、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令等に違反するものについてはこの限りではない。

受益者の意思決定

受益者の意思決定は、議決権行使手続及び指図権行使手続を行う場合を除き、以下の手続（以下「受益者決議手続」という。）により行われ、受託者は、これを必要と認める場合には、いつでも、行うことができる。

また、各本受益権の総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができ、かかる請求があった場合、受託者は、受益者決議手続を行わなければならない。

受益者は、受益者決議手続において、その保有する受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使する。ただし、受益権が当該受益権にかかる信託の信託財産に属するときは、受託者は、当該受益権については、投票権を有しない。

受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数の投票によって成立し、投票の過半数をもって行う。ただし、信託法第42条の規定による責任の免除にかかる意思決定の方法についての信託行為の定めは、すべての受益者の一致によってこれを決する。また、決議の結果、賛成又は反対の投票数のいずれもが、投票数の投票権の過半数に達しなかった場合においては、当該受益者決議手続の決議は行われなかったものと扱う。

受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができる。

投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなす。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなす。

受益者決議手続の決議は、すべての受益者に対してその効力を有する。

各委託者若しくは全委託者の権利を害し、又は委託者に債務若しくは義務を課し、又はその他悪影響を及ぼすことになる事項に関して、受益者は、受託者に対して、受益者決議手続を請求することはできず、また受託者はかかる受益者の請求には応じない（ただし、受益者の請求に応じないことが法令等の違反を構成する場合を除く。）。

具体的な行使方法等については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

受益権原簿の閲覧

受託者は、受益権原簿を受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の主たる事務所に備え置く。受益者その他信託法第190条第2項に規定される利害関係人は、受託者に対して信託法第190条第2項に掲げる受益権原簿の閲覧又は謄写等の請求することができ（この場合において、受益者は、当該請求の理由を明らかにしなければならない。）、かかる受益者の請求があった場合、信託法第190条第3項各号に該当すると認められる場合を除き、受託者はこれを拒むことはできない。

JDR信託契約の変更

受託者は、信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更に該当しない場合又は信託の目的に反しない場合（但し、受益者の利益に適合しないと受託者が合理的に判断する場合を除く。）には、当社及び委託者の同意を得て、その裁量により、JDR信託契約を変更することができる。

JDR信託契約の変更が上記に該当しない場合には、受託者は、受益者決議手続において受益者の承認を得ることにより、JDR信託契約を変更することができる。

受益者は、受託者の利益を害しないことが明らかである場合であっても、受託者の事前の同意なく、JDR信託契約を変更することはできない。

信託報酬・手数料

受託者は、JDR信託契約の条項及び当社が受託者と別途合意する内容に従い、JDR信託契約にかかる信託報酬及び手数料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を収受することができる。

JDR信託契約の条項により信託財産に帰属した利息及び信託財産から生じた利息等は、JDR信託契約に定める計算期間内に生じたものにつき、当該計算期間の計算期日の翌日に受託者が信託報酬として全額受領する。

受託者は、JDR信託契約の規定により生じた各信託報酬を、その発生の都度信託報酬として全額受領する。

租税・信託費用・税務手続

信託費用（信託事務を処理するのに必要と認められる一切の費用をいう。）は、JDR信託契約に特段の定めがある場合を除いて当社の負担とし、当社は受託者と別途合意する内容に従ってかかる信託費用を受託者に支払う。

受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるには、信託法第48条第3項の規定にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しない。

受益者は、本信託にかかる税務上必要な手続がある場合、自らの費用及び責任で当該手続を行う。なお、受託者は、本信託にかかる税務手続に関し、受託者が行うものとして明記され、又は法令等により受託者が行うものとされているものを除き、何らの税務上の手続を行う義務を負うものではない。

本信託の終了

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は以下に掲げる事由のいずれかが発生したときに、当該時点において終了する。ただし、受託者は、受益者保護のために必要と判断する場合には、その終了時期を受託者が適当と認める時期とすることができる。

- (1) 本受益権の東京証券取引所での上場が廃止されたとき（他の国内の金融商品取引所に再び上場することが合理的に予想される場合は除く。）。
- (2) 法令等（米国の法令等を含む。）又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (3) (2) 以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断し、信託の終了につきJDR信託契約の条項に従って受益者の承認が得られたとき。

- (4) JDR信託契約の当事者（受託者を除く。）がJDR信託契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。ただし、委託者は、当該重大な違反を行ったことを認識した場合、遅滞なく当社及び受託者に対して通知するものとし、当該通知を当社が受領してから合理的な期間内に、当社が当該委託者を受託者により承認された新たな委託者に置き換えたときには、信託は終了しない（かかる承認は不合理には拒絶されない。）。
- (5) 受託者の辞任又は解任後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (6) 当社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
- (7) 当社につき管轄を有する裁判所により清算若しくは解散の命令がなされた場合又は清算若しくは解散の決議が有効になされた場合
- (8) 当社の金銭債務に関して債務不履行が発生し、かつ継続している場合（ただし、当社の事業運営若しくは財務状態又は本信託の存続に重大な悪影響を与えない場合を除く。）。
- (9) 信託費用又は信託報酬が本契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本信託の本受益権を受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務又は振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法（昭和40年法律第34号、その後の改正を含む。）第2条第29号ハに定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本信託の本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (13) 引受契約又は当社の特定の株主と委託者との間の2017年9月19日付貸株契約が当該募集の払込日において有効でないとき。

上記に定める場合を除いて、当社、委託者、受託者又は受益者のいずれもJDR信託契約を終了させることはできない。

本信託の終了後の残余財産の給付

本信託が終了した場合、受益者は金銭で残余財産の給付を受ける。かかる残余財産の給付は、本信託の終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受領する権利を有する。信託終了日後は、受益者は受益権の譲渡はできない。

受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権のすべての金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。

受託者は、かかる本信託の清算手続において、受託株式の償還等により受領した金額又は残余財産である受託株式（又はその残余財産）を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額から手数料（本受益権一口あたり1円を上限とする金額及び計算上生じた1円未満の端数）及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用（もしあれば）を控除した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付する。ただし、当該処分が困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、処分を行うことなく、当該受益者が保有する受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付することができる。

受託者の辞任・解任

受託者は、受託者が正当な事由があると合理的に判断する場合は、受益者、東京証券取引所、証券保管振替機構及び当社に対して3か月前までに通知することにより、辞任することができる。受託者が辞任した場合、当社又は受益者は、新受託者を選任する。ただし、当社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求する。

また、受託者は、信託法第58条第1項若しくは第4項に定めるときに限り、解任される。受託者が解任された場合、当社又は受益者は、新受託者を選任する。ただし、当社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、JDR信託契約の条項に従い、信託は終了する。

新受託者の選任がなされた場合、受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行う。

なお、受託者のうち一方がJDR信託契約の定めに従い解任され、又は辞任した場合は、他の一方の受託者も同時に辞任したものとみなされる。

受託者の免責

受託者は、JDR信託契約に定める受託者としての業務を、JDR信託契約の条項に従って履行した場合には、委託者、受益者又は当社に生じた損害等について責任を負わない。

受託者は、委託者又は当社がJDR信託契約に定める義務を履行せず、又は履行を遅滞したことに起因して、受益者に損害等が生じた場合、当該損害等について責任を負わない。

受託者は、委託者又は当社の行為によりJDR信託契約の本受益権の東京証券取引所への上場が認められなかった場合又は上場が廃止された場合、かかる上場が認められなかったこと又は上場が廃止されたことに起因して受益者、委託者又は当社に生じた損害等について責任を負わず、またこれに関連する費用の支払義務も負わない。

受託者は、信託事務に関する指図の内容の真否及び妥当性を確認する義務を負わず、かつ、当該指図に従って信託事務を処理する限り、一切の責任を負わない。

受託者は、次に掲げる事項については、受益者に対して責任を負わない。ただし、善良な管理者の注意をもって、受益者のために忠実に信託事務を履行しなかった場合は、その限りではない。

- (1) JDR信託契約において受託者の裁量で行えるとした行為が、法律上正当であるか又は理論上実行可能であるかを判断して行ったことから生じた結果
- (2) 受益者への分配に関する当社から提出された情報の内容及びその翻訳における誤り
- (3) 受託株式の効力又は価値
- (4) 受益者が本受益権を保有することに伴う納税
- (5) 受託者を通じた当社から受益者への通知の適時性
- (6) 受益者が負う本受益権への投資リスク（受託株式及び本受益権の価格の変動を含む。）

受託者、当社及び委託者の免責

受託者、当社及び委託者は、次に掲げる場合には責任を負わない。

- (1) 次の原因により、受託者、当社又は委託者がJDR信託契約上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合、又は遅延させられた場合
 - イ 日本、米国其他国家及び行政機関、規制機関又は金融商品取引所の今後施行される法令等の制定、廃止、又は改正
 - ロ 当社の定款その他の内部規則（今後施行されるものも含む。）
 - ハ 天災地変、戦争その他不可抗力な問題（国営化、収用、通貨制限、業務停止、ストライキ、市民暴動、テロリズム、化学・生物・電磁気兵器等の使用、革命、反乱、電気・通信・各種決済事務システム等の機能停止、システムダウン等を含むが、これらに限られない。）
- (2) 受託者、当社又は委託者が、JDR信託契約に従って業務を履行した場合において、受益者が受託株式保有者に与えられた分配等による利益又は契約により企図される利益を享受できないとき
- (3) 受託者、当社又は委託者によるJDR信託契約の条項への違反に対する間接的損害

受託者、米国所在の保管機関又はそれらの代理人は、善管注意義務違反がない限り、受益者に対して責任を負わない。

当社は、JDR信託契約に規定する当社の義務及び当該義務に故意・過失により違反した場合の賠償義務を除き、受託者、委託者及び受益者に対して、JDR信託契約又は本受益権に基づく義務（忠実義務その他の義務）を負わない。

委託者におけるその他の債務の不存在

委託者は、JDR信託契約の条項に基づく信託の設定及び追加信託以外のJDR信託契約に基づく義務又は債務を負わない。当社、受託者及び受益者は、法令等によって許される範囲内で、JDR信託契約若しくはJDR信託契約に企図される取引から生じる又はこれらに関連する委託者に対するすべての権利若しくは請求権を放棄する。

(4) 権利行使請求の方法・条件

上記「(3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」の「本有価証券信託受益証券の概要」を参照のこと。

(5) 決済の方法

本受益権の取得日

取得の申込みが行われた本受益権は、その受付日の3営業日後又は委託者の指定するそれ以降の日において、投資家の指定した口座に振り替えられる。

名義書換の手続等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、振替法第127条の2第1項に規定する振替受益権である。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はない（但し、例外的な場合に受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式である。）。

(2) 本受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する本受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等（振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。）に振替の申請をするものとする。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本受益権の口数の減少及び譲受人の保有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとする。但し、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとする。
- ③ なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできない。

(6) 有価証券信託受益証券に表示される権利に係る株券の内容

上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の株式買取引受による募集）ア 新規発行有価証券信託受益証券」をご参照ください。

(7) 有価証券信託受益証券の発行の仕組み

上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」をご参照ください。

(8) 有価証券信託受益証券の権利に関して投資家の判断に重大な影響を及ぼし得るその他の事項

(a) 受益権は原株式そのものではありません。受益者の権利は、原株式の保有者が有する原株式に係る権利よりも限定されており、また、受益者がその権利を行使するためには受託者を通じて行わなければなりません。

本受益権に係る原株式の所有権は受託者に帰属し、受益者は原株式の直接の株主とはなりません。したがって、受益者は原株式に関する配当をそのまま受領するものではなく、一定の手数料等を控除した残額を受け取ることになります。また、受益者は、当該本受益権に係る原株式に関して、法令等（米国の法令等も含む。）又は当社の定款により認められる株主としての権利を、当社及び／又はその役員に対して、直接行使することができません。具体的には、受益者は、直接当社の株主総会において議決権を行使することはできません。当社の株主総会における議決権の行使については、受益者は、受託者に対し指図権を行使することにより間接的に議決権を直接行使することになります（具体的には、「(3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」の「本有価証券信託受益証券の概要 株主総会における議決権の行使」をご参照ください。）。もし何らかの事情により受託者が当社の株主総会等に関する情報を受領できていない場合には、受益者は、議決権等の行使に必要な書類を受領できない可能性があるほか、議決権等の行使に必要な書類を適時に受領できない可能性があります。受益者は、当社の役員に対して株主代表訴訟を直接提起できず、当社に対して会計帳簿を直接閲覧することができず、株式買取請求権を直接行使することができません。加えて、当社の定款上、当社役員に対する損害賠償請求権が定められていますが、当社役員に対して当該権利を直接行使することもできません。

(b) 受益者が本受益権を原株式に交換するには時間を要する可能性があり、また譲渡課税が発生する可能性があります。

受益者は、JDR信託契約に基づき、委託者を通じて、本受益権を原株式に交換することができます。この場合、原株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者は、米国法及び当社の定款に従い、株主としての権利（議決権を含む。）を当社及び／又はその役員に対して直接行使することが可能です。しかしながら、かかる交換手続には時間を要する可能性があります。また、株主としての権利を直接行使するためには、米国法及び当社の定款に従い、原株式の株主として株主名簿に記載又は記録される必要がありますが、株主名簿への記載又は記録の手続に時間を要する可能性もあります。さらに、本受益権を交換しようとする時点によっては、当社又は受託者からの当社の株主総会に関する情報が受益者に行き渡らない可能性もあります。これらの結果として、適時に本受益権を交換して、当社の株主として権利行使することができないおそれがあります。また、本受益権を交換した受益者に譲渡課税が発生する可能性があります（「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「2 受益者の権利行使方法 (4) 配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。）。本受益権を交換し、受益者が原株式の所有者となった場合に問題となる米国法上の制限については、「第二部 企業情報 第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要」をご参照ください。

(c) 株式等の追加発行により投資家の持分が希薄化する可能性があり、かかる希薄化により当社の株式及び本受益権の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

当社は、事業の拡大に係る資金を調達するために、株式若しくは本受益権又はこれらを取得できる権利（以下「株式等」といいます。）の追加発行を行う可能性があります。将来の株式等の発行は、本受益権が当社の発行済株式総数に占める割合を希薄化し、当社の株式及び本受益権の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 本受益権について流動性のある取引市場が形成される保証はありません。

過去において、当社を含む外国法に基づき設立された会社の株式を信託財産とする有価証券信託受益証券が日本の証券取引所に上場された例はありません。日本の投資家が当社の株式を信託財産とした本受益権を投資商品として受け入れ、日本において取引が活発でありかつ流動性のある本受益権の取引市場が形成される保証はありません。また、日本及び米国の法的規制により本受益権の発行数が制限されることにより、本受益権の流動性が制約される可能性があります。本受益権の流動性の低迷は、本受益権の価格を不安定とする要因となり得ます。

(e) 信託を用いた仕組みに係るリスク

信託法第25条の規定により、受託者につき破産手続又は民事再生手続又は会社更生手続が開始された場合であっても信託財産を構成する原株式は、破産財団又は再生債務者若しくは更生会社の財産その他受託者の固有財産に属しません。しかし、JDR信託契約に従い、信託事務を行う受託者につき、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始された場合、信託事務が事実上一時的に停止する可能性があり、かかる場合、信託事務に支障が生じ、本受益権に係る信託配当金等の分配、原株式の預託・引出等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、JDR信託契約において、受託者は、信託財産に属する金銭につき、JDR信託契約に従って、受託者の固有勘定で、又は他の金融機関の預金等で運用することができるものとなっています。従って、受託者が信託財産に属する金銭の運用を行った場合、各運用先の破綻等により当該金銭を回収できないときには、本受益権に係る信託財産が毀損され、本受益権の価格に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、本受益権に係る信託財産は、信託法及びJDR信託契約の規定に従い、受託者が分別管理を行っていますが、受託者の分別管理義務違反や権限違反行為が行われた等の何らかの事情により当該信託財産が本受益権とは無関係の債務の引当とされるような場合には、本受益権に係る信託財産が毀損され、本受益権の価格に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

2 【新規発行による手取金の額及び使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
908,960,000	250,210,000	658,750,000

(注1) 払込金額の総額は、株式買取引受による募集に係る引受価額の総額であり、発行価格を有価証券届出書提出時における想定発行価格(650円)として計算された見込額です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額658,750,000円については、「募集に関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」に記載の第三者割当増資における差引手取概算額上限136,344,000円と併せて、研究開発費、特に監視カメラ及び車載カメラ向け映像送信用半導体及び映像受信用半導体のテープアウト費用(プロトタイプのカバー及びフォトマスクの改定費用)として、2019年12月末までに全額を充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集に関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、本有価証券信託受益証券について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる募集の対象となる当社株式は、オーバーアロットメントによる募集のために、みずほ証券株式会社が貸株人から借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、2017年8月30日（米国西海岸標準時間）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社株式228,000株の第三者割当増資を、2017年10月30日を払込期日として行なうことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2017年9月29日から2017年10月25日までの間、借入れ株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数を上限とするシンジケートカバー取引を行なう場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本有価証券信託受益証券は、当社株式に転換後、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引をまったく行わず、又はオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数に至らない有価証券信託受益証券口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

株式買取引受による募集に関連して、小里 文宏及び政子、小里 顕子、デンソー・インターナショナル・アメリカ、クー フェング、クー エミリー、リユー フン・カイ、クー アマンダ、ルセルネ・ベル・デベロップメント・リミテッド、亀井 洋次郎、中野 雅俊、金倉 広志、マーダロン、リユー アルバート、リー ニン、リン チャン・ケーン、リユー クリストファー、リユー エドワード、リユー ジェニファー、小野崎 真貴子、小里 文君、浅沼 文恵、森 公仁子、中村 衛、キム ヤンセン、ワン タオ、藤間 毅、キム サンジュン、マードック ピーター、ウー ケー、ホアン アイリーン、ティーガーデン ユキコ、森 幸示、櫻井 幹夫、ウォン ステイブーン、パン トゥ、亀井 生吹、チャン レイ、金倉 佐知子、チュー サイラス、リー スーザン、ウィルソン チャールズ、イエ ジム、クハジャッシャー イナヤット、亀井 菜々穂、ジァング グレイス、チェン アレン、リユー ショーン、リユー ジーン、リユー ブライアン、ウィリアムス エリカ リユー、リユー アレクサンダーマーク、佐藤 路穂は、みずほ証券株式会社との間で、本有価証券信託受益証券に係る上場（売買開始）日から起算して90日間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券（本有価証券信託受益証券を含む。）等の処分等（但し、オーバーアロットメントによる募集に伴う貸付け及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）を行なわない旨を合意しております。

また、当社は、みずほ証券株式会社との間で、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券（本有価証券信託受益証券を含む。）等の発行等（但し、株式買取引受による募集、オーバーアロットメントによる募集、オーバーアロットメントによる募集に関連し、2017年8月30日（米国西海岸標準時間）開催の取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資、株式分割による当社株式の発行、株式無償割当に伴う当社株式の発行、ストックオプションとしての新株予約権又はリストリクテッド・ストック・ユニットの発行、新株予約権の行使による当社株式の発行等を除く。）を行なわない旨を合意しております。

上記ロックアップの合意の一部若しくは全部が解除された場合又はロックアップ期間が満了した場合は、当該株主又は当社による上記ロックアップの合意の制限がなくなります。このため、それらの者による本有価証券信託受益証券の売却等により、本有価証券信託受益証券の市場価格に重大な影響が出る可能性があります。

4 募集に関するリスクについて

- (a) 個別の外国会社が発行した株式を原資産とする有価証券信託受益証券は、これまでに公募されたことはありません。

個別の外国会社が発行する株式を原資産とする有価証券信託受益証券は、これまでに日本において公募されたことはありません。当社は、先例のない金融商品を利用するにあたり、予期せぬ困難や複雑性に直面する可能性があり、それらがボラティリティを高め、流動性を低下させ、本有価証券信託受益証券の取引価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (b) 本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。

当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、本有価証券信託受益証券の保有者は、法令等（米国の法令等を含む。）又は当社定款の定款により認められる株主としての権利（当社の取締役及び執行役に対して株主代表訴訟を起こす権利を含む。）を有さず、受益者として授与されるJDR信託契約上の権利を有します。また、株主総会における議決権については、本有価証券信託受益証券の受託者に対し指図権を行使することにより間接的に行使することになります。本有価証券信託受益証券の保有者は、株主としての権利を行使するためには、保有する本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換する必要があるとあり、その際には譲渡課税が発生する可能性があります。本有価証券信託受益証券の事務等の概要及び権利行使方法等については、「第二部 企業情報 第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務等の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

- (c) 本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式はこれまで公開されておらず、当社の業績に関わらず、本有価証券信託受益証券の市場価格は変動又は下落する可能性があります、公開価格以上で売却することができない可能性があります。

本募集以前には、本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式は公開されていませんでした。本有価証券信託受益証券の公開価格は金融商品取引業者と当社の議論を通じて決定されますが、本募集後の市場における相場を示すものではありません。本募集において本有価証券信託受益証券を購入した場合、その公開価格以上で売却することができない可能性があります。また、本募集の終了後、本有価証券信託受益証券の活発で流動性の高い市場が形成され継続しない可能性があります。さらに、当社は本有価証券信託受益証券を東京証券取引所マザーズ市場に上場する意向ですが、上場維持できない可能性があります。また、当社普通株式の取引市場が形成されることは予期しておらず、それを促進する計画も現時点ではありません。本有価証券信託受益証券の市場価格は、当社のコントロールの及ばない様々な要因で大幅に変動する可能性があります。

(d) 当社は、近い将来において配当の実施を考えていません。

当社は、当社が発行する株式について金銭配当を宣言したことも支払ったこともありません。当社は現在、将来の利益は当社事業の遂行や拡大のための資金として内部留保することを企図しており、近い将来において配当の宣言や支払を行うことを考えておりません。さらに、当社が発行する株式に関する金銭配当の実施は、将来に負債性の資金調達を行う際の取り決めにより制約されることがあります。したがって、株主及び本有価証券信託受益証券の保有者に対するリターンは、市場価格の増加分（もしあれば）に限定される可能性があります。

(e) 本有価証券信託受益証券の保有者が株主総会における議決権行使の指図をしない場合、受託者は、白票の議決権行使を行うこととなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

原則として、本有価証券信託受益証券の保有者が受託者に議決権行使手続における指図書等を提出しない場合、JDR信託契約に基づき、受託者は、当社の要求に基づき、白票の議決権行使を行います。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されません。その場合、保有者は自己の本有価証券信託受益証券の原資産である普通株式の議決権を行使できなくなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

(f) 会社関係者への株式所有の集中は、本有価証券信託受益証券の保有者の当社の議案に対する影響力を制限する可能性があります。

本募集の終了後、当社の取締役及び執行役、現在の主要株主及びそれらの関連当事者は、本募集において本有価証券信託受益証券を購入しないものと仮定した場合、当社の総議決権の約60%を保有することになると当社は試算しています。その結果、これらの株主が共同することにより、取締役の選出及び重要な取引を含む、株主による承認が必要な事案のほぼすべてを決定することができます。本募集で本有価証券信託受益証券を購入した保有者が有益と考える当社の支配権の変更は、抑止又は阻止される可能性もあります。

(g) 既存株主が将来株式を売却する場合、本有価証券信託受益証券の価格が下落する可能性があります、また発行済みストックオプションの行使やストックインセンティブプランに基づく株式等の発行により本有価証券信託受益証券の保有者の議決権比率は大幅に希薄化する可能性があります。

既存株主が、本書で述べられているロックアップ合意及び転売に関するその他の法的制限が解消したのち、当社普通株式又は本有価証券信託受益証券の相当量を売却する場合又は売却の意図を示す場合、本有価証券信託受益証券及び保有普通株式の取引価格が下落する可能性があります。

また、発行済みストックオプションが行使された場合や2012年及び2017年ストックインセンティブプランに基づきそれぞれ将来の発行のために確保されている株式が実際に発行された場合、本有価証券信託受益証券の所有者の議決権が総議決権に占める割合は大幅に希薄化する可能性があり、さらに当該株式が公開市場で売却されることにより本有価証券信託受益証券及び保有普通株式の取引価格が下落する可能性があります。発行済みストックオプションの数及び2012年及び2017年ストックインセンティブプランに基づきそれぞれ将来の発行のために確保されている株式の数については、「第5 提出会社の状況 1 株式等の状況等 (2) 株式の総数 ①株式の総数」の注2を、2017年ストックインセンティブプランの内容については、「第二部 企業情報 第5 提出会社の状況 5 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況 ⑥2017年ストックインセンティブプランの概要」を、それぞれご参照ください。

- (h) 本有価証券信託受益証券の所有者に対して配当を行うことが違法となる場合又は現実的でない場合、本有価証券信託受益証券の所有者は当社が普通株式を行う配当その他の対価を受けられない可能性があります。**

受託者は、当社が普通株式に対して支払った現金配当その他の配当を、手数料及び費用を差し引いた上で、本有価証券信託受益証券の所有者に支払うことに同意しています。本有価証券信託受益証券の所有者は、当社の普通株式を原資産とする本有価証券信託受益証券の保有株式数に応じて配当を受け取ります。しかしながら、受託者は、本有価証券信託受益証券の所有者に配当を支払うことが違法である場合又は現実的でない場合、配当を支払う責任を負わず、本有価証券信託受益証券の所有者は配当相当額の支払を受けられない可能性があります。これらの制限は投資家の保有する本有価証券信託受益証券の価値を著しく減じる可能性があります。

- (i) 当社の修正基本定款及び修正付属定款並びにデラウェア州法の規定は、当社の支配権の移動又は経営陣の変更を抑制し、遅延させ又は妨げる可能性があります。**

デラウェア州法並びに発行価格決定日までに発効する当社の修正基本定款及び修正付属定款には、株主が有益とみなす当社の支配権の移動又は取締役会の変更を抑制し、遅延させ又は妨げる可能性のある規定が含まれています。それらの規定の中では、

- ・取締役は、発行済み株式総数の過半数の株主の賛成がない限り解任できないと定められています。
- ・当社の修正基本定款及び修正付属定款のいくつかの条項の修正には、発行済み株式の総議決権の3分の2以上の賛成が必要となります。
- ・取締役会が、発行済み株式総数を増加して企業買収の試みを抑制するための、「白地」優先株式の発行が認められています。これは、株主総会決議を経ずに取締役会限りで発行することができる優先株式であり、取締役会による発行決議において、株式数、議決権の有無及び配当参加権などを定めることができるものです。したがって、例えば、議決権付き優先株式を特定の者に対して発行することにより、支配権を取得しようとする他の者の議決権比率を希薄化することも可能となります。ただし、優先株式の発行にお

いては、デラウェア州法及び当社の定款等により、支配権の異動等を伴う場合に株主の承認を得る必要があるなど、一定の制限があります。

- ・株主が臨時株主総会を招集する権限は排除されています。
- ・書面決議の方法による株主の行動は禁じられ、あらゆる株主の行動は株主総会において執り行われる必要があるとされています。
- ・当社付属定款の制定及び改廃は、取締役会に授權されています。
- ・取締役選任の推薦又は株主が株主総会でを行うことができる事項の提案は、事前通知の要件が定められています。

これらの規定により、株主は当社経営陣の指名責任を有する取締役会の構成員を交代させることが難しくなり、現在の経営陣を交代させ又は解任しようという株主の試みはくじかれ又は妨げられるかもしれません。さらに、当社にはデラウェア州会社法203条の規定が及びますが、当該規定によりデラウェア州法人は、株主が「利害関係株主」になった日から3年間はその「利害関係株主」との幅広い企業結合が一般に禁じられます。「利害関係株主」の定義については、「第二部 企業情報 第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (1) 提出会社の属する国・州等における会社制度」の「デラウェア州の買収防衛法制」をご参照ください。

なお、当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。上記「(b)本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。」をご参照ください。

- (j) **当社が新たな財務担当者を雇用できず、当社の財務報告システムと財務インフラの強化ができない場合、当社は適時適切に財務成績を報告できない可能性が生じ、また米国サーベンス・オクスリー法（SOX法）の遵守、並びに米国証券取引委員会（SEC）及び日本の報告義務などを含む上場会社としての要件を遵守することができないかもしれません。**

本募集後においては、当社は、会計の専門知識、SEC、日本の報告義務、米国SOX法遵守の専門性を有する財務会計担当者など必要な専門家を追加雇用できない場合、当社の財務書類を適時適切に作成する能力に悪影響を及ぼすこととなります。さらに、新規従業員は、当社の事業、事業プロセス及び手続を学ぶための時間と訓練を要します。当社の財務会計組織が、いかなる理由においても、上場会社として増加する要求に適切に対応できない場合、当社の財務報告の品質及び適時性は損なわれ、これにより当社の内部統制の重大な弱点の特定につながる可能性があります。

当社が、米国SOX法の要件を含む上場企業として求められる事項を満たすための財務報告システム、財務インフラ及び内部統制を強化できない場合、財務成績を適時適切に報告することができず、虚偽報告を防ぐことができないかもしれません。当社は、米国SOX法404条を遵守するため、多大な費用を要し、経営陣の労力が割かれることになると予期しています。

- (k) 米国及び日本の双方の規制に従うことが求められる上場企業として事業を行うことにより、著しく費用が増加し、管理業務にかなりの時間を要することになります。

本募集後においては、当社には、日本で上場している米国企業として、非公開企業には発生しない、また、米国上場の米国企業にも発生しないような法務、財務その他の費用が発生することになります。さらに、日本においては、日本語による継続開示書類の提出義務を含む金融商品取引法及び関連規則並びに東京証券取引所の定める規則に従って、有価証券及び開示に関わる法律を遵守しなければなりません。これらの義務を遵守するために、法令遵守に関わる当社の法務及び財務費用は増加し、時間及び費用を要することになります。

当社の経営陣やその他の担当者は、かなりの時間を上場企業としての要件に関わる業務に費やす必要が生じると予想しています。特に、米国SOX法404条の要件を遵守するためにかなりの費用と管理業務が発生すると思われませんが、これらの費用及び業務は、当社が米国JOBS法で規定される「新興成長企業」でなくなった際に増加することになります。当社は、上場企業での適切な勤務経験があり、専門会計の知識を有する会計及び財務担当者を追加で雇用する必要があります。また、当社は、日本において、適切なIRスタッフを雇用し、また、米国国内取引所にのみ普通株式を上場していれば発生しなかったであろう日本での上場要件、上場維持要件の遵守をサポートするアドバイザー、コンサルタント及びスタッフを雇用する必要性も生じます。このように、当社は、上場企業となることによって生じるであろう追加の費用及びその発生時期を予測し又は見積もることができません。

- (l) 当社が将来、財務報告の内部統制を実効的に実施し維持できなければ、投資家は当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する信頼を失うかもしれず、本有価証券信託受益証券の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

本募集後においては、当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する会社として、米国の財務報告の内部統制の維持を求められ、内部統制の著しく不十分な点はいかなるものも報告することを求められるようになります。米国SOX法404条は、財務報告の内部統制の実効性を評価及び確認すること及び財務報告の内部統制に対する経営陣による報告書を提出することを求めています。この報告書は、当社が米国Jumpstart Our Business Startups (JOBS) 法で規定される「新興成長企業」でなくなるまで、独立した公認会計士事務所により記述内容が正しい旨が証明されていなければなりません。もし財務報告の内部統制に重大な弱点が一つでも見つかった場合も、当社はすぐに財務報告書の誤りを発見できないかもしれず、当社の財務書類には重大な誤記がある可能性があります。当社はこれらの要件に準拠するよう求められた財務報告に関する内部統制の作成及び実施のプロセスにあります。このプロセスは時間と費用を要し、複雑です。ほかにも重大な弱点が見つかった場合、速やかに米国SOX法404条の要件が遵守できない可能性があり、当社の財務報告に関する内部統制が実効的であると結論づけられない可能性もあり、独立した公認会計士事務所が当社の財務報告の内部統制の実効性に関して意見を述べられない場合、投資家は当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する信頼を失う可能性があります。当社は東京証券取引所、SEC、日本の証券取引監督機関その他規制当局の調査を受けることになる可能性があり、追加の費用又は経営資源が必要になる可能性があります。なお、当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する会社として、金融商品取引法令に基づき、内部統制報告書の提出が求められることになります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

テックポイント・インク（以下「当社」といいます。）を規制する法令は、主として米国連邦法、デラウェア州法及びカリフォルニア州法です。米国連邦法は、米国における企業の多様な側面に影響を及ぼしており、独占禁止、破産、労使関係、有価証券及び税務をはじめとする様々な事項に関連しています。米国の1993年証券法（以下「米国証券法」といいます。）及び1934年証券取引所法並びにその関連規則は、一般に詐欺的手段による有価証券の勧誘及び販売を禁ずるとともに、当社のような公開会社に対しては、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）及び株主に対して財務状況その他の情報について定期的に報告する義務を課しています。米国証券法等の執行はSECが行っています。

米国においては、会社は一般に州法に準拠して設立されています。当社は、デラウェア州の法律に準拠して設立されていますが、デラウェア州にはデラウェア一般会社法（以下「デラウェア会社法」といいます。）をはじめとして、会社に適用される数多くの法令があります。以下は、デラウェア会社法の一部の規定の骨子です。また、当社の有価証券が米国の主要な証券取引所のいずれにおいても取引されていない場合で、当社のように(i)名簿上カリフォルニア州に登録住所を有する者が、当社の議決権付有価証券の過半数を保有しており、かつ、(ii)会社の資産、給与及び連結ベースの売上高を基準とする法定の算定方式によって算定した場合に、当社の事業が直近事業年度の半分を超えてカリフォルニア州において運営されているとみなされるとき、当社はいわゆる「準カリフォルニア州法人（quasi-California corporation）」として扱われ、カリフォルニア州一般会社法の一定の規定が適用されることとなる可能性もあります。

基本定款及び付属定款

デラウェア州の会社はデラウェア州務長官に基本定款を届け出ることによって設立されます。基本定款は、商号、本店所在地、事業目的、発行可能株式数及び株式の種類（もしあれば）といった会社の基本的事項を最低限定めなければなりません。基本定款の他に、会社は、会社の事業の遂行並びに会社の株主、取締役及び執行役の権利、権限、義務及び役割に関して、基本定款又は適用ある州法及び連邦法の規定と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を定めることもできます。

株式の種類及び株主の権限

デラウェア会社法によれば、会社は、1種以上の株式を、額面株式又は無額面株式として発行することができ、基本定款の定めに従って、議決権付株式（又は無議決権株式）としてこれを発行することができ、基本定款に定める名称、優先権、配当受領権、選択権その他の特別な権利及び、条件又は制約付の形で発行することができます。基本定款に別段の定めがない限り、各株主は1株につき1個の議決権を有します。会社は、その取締役会の決議により、基本定款に定める限度内で株式を発行することができます。額面株式の場合は額面未満での発行価額での発行はできませんが、株式の発行価額は取締役会の決するところによります。

会社は、株主により選任された取締役会の監督の下に運営されます。取締役は、一般には年次株主総会において選任されます。一般に、取締役会は非常に広範な権限と柔軟性をもって会社運営の監督を行い、これについて責任を負います。会社の日常の業務運営は、会社の執行役によってなされます。株主の権限には、以下のものが含まれます。

- a) 取締役を選任する権利
- b) 基本定款の重要な変更を承認する権利
- c) 実質上すべての資産の譲渡等、会社の事業における重要な変更を承認する権利

株主総会

定時株主総会は、取締役の選任及び会社の付属定款の定めにも照らし適式に提案されるその他の事項（もしあれば）を議案として開催されます。臨時株主総会は、取締役会議長、最高経営責任者、又は取締役会の過半数による賛成決議により招集することができるほか、基本定款又は付属定款により認められた方法でこれを招集することができます。会社は、取締役会の決議により、株主総会の10日以上60日前までの日を、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日とすることができます。その基準日に名簿に登録されている株主が議決権を行使できます。株主総会の法定の定足数は、付属定款に別段定めがない限り（但し、定足数は当該株主総会において議決権を行使できる株式の3分の1以上であることを要します。）、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が自ら又は委任状によって出席することにより満たされます。

取締役会

デラウェア会社法に準拠して設立された会社の事業及び会社に関する事項は、基本定款に別段の定めがない限り、取締役会により運営されます。一般に、取締役会には、デラウェア会社法及び会社の基本定款による制限の範囲内において、会社の事業及び会社に関する事項の運営に関しては広範な裁量が認められています。取締役は、各定時株主総会において選任されます。基本定款又は付属定款に別段の定めがない限り、死亡、辞任又は取締役の定員の増加により取締役会に欠員が生じた場合は、優先株式が発行されている場合にはその株主の権利を制限しないことを条件に、その時点で在任する取締役の過半数の賛成によりこれを補充することができます。

取締役会は、会社の基本定款及び付属定款に定めるところに従って開催されます。また、基本定款又は付属定款で特に禁じられていない限り、全取締役の書面による同意がある場合には、取締役会において決議する事項は実際にと取締役会を開催しなくても決議されたものとみなすことができます。

委員会

基本定款又は付属定款に定めがある場合、取締役会は、1名以上の取締役により構成される委員会に一定の権限を委任することができます。

執行役

会社の日常の業務執行を担当する上級執行役は、通常、取締役会により選任されます。各会社は、付属定款が定める、又は取締役会の決定するところにより、かかる執行役を置きます。当該執行役は、付属定款の定める権限又は取締役会が付与する権限を有します。

デラウェア州の買収防衛法制

デラウェア会社法203条が会社の買収を規制しています。一般に、同条により、デラウェア州の公開会社は、一定の状況の下において、ある者が利害関係株主となった日から3年間は当該者との事業結合が禁じられます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ・ 取引以前において、株主を利害関係株主にすることになる事業結合又は取引について、当該取引等に先立って当該会社の取締役会がこれを承認する場合

- ・ 株主を利害関係株主にすることになる取引の完了時において、当該利害関係株主が、取引開始時の当該会社の発行済み議決権付き株式の少なくとも85%を保有している場合。ただし、ここでいう（当該利害関係株主の保有する発行済み議決権株式ではなく）当該会社の発行済み議決権付き株式の計算からは、(1)取締役及び執行役の保有する株式、及び(2)従業員持株計画の保有する株式であって、当該計画の保有する株式が公開買付け又はエクスチェンジオファーに応じるかどうかを秘密裏に決定する権利を従業員参加者が有しないものは、除外されます。または、当該取引の日又はその後日において、事業結合が当該会社の取締役会によって承認され、年次又は臨時の株主総会で、書面同意ではなく、利害関係株主により保有されるものではない発行済み議決権付きの少なくとも3分の2の賛成票により許可される場合。

一般に、「事業結合」には合併、資産又は株式（及びそれを表章する有価証券信託受益証券）の売却、その他「利害関係株主」に財務上の便益を与えることになる取引を含み、「利害関係株主」は、その関係者とともに、会社の議決権付き株式の15%以上を保有し、又は利害関係株主該当性の決定時から3年前以降に保有していた者をいいます。

デラウェア会社法203条は、ある株主が利害関係株主になる以前に、当該株主を利害関係株主にすることになる事業結合又は取引を取締役会が承認する場合には適用されません。これにより、デラウェア州法人を買収しようとする者は、買収取引の条件について対象会社の取締役会との間で協議することが促されます。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の会社制度は、当社の設立準拠法である米国連邦法及びデラウェア州法のほか、当社の修正基本定款及び修正付属定款により定められます。以下は、特段の記載がない限り、すべての発行済み優先株式の普通株式への転換が完了した後、2017年9月15日（米国西海岸標準時間）ころに行われる当社臨時株主総会（書面決議）による定款変更を通じて効力を生じることになる、当社の修正基本定款及び修正付属定款の規定に沿って記載します。

株式

当社の修正基本定款は、当社の発行可能株式総数80,000,000株と規定しています。そのうち75,000,000株は1株当たりの額面額が0.0001米ドルの普通株式であり、5,000,000株は1株当たりの額面額が0.0001米ドルの優先株式です。

普通株式：当社の発行済普通株式は、全額払込済みで追加払込義務がなく、株主に提示された各決議事項につき1個の議決権を付与されており、また、清算の際に残余財産の分配を受ける（優先株式が発行されている場合には優先株式に劣後します。）権利を付与されています。普通株式の株主は、取締役会により決定された場合、配当を受領する権利を有します（優先株式が発行されている場合には優先株式に劣後します。）。普通株式の株主は、他の種類の株式

への転換権及び現金による償還権を有しておらず、また現在授権されている又は今後授権される当社の株式その他の有価証券につき、先買権及び優先引受権を有しません。

優先株式：優先株式は1以上のシリーズにて株主総会の承認なしに随時発行することができます。各シリーズは、修正基本定款及び当該シリーズの発行を承認する取締役会決議において定める名称を冠し、優先的、参加的、選択的及び特別な権利、並びに条件、制限又は制約が付されます。なお、本書提出日において発行済みのすべての優先株式は、発行価格決定日までに普通株式に転換される予定です。

配当

取締役会は、修正基本定款の規定に基づき、定時又は臨時取締役会において、配当に充てることが法律上可能な資金から当社の株主資本に対する配当を随時決定することができます。配当は、修正付属定款に定められるとおり、現金、現物又は当社の株式により支払われることができます。

株主総会

定時株主総会その他の株主総会は、取締役会が随時決定し、招集通知に記載される場所において開催されます。ただし、指定された場所で株主総会を開催する代わりに、取締役会は、その裁量により、株主総会を遠隔通信手段のみによって開催する旨の決定を行うことができます。

当社の修正付属定款は、定時株主総会は毎年取締役会が決定した日に開催される旨を定めています。いかなる目的の臨時株主総会も、取締役会議長、最高経営責任者又は取締役会の決議による招集請求に基づき、当社の秘書役のみがこれを招集することができます（株主に招集権限はありません）。開催場所（もしあれば）、開催日時、遠隔通信手段（もしあれば。かかる遠隔通信手段により株主及び委任状保有者本人が当該株主総会に出席して投票したものとみなされます。）及び当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（かかる基準日が招集通知を受領する権利を有する株主を確定するための基準日と異なる場合。）が記載又は印刷された通知が、適用ある法律に従って、招集通知を受領する権利を有する株主を確定するための基準日時点における当該株主総会において議決権を行使できる各株主に対し、当該株主の当社の名簿上の住所宛に、当該株主総会より前に送付されます。取締役会の決議により、株主総会の開催予定日前までに公告を行うことで、当初予定された株主総会の開催を延期すること、及び、（修正基本定款に別段の定めがある場合を除き）臨時株主総会を中止することができます。臨時株主総会で審議される事項は、招集通知に記載された目的に限定されません。

修正基本定款の条項及び修正付属定款の規定に基づき議決権を有する各株主は、自ら又は委任状によって、当該株主が保有する議決権付株式1株につき1個（又は修正基本定款に基づき採択された取締役会決議においてそれぞれのシリーズの優先株式の株主について定められた個数）の議決権を行使することができます。委任状は、当該委任状においてより長期の期間が定

められている場合を除き、署名日から3年を経過した時点で失効します。

修正基本定款、修正付属定款、デラウェア州法又は当社の有価証券が上場している証券取引所の規則に別段の定めがある場合を除き、株主に提示された全ての議案（取締役の選任を含みます。）は、かかる議案について議決権を行使でき、本人又は委任状により出席する株主の議決権の過半数を有する株主の賛成により議決されます。種類別の議決が必要な場合は、本人又は委任状により出席している当該種類株主の議決権の過半数を有する株主の賛成により議決されます。

法令、修正基本定款又は修正付属定款において別段の定めがある場合を除き、いかなる株主総会においても、本人又は委任状により代理して、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数が出席する場合は定足数を満たします。本受益権の受益者による議決権の行使に関する手続きは、「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「2 受益者の権利行使方法 (1) 議決権行使に関する手続」をご参照ください。

追加的な株主承認規制

支配権異動事由（以下に定義されます。）の発生につながる当社による有価証券の発行については、唯一の種類として議決権行使される普通株式の発行済株式の少なくとも過半数を保有する株主による事前承認を要します。

(a) 執行役、取締役又は大株主（以下に定義されます。）による売却と合わせて、普通株式の20%以上又は発行前の発行済株式に係る議決権の20%以上に相当する普通株式（又は普通株式に転換可能な、もしくは普通株式に向けて行使可能な有価証券）についての、当社による、帳簿価格又は市場価格のいずれか高い方を下回る価格での売却、発行又は潜在的発行、又は(b)当社による、普通株式の20%以上又は発行前の発行済議決権の20%以上に相当する普通株式（又は普通株式に転換可能な、もしくは普通株式に向けて行使可能な有価証券）の、株式の帳簿価格又は市場価格のいずれか高い方を下回る対価による売却、発行又は潜在的発行を伴う「公募」以外の取引（以下かかる取引を「私募」といいます。）に関連して当社が有価証券を発行することに先立ち、当社の付属定款が規定する定足数に足りる株主が出席する適式に招集された当社の株主総会（かつ、単一の種類による議決として取締役の選任につき議決権を行使することができる当社株式が、当該議案につき議決権を行使することができる株主総会）において、私募の承認に係る議案につき投じられた票の過半数の賛成票を得ることを要します。

他社の株式又は資産の買収において、(a)その時点の又は潜在的な普通株式の発行（アンアウト条項又は類似の条項に従い発行された株式を含みます。）又は普通株式に転換可能な、もしくは行使により普通株式が交付される有価証券の発行（現金対価の「公募」を除きます。）により、(i)当該普通株式が、株式又は普通株式に転換可能な、もしくは行使により普通株式が交付される有価証券の発行前における発行済株式に係る議決権の20%以上の議決権を有するもしくは発行に伴い有するようになる場合、又は(ii)発行される普通株式数が、当該株式又は有価証券の発行前における発行済普通株式数の20%以上であるもしくはそれ以上になる場合、又は

(b)当社のいずれかの取締役、執行役又は大株主（以下に定義されます。）が、当社もしくは取得される資産について、又は当該取引もしくは一連の関連取引において支払われる対価について、直接又は間接的に5%以上の持分を有する場合（又はこれらの者が共同で10%以上の持分を有する場合）で、その時点の又は潜在的な普通株式又は普通株式に転換可能な、もしくは行使により普通株式が交付される有価証券の発行により、発行済普通株式又は議決権が5%以上増加する可能性がある場合（以下かかる取引を「取得取引」といいます。）、当社が取得取引に関連して有価証券を発行することに先立ち、当社の付属定款が規定する定足数が出席する適式に招集された当社の株主総会（かつ、単一の種類による議決として取締役の選任につき議決権を行使することができる当社株式が、当該議案につき議決権を行使することができる株主総会）において、取得取引の承認に係る議案につき投じられた票の過半数の賛成票を得ることを要します。

普通株式数の5%又は当社の発行済株式に係る議決権の5%のいずれかを下回る持分は、相当の持分とはみなされず、かかる持分の保有者は「大株主」とはみなされません。本「追加的な株主承認規制」により要求される承認は、米国連邦破産法又は類似の外国法に基づく裁判所が承認した組織再編の一環として行われる発行については要求されません。本「追加的な株主承認規制」における計算において、ある取引で発行され得る株式数を決定する際は、現在自己株式であるか否かを問わず、発行される可能性のある全ての株式が含まれます。発行済株式数を決定する際は、発行済みで流通している株式のみが考慮されます。自己株式、子会社が保有する株式及び有価証券の転換又はオプションもしくはワラントの行使に伴う発行のために留保されている未発行株式は、流通しているとはみなされません。本「追加的な株主承認規制」において使用される発行済株式に係る議決権という用語は、当社の有価証券保有者の議決に付される概ね全ての事項について議決する権利をその所有者へ付与する発行済有価証券の保有者が投じることのできる議決権の総数を指します。いかなる取引が「公募」に該当するかについては、ナスダック株式市場市場規則（以下「ナスダック規則」といいます。）の規則5635（随時の改正又はこれを承継する規則を含みます。）に定められる要素を考慮のうえ、取締役会により誠実に決定されます。

(a)株主の承認の確保が遅延することが当社の財務状態を著しく悪化させるおそれのある場合であって、かつ(b)当社が本例外に依拠することにつき、監査委員会又は独立かつ利害関係のない取締役のみにより構成される取締役会類似の組織体によって明示的に承認された場合、取締役会は、特定の有価証券の発行について適用可能な、本「追加的な株主承認規制」に定められる株主承認要件の例外を誠実に定めることができます。取締役会が本段落に定められる例外を適用し、修正基本定款において規定される株主の承認を求めないことを誠実に決定した場合、当社は、全ての株主に対し、有価証券の発行の10日前までに本来であれば要求される株主の承認を求めないことを伝える書面を郵送しなければなりません。かかる通知は、取引条件（発行される可能性のある普通株式数及び受領される対価を含みます。）、当社が本「追加的な株主承認規制」に定められる株主承認要件につき財務状態に係る例外に依拠する事実、及び監査委員会又は独立かつ利害関係のない取締役のみにより構成される取締役会類似の組織体が本例外への依拠を明示的に承認した事実を開示するものとします。当社はまた、可能な限り速

やかに（遅くとも有価証券の発行の10日前までに）同一の情報を開示するプレスリリースにより公表を行うものとします。

発行済普通株式（株式配当、株式分割、株式併合、資本再構成その他の同様の事由による調整を経たもの）が存在している限り、当社は、発行済普通株式の少なくとも過半数を保有する株主による、単一の種類としての議決がない場合には、（修正、吸収合併、新設合併、株式の種類変更その他の方法による）支配権異動事由を完了させないものとします。本段落においては、「支配権異動事由」とは、(i)当社又は当社の子会社が当事者となる取引又は一連の関連取引（吸収合併、新設合併その他の組織再編を含むがそれに限られません。）による、他の個人又は法人による当社の取得（ただし、当該取得の直前に当社の株主が保有する株式が、当該取得の直後においても存続する若しくは取得する法人若しくは個人の総議決権限の過半数を構成する、又は、当該取得によって当該取得の直後に、存続する若しくは取得する法人若しくは個人の総議決権限の過半数を構成する株式に転換若しくは交換されることとなる取得は除きます。）、又は(ii)当社の総議決権の過半数が異動することとなる、当社が当事者となる（吸収合併、新設合併、株式取得その他の方法による）取引若しくは一連の関連取引をいうものとします。ただし、上記にかかわらず、取引の主たる目的が、当社の設立準拠地を変更すること、当該取引直前において当社の有価証券を保有する者が実質的に同じ比率をもって所有することとなる持株会社を設立することである場合には、支配権異動事由には該当しないものとします。

取締役会

当社の修正付属定款は、取締役会を構成する取締役の人数は、取締役会全体の過半数により採択された決議に従い随時固定されます。

取締役は、各定時株主総会において、選任後の次の定時株主総会の終結時までを任期として選任され、当該取締役の後任者が選任されその資格を授与されるまで在職します。取締役の定員の増加、又は、死亡、辞任、退職、不適格事由の発生、解任その他の事由に起因して取締役会に欠員が生じた場合において、新たな取締役は、優先株式が発行されている場合にはその株主の権利を制限しないことを条件に、その時点で在任する取締役の数が取締役の定員に従った定足数に満たない場合にはかかる定足数を満たさなくても、その時点で在任する取締役の過半数の賛成によりこれを補充します。かかる方法により選任された取締役の任期は、取締役選任後に開催される次の定時株主総会終結時までとなります。いかなる理由により取締役会を構成する取締役の人数が減った場合においても、現職の取締役の任期は短縮されません。

取締役は、当社の発行済みかつ取締役選任についての議決権を行使できる全ての株式の議決権の過半数を有する株主の賛成により、理由の有無を問わずいつでも解任されます。

当社取締役会の過半数は、ナスダック規則の規則5605(a)(2)（随時の改正又はこれを承継する規則を含みます。以下「規則5605(a)(2)」といいます。）に定める「独立取締役」で構成されなければなりません。

委員会

当社は、3名以上の委員から成る監査委員会、2名以上の委員から成る報酬委員会、及び2名以上の委員から成る指名及びコーポレート・ガバナンス委員会を有しなければなりません。各委員は、規則5605(a)(2)に定義される独立取締役でなければなりません。

上記にかかわらず、取締役会が、例外的かつ限定的な状況において、当社及びその株主の最善の利益のために、特定の取締役が監査委員であることが必要であると判断した場合、(i)規則5605(a)(2)に定義される独立取締役でなく、(ii)1933年米国証券法（改正を含む。）第10A条(m)(3)及び同法に基づく規則に定められる基準を充たし、かつ(iii)現在、執行役もしくは従業員又は執行役の家族ではない当該取締役1名を監査委員に選定することができます。

また、取締役会は、当社の報酬委員会の委員を務める取締役の独立性があるものと判断する際には、取締役が、報酬委員の職務に関して経営からの独立性を維持する能力にとって重要な関係を当社と有しているか否かの判断に特に関連するあらゆる要因（(i)当該取締役の報酬の源泉（当社が当該取締役に支払うコンサルティング報酬、顧問報酬その他補償的な報酬を含む。）、及び(ii)当該取締役が当社、当社子会社又は当社子会社の関連会社の関連者であるか否かを含むが、これらに限りません。）を考慮しなければなりません。上記にかかわらず、報酬委員会が3名以上の委員から成る場合、取締役会が、例外的かつ限定的な状況において、当社及びその株主の最善の利益のために、特定の取締役が報酬委員であることが必要であると判断した場合、本段落に定める上記の独立性の要件を充足せず、また、現在、執行役もしくは従業員又は執行役の家族ではない当該取締役1名を報酬委員に選定することができます。かかる例外に基づき選定された委員は、報酬委員を2年以上務めることはできません。

さらに、指名及びコーポレート・ガバナンス委員会が3名以上の委員から成る場合、取締役会が、例外的かつ限定的な状況において、当社及びその株主の最善の利益のために、ある取締役が指名及びコーポレート・ガバナンス委員であることが必要であると判断した場合、独立取締役、また、現在、執行役もしくは従業員又は執行役の家族ではない1名の取締役を指名及びコーポレート・ガバナンス委員に選定することができる。かかる例外に基づき選定された委員は、指名及びコーポレート・ガバナンス委員を2年以上務めることはできない。

取締役会は、取締役の過半数により採択された決議により1つ以上の委員会を設置することができます。当該委員会は、2名以上の取締役により構成されるものとし、また、当該取締役会決議又は修正付属定款において定められる範囲内で、当社の事業の運営における取締役会の権限を有しかつ行使することができ、当社の社印の押印が必要となる一切の書類に当該社印を押印することを許可する権限を有します。

執行役

当社の執行役及びその主要な職務は、修正付属定款又は取締役会決議により定められます。執行役は、修正付属定款又は取締役会決議の定めるところに選任され、所定の期間在職します。いずれの執行役も取締役である必要はありません。

なお、本書に基づいて勧誘する有価証券は、当社の普通株式を信託財産とする信託受益権となります。信託受益権の保有者は、法令上当社の普通株式の株主として登録されるわけではなく、上記の株主としての権利を直接に行使又は享受できるわけではありません。信託受益権の構成及び制約等については、「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務等の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

2 【外国為替管理制度】

アメリカ合衆国においては、外貨の所有又は譲渡について、いかなる制限も存在せず、したがって、アメリカ合衆国の非居住者による米国会社の有価証券信託受益証券、アメリカ合衆国の非居住者に対する配当若しくは売却代金の送金又は精算に際しての資産の分配に影響を及ぼすと思われるかかる管理上の制限は存在しません。もっとも、アメリカ合衆国の非居住者による米国会社の支配権の異動につながる株式の取得については、関連官庁による調査又は一定の制限の対象となる可能性があります。対米外国投資委員会（CFIUS）という庁間委員会は、アメリカ合衆国の国家安全保障への影響を判断するために、外国人による米国会社の支配権の異動につながる取引を調査する権限を有します。さらに、デラウェア会社法は、デラウェア州の会社の事業結合についての規定を定めており、会社が当該規定の適用を除外する規定を定款に追加しない限り、ある者が「利害関係株主」となった日から3年間は、当該利害関係株主との間での特定の事業結合を行うことは禁止されています。利害関係株主とは、原則として、過去3年の間に 対象となる会社の議決権総数の15%以上を保有した個人又は法人を指します。この規定は、全ての株主が平等に取り扱われないこととなる二重公開買付け（買収者が支配を得るために必要な株式については、残りの株式に対してよりも高い金額を申し出る公開買付けを行います。）を行うことを検討している者を制限することにつながります。但し、当該株主が利害関係株主となった日より前に、取締役会が当該株主との間の事業結合又は当該株主が利害関係株主となることにつながる取引を承認する場合には、当該規定は適用されないものとされています。この除外規定は、デラウェアの会社の買収を検討している者が、買収の対象会社の取締役会との間で買収についての協議を行うことを促進します。

3 【課税上の取扱い】

(1) 米国の課税上の取扱い

非米国人保有者に対する米国連邦所得税の重要な影響

以下の要約は、「非米国人保有者」（以下にて定義します。）による有価証券信託受益証券の取得、所有及び処分につき米国連邦所得税に関して考慮すべき重要事項を説明したものです。米国連邦所得税の目的（米国及び日本国の間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（以下「本条約」といいます。）の適用の目的を含みます。）において、有価証券信託受益証券の保有者は、有価証券信託受益証券に表章される原普通株式の所有者として取り扱われ、保有者が有価証券信託受益証券と引換えに行う当社普通株式の預託及び引出しは、米国連邦所得税の課税対象ではありません。文脈上他の意味に解されない限り、本項における当社「普通株式」への言及はすべて、同様に、普通株式の所有持分を表章する有価証券信託受益証券を指すものとみなされます。

この要約は、当社普通株式につき米国連邦所得税に関して考慮すべき事項のあらゆる面を扱うものではありません。また、この要約は、以下に述べる範囲を除き、米国外、州若しくは地方管轄の法律又は米国の連邦贈与税法及び遺産税法に基づき生ずる税務上考慮すべき事項を扱うものでもありません。

この要約において、「非米国人保有者」とは有価証券信託受益証券の実質的所有者のうちパートナーシップではなく、かつ、以下のいずれにも該当しない者をいいます。

- ・ 米国連邦所得税のルールに基づき決定される米国の市民又は居住者である個人
- ・ 米国、米国の州又はコロンビア特別区の法に基づき設立又は組成された、法人又は米国連邦所得税の関係上法人として課税対象となるその他の事業体
- ・ 信託のうち、(1)米国内の裁判所の第一次的監督に服し、かつ、1名以上の米国人がそのすべての重要な決定について管理する権限を有するもの、又は(2)適用ある米国財務省規則に基づき、米国人として取り扱われることを適法に選択しているもの
- ・ 遺産財団のうち、所得の源泉の如何を問わず、その所得が米国連邦所得税の課税対象となるもの

個人である非米国市民の場合は、1暦年のうち31日以上かつ当暦年に終了する3か年中合計183日以上米国に滞在することにより、（非居住外国人ではなく）居住外国人とみなされることがあります。通常、かかる目的上、当年は滞在日数の全部、前年は滞在日数の3分の1、前々年は滞在日数の6分の1が算入されます。

居住外国人は、一般に、米国市民と同様に米国連邦所得税を課せられます。かかる個人は、当社普通株式の所有及び処分に関する米国連邦所得税上の帰結について、各自の税務専門家からの助言を求めることをお勧めします。

内国歳入法に基づく特別待遇の対象である一定の非米国人保有者（以下の各項目を含みますが、これらに限られません。）には、以下の説明とは異なる特別のルールが適用される可能性があります。

- ・ 銀行、保険会社その他金融機関
- ・ 米国連邦税の目的上パートナーシップその他のパススルー事業体として取り扱われるパートナーシップ、事業体又は仕組み（又はかかる事業体の投資家）
- ・ 米国連邦所得税を回避するために利益を蓄積する法人
- ・ 代替的最小課税制度又はメディケア拠出税の適用を受ける者
- ・ 非課税事業体（私立財団を含みます。）又は税制適格退職年金
- ・ 被支配外国法人又は受動的外国投資会社
- ・ 業務の対価として当社普通株式を取得した者
- ・ 有価証券又は通貨のディーラー
- ・ 自己の保有する有価証券につき時価会計方式の適用を選択する証券トレーダー
- ・ 当社の株式資本の5%超を保有している、又は保有しているとみなされる者
- ・ 米国籍離脱者、一定の元米国市民又は米国の長期居住者
- ・ 当社普通株式をヘッジ取引、「ストラドル」、「コンバージョン取引」その他のリスク軽減取引におけるポジションとして保有する者
- ・ 当社普通株式を（原則として投資目的の）内国歳入法1221条にいうキャピタル・アセットとして保有していない者
- ・ 内国歳入法のみなし譲渡規定に基づき当社普通株式を売却したとみなされる者

さらに、パートナーシップ又は米国連邦所得税の目的上パートナーシップとして分類される事業体又は仕組みが当社普通株式の実質的所有者である場合、パートナーシップのパートナー又は事業体の所有者の税務上の取扱いは、当該パートナーその他の所有者の地位及び当該パートナーシップその他の事業体の事業により決定されます。よって、この要約は、当社普通株式を保有するパートナーシップに適用される税務上考慮すべき事項を扱うものではなく、かかるパートナーシップのパートナーは、各自の税務専門家からの助言を求めるべきです。

この要約は、（その組成又は設立の地にかかわらず）米国連邦所得税の目的対象外とされる事業体に適用される税務上考慮すべき事項を扱うものでもありません。

以下の記述は、本書の日付現在の内国歳入法の規定、同法に基づき公布された財務省規則、行政上の決定及び司法上の決定に基づくものです。これらの根拠規定は、異なつて解釈されたり、廃止、撤回又は修正されたりする可能性があり、場合によっては遡及的にこれらがなされる可能性があり、その結果、米国連邦所得税の影響は、以下の記述とは異なるものとなる可能性があります。当社は、以下の要約において行っている説明及び得られた結論について内国歳入庁の決定を求めておらず、内国歳入庁が当社普通株式の取得、所有及び処分の税務上の影響について反対の見解を示さないこと、またかかる反対の見解が示された場合に裁判所がこれを認めないことについては何らの保証もありません。いずれにしても、当社普通株式の所有又は処分につき税務上考慮すべき事項は以下の記述と異なる可能性があり、その結果、当社は、以下に説明する税務上の帰結について内国歳入庁が異議を申し立てないこと、また異議の申立があった場合でも裁判所が当該帰結を認めることについて一切保証できません。

有価証券信託受益証券の購入を検討している投資家は、米国連邦所得税及び遺産税法の各自の状況に対する適用、並びに外国、州又は地方の法律及び租税条約の影響について、各自の税務専門家からの助言を求めるべきです。

分配

当社が当社普通株式につき分配を行う場合、かかる分配は、一般に、米国連邦所得税の原則に基づき定められるところに従い、当社の当期及び累積の収益及び利益から支払われる限りにおいて、米国連邦所得税との関係で配当を構成します。当社の当期及び累積の収益及び利益を超過する分配は資本の払戻しを構成し、当社普通株式における非米国人保有者の調整後課税標準を最大0まで引き下げます。残りの超過分は、以下の「当社普通株式の処分による利益」において説明するとおり、当社普通株式の売却又は交換により得られた利益として取り扱われません。現金以外の財産の分配額は、配当日における当該財産の公正市場価格とします。

非米国人保有者に支払われるもので、当該株主の米国における取引又は事業の遂行に実質的に関連していない配当として取り扱われる当社普通株式への分配は、一般に、税率30%又は米国及び非米国人保有者の居住国の間の適用ある所得税条約の条件に基づき定められるこれより低率の米国源泉徴収の対象とされます。非米国人保有者は、関連する所得税条約に基づく減税を受ける資格について、各自の税務専門家からの助言を求めるべきです。通常、当社又は当社の支払代理人が条約の低減税率で源泉徴収を行うためには、非米国人保有者は、条約による減税を受ける資格を証明しなければなりません。本条約に基づき、資格を有する日本居住の当社普通株式保有者に支払われる配当には、通常10%の米国源泉徴収税が課されます。非米国人保有者は、一般に、適式に作成した内国歳入庁の様式W-8BEN若しくはW-8BEN-E（若しくはその後継の様式）又は適切な代替様式を、当社又は当社の支払代理人に提出することにより証明要件を満たすことができます（詳しくは、本書「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務の概要」及び「2 受益者の権利行使方法 (4) 配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください）。事業体である非米国人保有者の場合、租税条約の適用可能性を決定する目的において、配当が事業体又は当該事業体において持分を保有する者のいずれに支払われるものとして取り扱われるかを決定するルールは、財務省規則及び関連する租税条約に定められています。非米国人保有者が、金融機関又は当該株主の代理として行為するその他の代理人を通じて株式を保有している場合は、適切な書類を当該代理人に対して提出することを義務付けられています。保有者の代理人は、直接又は他の仲介人を通じて証明書を当社又は当社の支払代理人に対して提出することを義務付けられています。パートナーシップその他のパススルー事業体に対する支払については、一般に、証明義務はパートナーシップその他の事業体ではなくパートナーその他の所有者に対して適用され、パートナーシップその他の事業体は、パートナーその他の所有者に関する書類を当社又は当社の支払代理人に提出しなければなりません。米国との所得税条約に基づき米国連邦源泉徴収の低減税率を受け資格を有する非米国人保有者は、適切な還付請求書を内国歳入庁に適時に提出することによって、超過徴収された源泉徴収額の還付又は税額控除を受けることができます。

非米国人保有者が受領する配当が、当該株主が遂行する米国における取引又は事業に実質的に関連する場合、かつ、米国及び非米国人保有者の居住国の間の適用ある所得税条約により要求されるときは、かかる配当が、当該株主が米国において設置している恒久的施設に帰せられる場合、当該配当は米国源泉徴収税を免除されます。かかる免除を受けるためには、非米国人保有者は、適式に作成された当該免除を証明する内国歳入庁の様式W-8ECIを当社又は当社の支払代理人に提出しなければなりません。かかる実質的な関連を有する配当は、源泉徴収税の対象とはされませんが、一定の控除の上、米国人に適用される場合と同一の累進税率により課税されます。累進的な所得税率による課税に加え、法人の非米国人保有者に支払われる配当で、当該株主の米国における取引又は事業に実質的に関連するものには、「支店収益税」がさらに賦課される場合があります。支店収益税は、特定の状況において、その実質的な関連を有する収益及び利益に対して一定の調整後に30%（又は適用ある租税条約により定められるこれより低い税率）で課されます。

一定の外国の事業体に支払われる配当に適用される追加の源泉徴収ルールについては、以下の「外国の口座」の説明をご参照ください。

当社普通株式の処分による利益

下記の「バックアップ源泉徴収及び情報報告」及び「外国の口座」の説明に従うことを条件として、非米国人保有者は、原則として、当社普通株式の売却、交換その他の処分により生じた利益について米国連邦所得税を賦課されることはありません。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではありません。

- (a) かかる利益が当該株主による米国における取引又は事業の遂行と実質的に関連する場合、かつ、米国及び非米国人保有者の居住国の間の適用ある所得税条約により要求されるときは、かかる利益が当該株主が米国において設置している恒久的施設に帰せられる場合
- (b) 当該株主が非居住個人であり、かつ、当社普通株式の売却、交換その他の処分が行われた課税対象年度において183日以上米国に滞在している場合で、その他一定の要件が満たされた場合
- (c) 外国人不動産投資税法（FIRPTA）のルールが適用され、当該利益が米国における取引又は事業と実質的に関連するものとして取り扱われる場合

上記(a)に該当する非米国人保有者は、一般に、当社普通株式の売却、交換その他の処分より生ずる純利益につき、通常の累進的な米国連邦所得税率により納税することを義務付けられます。また、上記(a)に該当する法人の非米国人保有者は、30%又は適用ある所得税条約により定められるこれより低い税率により支店収益税がさらに賦課されることがあります。

上記(b)に該当する個人の非米国人保有者は、当社普通株式の売却、交換その他の処分より生ずる利益につき、均一に30%又は適用ある所得税条約により定められるその他の低い税率の税金を納付しなければなりません。かかる税金は（当該株主が米国の居住者とみなされない場合であっても）米国源泉資産売却損と相殺することができます。

上記(c)については、一般に、当社が現時点で米国不動産保有法人（USRPHC）であるか、又は処分がなされるまでの5年間と当該非米国人保有者の保有期間のうちいずれか短い期間内において米国不動産保有法人であった場合、当社普通株式の売却、交換その他の処分に対して外国人不動産投資税法ルールが適用されることがあります。一般に、当社が保有する米国不動産持分の公正市場価格が、当社の(i)米国不動産持分、(ii)米国外に所在する不動産持分、及び(iii)当社の取引又は事業において使用又はかかる使用のために保有されるその他の資産の公正市場価格の合計の50%以上である場合に、当社は米国不動産保有法人となります。当社は米国不動産保有法人ではなく、また、将来米国不動産保有法人となることも予定しておりません。ただし、当社が将来米国不動産保有法人とならないことについては何らの保証もありません。当社が米国不動産保有法人となったとしても、(1)当社普通株式が既存の証券市場において定期的に取り交わされている限り、かつ、(2)非米国人保有者が、直接、間接又は内国歳入法におけるみなし所有規定の適用を通じてかを問わず、(i)処分がなされるまでの5年間と(ii)当該保有者の保有期間のうちいずれか短い期間内において常に発行済当社普通株式の所有が5%以下である場合、非米国人保有者による当社普通株式の処分により生じた利益は、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。当社普通株式が既存の証券市場において定期的に取り交わされる資格を得ることについては何らの保証もありません。

一定の外国の事業体に支払われる、当社普通株式の処分による利益に適用される追加の源泉徴収ルールについては、以下の「外国の口座」の説明をご参照ください。

米国連邦遺産税

非居住外国人である個人の遺産は、一般に、米国に所在する財産に係る米国連邦遺産税の課税対象です。米国及び被相続人の居住国の間の適用ある遺産税条約に別段の規定がない限り、当社は米国法人であるため、当社普通株式は米国に所在する財産であり、よって非居住外国人である非相続人の課税対象遺産に含まれます。また、米国連邦遺産税においては、生前贈与による取得した財産についても課税対象遺産に含まれます。投資家におかれては、当社普通株式の所有又は処分の米国連邦遺産税上の帰結について、各自の税務専門家からの助言を求めるところをお勧めします。

バックアップ源泉徴収及び情報報告

内国歳入法及び財務省規則により、特定の支払を行った者は、当該支払について内国歳入庁に報告することを義務付けられています。特定の支払には、ブローカーからその顧客に支払われる配当及び利益が含まれます。義務付けられた情報報告により、内国歳入庁は、受領者が支払を適切に収入に算入したかを確認することができます。この報告体制は、「バックアップ源泉徴収」ルールにより強化されています。このルールは、受領者が自身の納税者識別番号その他免税資格の証明書の支払者への提出を怠り、不正確な識別番号を提出し、又は報告書上で利益若しくは配当の報告を怠ることにより報告要件に従わなかった場合、支払者に、情報報告対象である支払から税の源泉徴収を行うことを義務付けています。バックアップ源泉徴収の税率は、現在28%です。バックアップ源泉徴収ルールは、支払を受け取る法人が免責されていることを条件として、米国内外を問わず、法人への支払には適用されません。

非米国人保有者に対する当社普通株式の配当の支払は、一般に、当該株主がその非居住者としての地位を証明するか（ただし、当社又は当社の支払代理人が、当該株主が米国人であること又はその他の免除要件が実際には充足されていないことを実際に知らず、また、それを知るべき理由もないことが条件となります。）、又はその他免責されている限りにおいて、バックアップ源泉徴収の対象ではありません。米国のバックアップ源泉徴収は、一般に、適式に作成した適用ある内国歳入庁の様式W-8BEN若しくはW-8BEN-Eを提出するか、又はその他免責されている非米国人保有者には適用されません。当社は毎年、内国歳入庁に対して、各非米国人保有者に対して支払った配当金額及び当該配当について源泉徴収した税額（もしあれば）を報告しなければなりません。かかる報告書の写しは、当該株主の居住国の税務当局に提供される場合があります。

財務省規則に基づき、ブローカーの米国事務所に対する、又はかかる事務所を通じた、非米国人保有者による当社普通株式の処分による利益の支払については、一般に、実質的所有者が、虚偽と判明した場合は偽証罪に問われるという条件のもとで、とりわけその非米国人保有者としての地位を証明するか（ただし、当該ブローカーが、当該株主が米国人であることを実際に知らず、また、それを知るべき理由もないことが条件となります。）、又はその他免責されている場合を除き、情報報告及びバックアップ源泉徴収の対象となります。財務省規則に基づき、ブローカーの米国外事務所に対する、又はかかる事務所を通じた、非米国人保有者による当社普通株式の処分による利益の支払については、一般に、以下に述べる場合を除き、バックアップ源泉徴収及び情報報告の対象とはなりません。非米国人保有者が以下に該当するブローカーの米国外事務所を通じて当社普通株式を売却する場合、利益の支払が米国外で行われるとしても当該支払には情報報告義務が適用されます（ただし、バックアップ源泉徴収は適用されません。）。

- ・ 米国人（かかる者の外国の支店又は事務所を含みます。）
- ・ 米国連邦所得税の目的上の「被支配外国法人」

- ・ ある一定期間における総所得の50%以上が米国における取引又は事業と実質的に関連している外国人
- ・ 外国籍のパートナーシップのうち、課税対象年度のいずれかの時点において、(a) 1名以上のパートナーが当該パートナーシップの収益若しくは資本持分の合計50%超を保有する米国人であるか、又は(b)米国における取引若しくは事業に従事しているもの。ただし、当該ブローカーが、実質的所有者が非米国人保有者でありその他一定の要件が充足されている旨の証拠書面を有するか、又はその他実質的所有者が免責されている場合を除きます（ただし、当該ブローカーが、反対趣旨の事実を実際に知らず、また、それを知るべき理由もないことが条件となります。）。

バックアップ源泉徴収は付加税ではありません。バックアップ源泉徴収ルールに基づき普通株式の株主に対する支払から源泉徴収される金額は、当該株主の米国連邦所得税債務に対する控除として認められ、当該株主に還付請求権を付与されることがあります。ただし、必要な情報が内国歳入庁に対して適時に提出されていることが条件とされます。

外国の口座

外国の金融機関（適用あるルールにおいて特に定義されています。）に支払われる配当及び当社普通株式の処分による総利益には、30%の米国連邦源泉徴収税が適用される場合があります。ただし、かかる機関が、米国政府との間で、特定の支払について源泉徴収を行う契約又はかかる機関の米国口座保有者（かかる機関の一定の株式保有者及び所有者が米国人である外国の事業体である一定の口座保有者を含みます。）についての重要な情報を収集し米国税務当局（若しくは適用ある政府間協定により認められる場合は地方の税務当局）に提出する契約を締結している場合を除きます。この30%の米国連邦源泉徴収税は、外国の非金融事業体に支払われる配当及び当社普通株式の処分による総利益についても適用されます。ただし、かかる事業体が、源泉徴収代理人に対して、自らが直接若しくは間接的な実体的米国人所有者を有していない旨の証明書又は当該事業体の直接及び間接的な米国人所有者に関する情報を提出する場合を除きます。この段落で説明している30%の連邦源泉徴収税は、米国との所得税条約に基づき減税することはできません。その他、外国の金融機関又は外国の非金融事業体が当該ルールの免除資格を有する場合、上述の源泉徴収税は適用されません。一定の場合、非米国人保有者は、かかる税金の還付又は税額控除を受けることができる場合があります。保有者は、本項で説明されている源泉徴収の起こりうる影響について、自身の税務専門家からの助言を求めるべきです。上述の源泉徴収規定は、一般に、2018年12月31日より後に行われる当社普通株式の売却又は処分による総利益の支払、及び、現時点では、配当の支払に対して適用されます。

米国連邦税に関して考慮すべき事項についての以上の説明は、一般的な情報提供のみを目的とするものであり、税務にかかる助言ではありません。各投資予定者は、当社普通株式の買取り、保有及び処分に対する特定の米国連邦税、贈与税、遺産税、州税、地方税及び外国税の帰結について、提案されている適用法律の変更を含め、自身の税務専門家からの助言を求めるべきです。

(2) 日本国の課税上の取扱い

「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「2 受益者の権利行使方法 (4) 配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。

本概要は、一般的な情報提供目的のみのために提供されており、法律上又は税法上の助言を構成するものではありません。株主は、当社の株式資本の所有により生じる具体的な税務上の影響を判断するためには、自身の税務専門家からの助言を求めるべきです。

4 【法律意見】

当社の米国法律顧問であるPillsbury Winthrop Shaw Pittman LLPから関東財務局長に対して、以下の趣旨の法律意見書が提出されています。

- (a) 当社はアメリカ合衆国デラウェア州の一般会社法に基づき、適正に設立され、有効に存続する、適格な会社です。
- (b) 本「第1 本国における法制等の概要」におけるデラウェア州の一般会社法及び連邦法に関する記載は、すべての重要な点において正確です。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

2015年12月期及び2016年12月期の連結損益及び包括利益計算書及び連結貸借対照表の情報は、本書に記載されている当社の監査済連結財務書類から抜粋したものです。2014年12月期は、連結子会社が存在しなかったため連結財務書類を作成しておりませんが、主要な経営指標等の推移について示すため、個別財務書類の数値を記載しています。なお、2017年12月期第2四半期連結累計期間及び2016年12月期第2四半期連結累計期間の情報は、いずれも未監査の連結財務書類から抜粋したものです。

当社の過去の実績は、必ずしも将来において期待される業績を示唆するものではありません。下記に示す過去の連結財務情報の抜粋は、本書に記載されている「第3 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第6 経理の状況」の連結財務書類、関連注記、その他の財務情報と併せてお読みください。本節の連結財務情報の抜粋は、連結財務書類の代替になるものではないため、本書に記載されている連結財務書類及び関連注記をご参照いただく必要があります。

(株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル、(千円))

	連結会計年度		事業年度	第2四半期連結累計期間	
	2016年	2015年	2014年	2017年 (未監査)	2016年 (未監査)
連結損益計算書の情報:					
売上高	27,156 (3,041,472)	20,245 (2,267,440)	8,372 (937,664)	15,269 (1,710,128)	13,640 (1,527,680)
売上原価 ⁽³⁾	12,735 (1,426,320)	8,803 (985,936)	3,868 (433,216)	6,321 (707,952)	6,448 (722,176)
売上総利益	14,421 (1,615,152)	11,442 (1,281,504)	4,504 (504,448)	8,948 (1,002,176)	7,192 (805,504)
営業費用: ⁽³⁾					
研究開発費	4,380 (490,560)	4,964 (555,968)	3,014 (337,568)	2,662 (298,144)	2,196 (245,952)
販売費及び一般管理費	4,678 (523,936)	2,592 (290,304)	2,145 (240,240)	2,584 (289,408)	2,462 (275,744)
のれん及び無形資産の減損損失	— (—)	— (—)	1,033 (115,696)	— (—)	— (—)
営業費用合計	9,058 (1,014,496)	7,556 (846,272)	6,192 (693,504)	5,246 (587,552)	4,658 (521,696)
営業利益(損失)	5,363 (600,656)	3,886 (435,232)	△1,688 (△189,056)	3,702 (414,624)	2,534 (283,808)
その他の収益(費用)	△0 (△0)	3 (336)	△46 (△5,152)	△10 (△1,120)	11 (1,232)
税引前当期(四半期)純利益(損失)	5,363 (600,656)	3,889 (435,568)	△1,734 (△194,208)	3,692 (413,504)	2,545 (285,040)
法人税等	1,882 (210,784)	△168 (△18,816)	1 (112)	1,278 (143,136)	833 (93,296)
当期(四半期)純利益(損失)	3,481 (389,872)	4,057 (454,384)	△1,735 (△194,320)	2,414 (270,368)	1,712 (191,744)
優先株主に帰属する当期(四半期)純利益	2,627 (294,224)	3,170 (355,040)	— (—)	1,777 (199,024)	1,298 (145,376)
普通株主に帰属する当期(四半期)純利益(損失)	854 (95,648)	887 (99,344)	△1,735 (△194,320)	637 (71,344)	414 (46,368)
1株当たり当期(四半期)純利益(損失)(米ドル(円)):					
基本的 ⁽⁴⁾	0.24 (27)	0.30 (34)	△0.62 (△69)	0.17 (19)	0.12 (13)
希薄化後 ⁽⁵⁾	0.23 (26)	0.28 (31)	△0.62 (△69)	0.16 (18)	0.11 (12)
1株当たり当期(四半期)純利益(損失)を計算する際の加重平均株式数:					
基本的(千株)	3,494	3,007	2,805	3,849	3,426
希薄化後(千株)	4,358	3,774	2,805	4,648	4,298
その他の包括利益	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
当期(四半期)包括利益(損失)	3,481 (389,872)	4,057 (454,384)	△1,735 (△194,320)	2,414 (270,368)	1,712 (191,744)

(1) 2016年12月期連結会計年度及び2015年12月期連結会計年度の連結財務書類並びに2014年12月期事業年度の個別財務書類は、独立監査人であるビーディーオー・ユーエスエー・エルエルピーの監査を受けています。

(2) 2017年12月期第2四半期連結累計期間及び2016年12月期第2四半期連結累計期間の数値は、いずれも未監査の連結財務書類から抜粋したものです。

(3) 以下の株式報酬費用を含む（単位：千米ドル、（千円））:

	連結会計年度		事業年度	第2四半期連結累計期間	
	2016年	2015年	2014年	2017年 (未監査)	2016年 (未監査)
売上原価	15 (1,680)	7 (784)	1 (112)	13 (1,456)	7 (784)
研究開発費	102 (11,424)	73 (8,176)	13 (1,456)	77 (8,624)	48 (5,376)
販売費及び一般管理費	322 (36,064)	84 (9,408)	14 (1,568)	199 (22,288)	132 (14,784)
合計	439 (49,168)	164 (18,368)	28 (3,136)	289 (32,368)	187 (20,944)

(4) 基本的1株当たり当期純利益（損失）とは、以下のような計算式で計算されます。

$$\text{基本的1株当たりの当期純利益（損失）} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益（損失）}}{\text{基本的加重平均株式数（当期における普通株式の発行済加重平均株式数）}}$$

(5) 希薄化後1株当たり当期純利益（損失）とは、以下のような計算式で計算されます。

$$\text{希薄化後1株当たりの当期純利益（損失）} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益（損失）}}{\text{希薄化後加重平均株式数（当期における普通株式の発行済加重平均株式数 + 潜在的普通株式の数）}}$$

連結貸借対照表の情報:

	12月31日現在		6月30日現在	
	2016年	2015年	2014年	2017年 (未監査)
			(単位：千米ドル (千円))	
現金及び現金同等物	10,006 (1,120,672)	9,463 (1,059,856)	4,080 (456,960)	11,932 (1,336,384)
有形固定資産 (純額)	401 (44,912)	170 (19,040)	176 (19,712)	375 (42,000)
資産合計	15,552 (1,741,824)	12,483 (1,398,096)	5,516 (617,792)	17,879 (2,002,448)
流動負債	2,226 (249,312)	3,181 (356,272)	531 (59,472)	1,742 (195,104)
転換可能優先株式	8,794 (984,928)	8,794 (984,928)	8,794 (984,928)	8,794 (984,928)
株主資本合計	13,236 (1,482,432)	9,240 (1,034,880)	4,976 (557,312)	16,011 (1,793,232)

2 【沿革】

年 月	変 遷 の 内 容
2012年 4月	カリフォルニア州法に基づき米国カリフォルニア州サンノゼ市に会社設立
2012年10月	研究開発を開始
2013年 9月	HD監視カメラシステム事業への参入を目的として米国コネクサント社のHD-SDI事業を買収
2013年10月	サンディエゴ事務所開設 (米国カリフォルニア州サンディエゴ市)
2013年12月	中国事務所開設 (中国広東省深圳市)
2014年 2月	韓国事務所開設 (韓国京畿道城南市)
2014年 5月	独自規格である監視カメラ搭載用HD解像度クラスの映像送信用、受信用半導体HD-TVIを初出荷
2015年11月	開発・技術サポート及び日本における人材確保を主な目的として、当社100%子会社である日本法人「株式会社テックポイントジャパン」(以下「テックポイントジャパン」といいます。)を設立(東京都渋谷区)
2016年 1月	株式会社テックポイントジャパンの本店を移転(東京都港区)
2016年 1月	ISO9001規格及びISO14001規格合格
2016年 3月	車載向けAEC-Q100規格合格(該当製品名: TP2801及びTP2825)
2016年 3月	台湾事務所開設(台湾台北市)
2016年 4月	顧客、技術サポートを主な目的として、中国事務所を法人化し、当社100%子会社である中国法人「科点科技(深圳)有限公司」(以下「テックポイントチャイナ」といいます。)を設立(中国広東省深圳市)
2017年 7月	設立準拠法をデラウェア州法に変更

3 【事業の内容】

概要

当社は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム市場において、多様なカメラ及びそのデジタル・ビデオ・レコーダー製品向けのアナログ・デジタル混載半導体の設計、マーケティング及び販売を行っているファブレス（自社工場を保有せず、外部製造専門会社に製造を委託するビジネスモデル）半導体企業です。当社は先端アナログ技術とデジタル技術を保有しており、監視カメラ及び車載カメラ向け送信用半導体並びにカメラで撮影された映像を記録するための装置「デジタル・ビデオ・レコーダー（DVR）」向け受信用半導体を提供しています。監視カメラ又は車載カメラ及びDVRに当社の送信用半導体を使用することによって、監視カメラシステム及び車載カメラシステムにおいて、従来型のSD解像度（SD：スタンダード・ディフィニション）より鮮明に対象物を映し出せるHD解像度（HD：ハイ・ディフィニション）に高画質化したシステムを実現することができます。さらに、従来型SD解像度カメラで使用されている安価な同軸ケーブルを伝送媒体に用いながら、HD画質の映像を圧縮せずにアナログ方式で信頼性の高い伝送をすることができます。この方式は、監視カメラ業界では「HDアナログ伝送」と呼ばれており、現在世界中で多数の監視カメラシステムメーカーに採用されています。当社はHDアナログ伝送方式技術をベースに完成品メーカー別の要望に合わせたカスタム半導体を開発することによって、目標としている市場でより高い市場占有率を獲得することができると考えています。

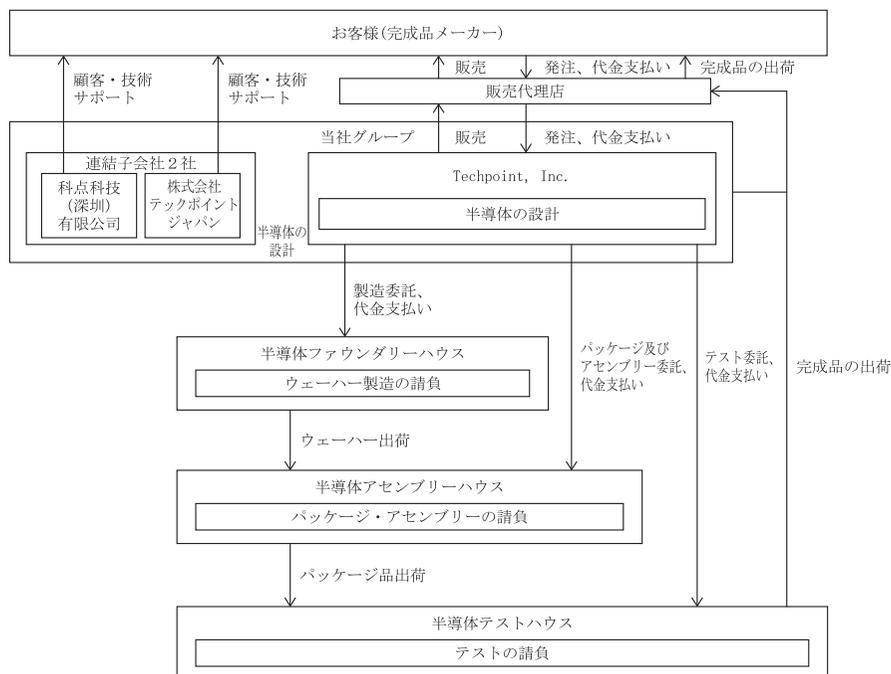
当社の製品には、カメラ側に搭載される送信用半導体と、DVR側に搭載される受信用半導体があります。代表的な活用例として、監視カメラで撮影したHD解像度の映像を当社の送信用半導体を通じて信頼性の高いアナログ伝送方式でDVRに伝送します。その後、DVRに搭載されている当社の受信用半導体を受信したアナログ信号をデジタル信号に変換し、後段のデジタル画像処理用半導体に出力します。当社のHDアナログ伝送技術は1080Pフルハイビジョン（有効走査線が1,080本）又はそれ以上の高画質の映像を伝送することができます。その上、非圧縮で伝送するため、映像に遅延が生じません。当社の半導体は、当社の先端アナログ・デジタル混載半導体技術の活用により高画質、高信頼性及び価格競争力を実現し、監視カメラシステム市場においては、中国の主要メーカーであるHikvision（ハイクビジョン）社、韓国の最大手メーカーであるIDIS（アイディス）社、台湾の最大手メーカーであるAVTECH（エーヴィテック）社などに採用されています。当社の2016年12月期のこれら3社への売上高合計は全体の66%を占めています。

当社の収益源は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム市場向け半導体の販売です。当社は2013年に製品の出荷を開始し、2016年度末までに累計3,800万個以上の半導体を販売してきました。当社の売上高は、2015年12月期の20.2百万米ドルから2016年12月期の27.2百万ドルまで34%増加しました。2015年12月期及び2016年12月期の当期純利益は、それぞれ4.1百万米ドル、及び3.5百万米ドルの純利益でした。監視カメラシステム市場向け半導体製品は、当社の2015年度及び2016年度の売上高のほぼ全額を占めています。2016年より、当社の車載リアビューカメラ向けの半導体製品が主要自動車部品メーカーに採用され始め、2016年12月期には自動車市場への売上げとして625千米ドルを計上しました。

当社は通常、代理店を通じて当社製品を採用した完成品メーカー（ODM）に製品を販売しています。当社は完成品メーカーにも直接販売することができますが、2015年度及び2016年度の当社の売上高は実質的に全額が、完成品メーカーへの直接販売ではなく代理店への販売によるものです。

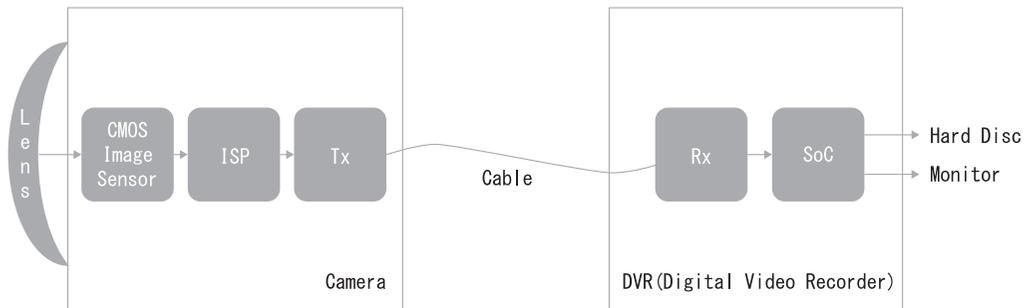
また当社は、前述のとおりファブレス・ビジネスモデルを採用しており、ウエーハー製造・組み立て、検査及びパッケージングを含む全ての製造工程において、業界をリードする大手サプライヤー（半導体ファウンダリーハウス、半導体アSEMBリーハウス、半導体テストハウス）を活用しています。このビジネスモデルの採用によって、自社製造であれば巨額となるであろう設備投資を大幅に削減し、設備に係るリスクの負担なく、製品の設計及びマーケティングに集中しています。

生産、受注及び販売の概要につきましては、「第3 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況」もご参照ください。当社の事業系統図は以下のとおりです。なお、当社は、監視カメラ及び車載カメラシステム市場向けの混合信号集積回路の設計、マーケティング及び販売を行う単一の事業セグメントとしています。2016年12月末現在、当社は連結子会社2社を有しており、株式会社テックポイントジャパンは半導体の設計、顧客・技術サポートを、テックポイントチャイナは顧客・技術サポートを行っております。



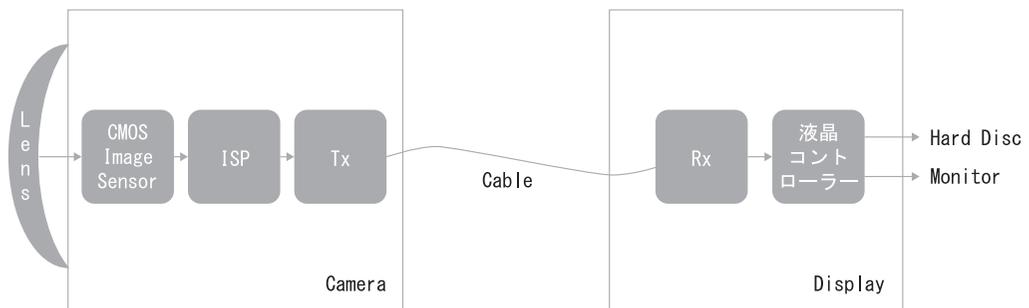
一般的に監視カメラシステムは、カメラ（レンズ、CMOSイメージセンサー、イメージシグナルプロセッサ（ISP）、映像送信半導体（Tx））及びDVR（Digital Video Recorder）（映像受信半導体（Rx）、SoC（System on a Chip））並びにこれらを接続するケーブルで構成されております（図1）。レンズを通じてCMOSイメージセンサーが感知した映像は、イメージシグナルプロセッサ（ISP）によりデジタル情報に変換され、それを映像送信半導体（Tx）がアナログ信号に変換し、ケーブルを通じてDVRに搭載されている映像受信半導体（Rx）に送信されます。送信されたアナログ信号は、映像受信半導体（Rx）によってデジタル情報に変換され、SoCに送信されます。そして、SoCがデジタル情報を処理し、ハードディスクやモニターに送られます。2016年度において、当社の売上の98%超は、監視カメラシステム向け製品によるものであり、その約85%がDVR向け製品の売上によるものです。

図 1



また、一般的に車載カメラシステムは、カメラ（レンズ、CMOSイメージセンサー、イメージング信号プロセッサ（ISP）、映像送信半導体（Tx））及びディスプレイ（映像受信半導体（Rx）、液晶コントローラー）並びにこれらを接続するケーブルで構成されております（図2）。カメラ側での映像の処理は監視カメラシステムと同様ですが、ケーブルを通じてディスプレイに送信された映像信号は、映像受信半導体（Rx）によりデジタル情報に変換されたうえで、液晶コントローラーを介してハードディスクやモニターに送られて映像化されます。

図 2



当社は、監視カメラ及び車載カメラのHD解像度アナログカメラシステム向けに、映像送信半導体（Tx）及び映像受信半導体（Rx）であるHD-TVI半導体の設計及び販売を行っております。

当社は、車載カメラシステム向け製品が当社の将来の事業の重要な原動力になると期待していますが、2016年度において、当社の売上に占める車載カメラシステム向け製品の割合は約2%です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社)					
株式会社テックポイントジャパン	東京都港区	1,000万円	半導体の設計、顧客・技術サポート等	100%	—
科点科技(深圳)有限公司	中国深圳	25万人民元	顧客・技術サポート等	100%	—

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年6月30日現在、当社グループは54名の従業員を有しております。

(2017年6月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(米ドル)
54 [4]	45.45	1.84	79,062

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、2017年6月30日時点の臨時従業員数は〔 〕内に人員数を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、コンサルタント契約に基づき従業員と同等の形態により勤務する者が含まれております。なお、当社グループは、コンサルタント契約に基づき従業員と同等の形態により勤務していた合計12名の臨時従業員との間で、2016年中に当該契約を終了の上、新たに従業員としての雇用契約を締結しました。これにより、当社グループの従業員数は大幅に増加しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(2) 提出会社の状況

(2017年6月30日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (米ドル)
40 [1]	47.59	2.19	86,425

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、2017年6月30日時点の臨時従業員数は [] 内に人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、コンサルタント契約に基づき従業員と同等の形態により勤務する者が含まれております。なお、当社は、コンサルタント契約に基づき従業員と同等の形態により勤務していた1名の臨時従業員との間で、2016年中に当該契約を終了の上、新たに従業員としての雇用契約を締結しました。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

当社の従業員には労働組合の組合員はおらず、したがって労働組合との間に特記すべき事項等はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

以下の討議及び分析は、本書に記載された当社の連結財務書類及びその注記と一体をなすものです。この討議は、当社の現在の予想、仮定、見積り及び予測に基づく将来予想に関する記述を含んでいます。これらの将来予想に関する記述には、リスクと不確実性が含まれています。当社の実績は、本書の「第3 事業の状況、4 事業等のリスク」により詳細に記載したとおり、何らかの要因の結果として、これらの将来予想に関する記述に示される業績と大きく異なる可能性があります。

概要

2016年12月期における世界経済は、米国では堅調な雇用環境をベースに拡大基調を続けたものの、欧州では英国の欧州連合（EU）離脱という国民投票結果が出ており、中国の景気減速傾向とあわせ、今後の下振れリスクをはらむ展開となっています。日本では雇用環境の改善が進んでいますが、個人消費も期待通りの伸びを示していない状況です。さらに、不特定多数の市民が犠牲となるテロが世界各地で頻発するなど地政学的リスクも増大し、世界経済の減速要因となることが懸念されています。

当社の主力製品を展開する監視カメラシステム市場においては、人々の安心・安全への関心の高まりと、ロンドン五輪やリオ五輪など大型イベント開催が起爆剤となり、拡大基調が続いています。米調査会社のIHS Technology社の「Video Surveillance Growth Set to Exceed 10 Percent in 2015」（2015年1月）によれば、全世界の監視カメラシステム市場は、今後2018年まで年平均率12%で成長し、2018年に販売総額が236億米ドルに達すると予測しています。従来は解像度の低いVGAクラス（SD解像度）が主流でしたが、より鮮明に撮影できるHD解像度のカメラの需要が高まっており、今後は新規設置に加えて置き換え需要も伸びる見込みです。なお、HD解像度の監視カメラには大きくIPシステムとHD解像度アナログシステムの2つの伝送方式が存在しており、両者は競合関係にあります。

特に、敷設済みの同軸ケーブルのまま、SD解像度からHD解像度のカメラに置き換えられる「HD解像度アナログカメラシステム」は、インフラ投資コストを抑えられる新手法として注目が高まっています。同システム向け半導体の世界市場における大手である当社の半導体出荷数も伸びており、当社の2016年度の売上高は、前期比34%増の27,156千米ドルに達しました。

今後さらなる伸びが期待できるのが車載カメラシステム市場です。前出のIHS Technology社は、2014年に3,000万台を超えた車載カメラシステム年間販売台数が、その後2020年までに年平均率22.5%で成長し、2020年には1億台に達すると予想しています。ただし、車載カメラにおける新たなシステムの採用プロセスは非常に厳格であり時間を要するところ、現段階においてはSD解像度のカメラが車載カメラの主流であり、HD解像度のカメラへの移行は端緒についたばかりです。当社は監視カメラシステム市場向けで培った半導体技術を、車載カメラ向けに応用することで、車載機器メーカーの需要に合致した半導体製品の出荷を始めています。具体的には、日本の大手自動車メーカーに当社製品を採用した完成品がディーラー・オプションとして販売されることが決まり、2016年8月には、当社から車載カメラメーカーへの販売も始まりました。今後は当社の売上げに占める車載カメラシステム向け製品の割合が徐々に高まっていくことを見込んでいます。

連結損益計算書の内訳

売上

当社の売上のほぼすべては、当社製品を採用した完成品メーカー（ODM）、製造会社、デザインハウスへ販売をする代理店への製品販売によるものです。2016年12月期及び2015年12月期の売上のほぼ全額は代理店からによるものです。売上は、米国会計基準に基づき、取引に関する有力な証拠があり、かつその他の収益認識基準が全て満たされた際に計上しています。一般に、製品が代理店に出荷された時点で収益が認識されます。

売上原価

売上原価は主に、ウエーハーの製造、組み立て及び製品検査に関して第三者の半導体ファウンダリーハウス、アSEMBリーハウス及びテストハウスに支払った製造委託費用からなります。売上原価には一部、過剰在庫・陳腐化在庫の評価減、社内検査設備の減価償却費、並びに製造支援活動に関連する人件費、物流費並びに品質保証及び出荷費用も含まれます。

研究開発費

研究開発費は、主に研究開発に従事する従業員の報酬と関連費用、請負費用、テープアウト費用、テスト品の開発及び評価費用、並びに減価償却費からなります。また、新製品を発売する前に、フォトマスク作成費用、プロトタイプのウエーハー及びフォトマスクの改定費用（当社ではテープアウト費用と称します。）が発生します。テープアウト費用は、毎四半期に均等に発生するものではないため、当該費用の具体的な発生時期に従い研究開発費は変動します。新製品開発投資を増やし、開発努力を支えるために人員を増やすにつれて、将来、研究開発費は増加すると予想しています。

販売費及び一般管理費

販売費は、主に当社の販売に関する人件費、事業開発費、マーケティング及びアプリケーション・エンジニアリング活動、販売促進とその他のマーケティング費用並びに出張費からなります。当社が近い将来、販促チームを拡大し、マーケティング活動を増加させることに従い、販売費は増加すると予想しています。

一般管理費は、主に人件費、コンサルティング費及び専門家報酬からなります。専門家報酬は、主に法律、監査、税務及び会計に係るサービスに対する報酬からなります。一般管理費は、追加人員の雇用、インフラ改善及び上場会社としての法令遵守に対応するための多大な追加費用（特に日本で上場している米国企業としての経営に関する法務、保険及び会計費用を含みます。）により、近い将来、増加すると予想しています。

給与、福利厚生費、賞与及び株式報酬を含む人件費は、販売費及び一般管理費のそれぞれの最も多くを占める費目です。

法人税等

法人税等は、税引前当期純利益に対する連邦税、州税及び外国法人税からなります。当社の実効税率は、主に研究費税額控除及び非控除株式報酬費用によって連邦法定税率とは異なります。

なお、当社の業績の概要につきましては、「第2 企業の概況 3 事業の内容」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 業績の分析」もご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、主として米国内及び米国外の代理店及び販売員のネットワークを通じ、また、より小規模ながら当社の直販部門及びアプリケーション・エンジニアリング・スタッフを通じて、製品を完成品メーカーに世界規模で販売しています。当社のカスタマーサービス及びマーケティング部門が、これら各販売チャネルをサポートしています。当社は販売、及び顧客・技術サポート要員を米国、中国、日本、韓国及び台湾に配置しています。当社は、世界の主要地域で、販売力及び顧客・技術サポート力を強化し、完成品メーカー及び代理店のネットワークをさらに拡大して行くことを企図しています。

当社の販売サイクル（受注又は製品の製造開始から完成品の納入まで）は、典型的には、監視カメラシステム市場向けでは3ヶ月から6ヶ月、車載カメラシステム市場向けでは1年から3年程度です。当社は、自社製品への需要を創出するため、特定用途向けの製品のシステム設計に関する情報を完成品メーカーのシステム設計者に提供し、直接連携しています。当社の半導体を完成品メーカーのシステム開発者によりよく理解してもらうために、半導体システムの設計段階において、当社のエンジニアリンググループと完成品メーカーのシステム設計者を検討に積極的に加わさせます。当社は、ますます複雑化、明確化することが予想されている特定の設計要件に応えるための製品の設計に向け努力していますが、これは、製品に対する広範囲におよぶ需要と将来的な製品強化を支えることにもなります。このプロセスが功を奏した場合、最終的に完成品メーカーのシステム設計者が自社のシステムに当社製品を採用することになり、当社はこれをデザイン・ウィンと呼んでいます。一度、完成品メーカーに当社製品が採用され完成品メーカーの製品に搭載されると、完成品メーカーのシステム設計者は自社の他の多数のモデルにおいても、現行版あるいは拡張版の当社製品を採用し続ける蓋然性が高いと考えており、当社製品のライフサイクルの伸長につながります。これは、車載カメラシステム市場で特に当てはまることであり、複数年の、時には4年を超えるライフサイクルの伸長を当社製品にもたらしめます。さらに、特定メーカー向けの特別車載モデルのデザイン・ウインは、同メーカーの別モデルでのデザイン・ウインにつながることもあります。一方で、最初にデザイン・ウインを逃した場合、その製品を使用する完成品メーカー向けの販売の機会を長期にわたり失う可能性があります。

注文残高

当社は、主に一般的な形式の個別注文に応じて販売を行っています。当社の注文残高は、代理店から受けた注文の中でまだ出荷されていないものを示しています。これまで経営陣は、注文残高を将来の業績の指標としては利用していませんでした。注文を受けてから出荷するまでの時間は製造委託先が保有する在庫数等により異なる場合があります。また、業界慣行として、顧客は比較的直前の通知で注文を変更又は取消をすることができるので、注文残高は将来の販売状況を示す指標としては必ずしも適当ではないと考えています。さらに、当社の四半期売上は、該当する四半期内に受注かつ出荷された注文によって認識されます。その結果、現在まで、いずれの四半期末においても重要な注文残高を有したことはなく、また四半期末時点での注文残高はいずれも将来の業績の予測となるものではなく、注文のタイミングを示すものです。

最近2連結会計年度及び第2四半期連結累計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	連結会計年度		第2四半期連結累計期間	
	2016年12月期	2015年12月期	2017年12月期 第2四半期	2016年12月期 第2四半期
	(単位: 千米ドル、割合 (%))			
Phitec Electronic (HK) Inc. Limited	23,194 (85%)	16,637 (82%)	10,730 (70%)	11,935 (88%)

3 【対処すべき課題】

当社の事業上及び財務上の対処すべき課題の内容については、「4 事業等のリスク」をご参照ください。

当社は、当該対処すべき課題について、以下の経営戦略をもって対処する方針です。

当社の目標は、複合ビデオ製品向けの高性能で費用効率の高い半導体のリーディング・プロバイダーになることです。この目標を達成するために、以下の戦略を引き続き実行していく予定です。

急成長中の多数のビデオ製品をターゲットとする 当社は、多角的で高い成長機会をもたらす監視カメラシステム市場及び車載カメラシステム市場において、多数のビデオ製品向け半導体を取り扱っていきます。SDビデオからHDビデオへの移行は継続すると予想されるため、現時点のターゲット市場において当社が有する販売機会も引き続き拡大すると思われま

追加的な特定用途向け製品の開発 当社は、特定用途向け製品を開発していく戦略により、顧客の多様な要件により的確に応じられるようになり、当社の技術力を活用でき、ターゲット市場における当社のシェアを拡大できると考えています。

新たな技術の開発 進化する顧客の要求に応えるため、当社は引き続き付加的な技術を開発し続ける計画です。当社は、次世代製品において性能、消費電力及び製造コストをさらに改善するために、当社のアナログ・デジタル混載半導体をより微細化された製造プロセスを用いて開発することに注力しています。

顧客関係の拡大 ターゲット市場において、従来の完成品メーカーからさらなるデザイン・ウィンを獲得し、かつ、新規完成品メーカーとの関係を拡大するために、自社の販売、マーケティング、テクニカルサポート体制の強化を続けていきます。

選び抜かれた買収を通じて市場での存在感を強化 当社は、当社のソリューションに追加又は補完できる企業又は技術の買収を積極的に検討していきます。

4 【事業等のリスク】

当社の普通株式を信託資産とする有価証券信託受益証券（JDR）への投資は、高いリスクを伴います。本有価証券信託受益証券への投資判断をする前に、本書及びこれに含まれる連結財務書類及び関連注記など、その他のすべて情報と併せて以下に示すリスク及び不確定要素を慎重に検討する必要があります。以下のリスクのいずれかが顕在化した場合、当社の事業、財政状態、経営成績、業績見通しは重大な悪影響を受ける可能性があります。このような場合、本有価証券信託受益証券の取引価格は下落し、本有価証券信託受益証券への投資の一部又はすべてを失う可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社の事業及び業界に関連するリスク

当社は業歴が短いため、現在の事業及び将来の見通しを評価することは困難です。

当社は、業歴が短く、製品の販売経験が限られており、急激な発展と熾烈な競争という業界の特徴もあいまって、現在の事業及び将来の見通しを分析することが困難です。さらに、当社自身も、業界のトレンドの出現に対する見識が限られています。当社は、予測不可能で変動しやすい収益や事業の拡大に伴い増加する費用などに直面する可能性があります。当社の製品の実現性及び需要は、監視カメラシステム業界及び車載カメラシステム業界一般の成長に影響を与える要因など、当社がコントロールできない多くの要因の影響を受けます。当社の将来の収益拡大及び事業の成功は、監視カメラシステム事業の収益性を維持又は向上しつつ、車載カメラシステム事業を成功させることにかかっていますが、当社はまだ車載カメラシステム向け製品に関して実質的な売上を認識しておらず、この分野において収益を伸ばせない可能性があります。

当社は完成品メーカーを含む熾烈な競争に直面しており、効果的な競争ができない可能性があります、このことにより市場シェアを減らし、収益及び収益性を損ねる可能性があります。

当社が事業を行っている市場は競争が非常に熾烈です。当社はハイエンドのカメラ・DVR向け製品では非常に高い市場シェアを有しておりますが、ローエンドも含めたカメラ・DVR向け製品全体では、NextChip社と市場をほぼ二分している状況です。当社が事業を行う市場は、急激な技術変化、発達し続ける完成品メーカー及び完成品のユーザーの要求、平均販売価格の下落という特徴があります。当社は、HDアナログ伝送方式技術をベースにした半導体を開発していますが、既存又は潜在競合企業が、当社の製品と競合するソリューションを開発した場合や、さらなる高解像度化やDVRの技術革新などによりHDアナログ伝送方式技術が用いられなくなった場合には、当社の市場シェア並びに当社の売上及び収益率が下落する可能性があります。既存及び潜在競合企業は、当社よりも長い業歴があり、資源も著しく多く、知名度も高く、顧客基盤も大きな企業であるため、当社よりも早く新興の技術や顧客の要求の変化に対応できる可能性があります。さらに、完成品メーカーに対する信用力は、これらの競合企業のほうが当社より高い可能性があります。当社製品の内製化に成功した完成品メーカーは、当社のような第三者のサプライヤーの製品を購入しなくなる可能性もあります。

当社は、主に、少数の代理店を通じて、少数の完成品メーカーに製品を販売しており、代理店又は完成品メーカーとの関係が一つでも終了すると、当社の経営成績は損なわれる可能性があります。

当社は、主に、ほとんどがアジアに位置する少数の代理店を通じて製品を販売しています。この流通チャンネルには、急速な変化及び統合という特徴があります。代理店への売上は、これまでの当社の連結売上高の大部分を占めていますが、当社は代理店との間に長期契約は一切締結していません。

当社の連結売上高の多くを占める完成品メーカーの1つである、中国の最大手監視カメラシステムメーカー、Hikvision社への販売は、主に代理店のPhitec社を通じて行われています。当社とHikvision社との間に長期契約は締結しておらず、また当社とPhitec社との間の販売代理契約は自動更新条項により毎年更新されますが、一方当事者から終了通知があれば更新されず、かつ契約期間中であっても一方当事者からの1か月前の通知により終了することとされています。当社と代理店又は代理店と完成品メーカーの関係の悪化等により、Hikvision社を顧客として失う場合、又は同社が当社製品の使用量を減らす場合には、当社の事業は重大な悪影響を受ける可能性があります。

主要な代理店、完成品メーカーのうちの1つに大幅な値引き、注文のキャンセル、出荷の遅れ、取引の中止が生じる場合、当社の経営成績及び財政状態は、著しく損なわれる可能性があります。

当社の経営成績は毎期変動し得ます。

当社の経営成績は予測が困難で、当社の経営成績が市場の期待を下回る期間も生じ得ますが、これは本有価証券信託受益証券の市場価格の下落を招くことになるかもしれません。当社の経営成績は、以下に列挙した事項を含む多数の要因によって影響を受ける可能性があります。

- ・ 当社製品の販売量とタイミングの予想ができないこと
- ・ 当社製品の平均販売価格の下落、売上構成の変化、費用構造の変化
- ・ 完成品メーカーの製品に使用される他社の部品が適切に調達できないこと
- ・ 当社製品が陳腐化し、適時に新製品又は改良品を開発、発表及び販売できないこと
- ・ 当社又は競合企業が新製品を発表・販売するタイミング
- ・ 消費者心理に影響を与えうる事業環境及び経済環境の変化や実効税率の変動

当社製品の将来の売上を予測する過去の財務情報は限られています。このため、将来の売上及び営業費用の予測も難しくなります。ある期間の売上が当社の期待を下回る場合であっても、当該期間の営業費用を減収に見合うよう削減することはできない可能性があります。

監視カメラシステム及び車載カメラシステム向けビデオ製品の需要の増加が続かない場合、及び当社が車載カメラシステム市場への販売に成功しない場合、当社が売上を増加できない可能性があります。

当社の増収は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム向けビデオ製品の需要の増加に依存しています。2016年度において当社の売上の98%超は、監視カメラシステム向け製品によるものであり、また、その約85%が映像受信半導体(Rx)向けの売上によるものです。監視カメラシステム向け製品（特にDVR向け製品）の売上が減少し、又は増加しない場合、またこの市場の需要が総じて減速した場合、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社は、車載カメラシステム向け製品が当社の将来の事業の重要な原動力になると期待していますが、車載カメラシステム向けの製品の開発及びマーケティングに成功しないかもしれず、高いシェアを獲得できないかもしれません。当社の新規HDビデオ製品の採用ペースの遅延等により、車載カメラシステム市場での当社製品の販売に成功しなかった場合、各法域における車載バックアップカメラの規制が変更された場合、又は車載カメラシステム市場全体の需要が落ち込んだ場合、この分野での取組みにかかった投資を回収できず、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社は事業運営を技術力の高い主要な人材に頼っており、もし現在の人材を引き留めておけず、他の人材を雇用できない場合、当社の製品を開発、市場に投下する能力は損なわれることがあります。

当社の将来の成功は、技能の高いマネジメント、エンジニア、及び販売・マーケティング担当者を引き留める能力に大きく依存していると考えています。当社の最高経営責任者であり取締役社長である小里文宏氏を始めとする重要な人材を失うようなことがあれば、また適任の人材を引きつけて保持することができなければ、当社製品の開発及び製造は遅れ、販売能力は損なわれ、当社の市場での認知も損なわれる結果、当社の経営成績が悪化する可能性があります。当社は、主要な技術者を含め、従業員と長期契約を結んでおらず、主要な人材を失う場合には、当社の経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は将来、収益性を維持又は増加させることができない可能性があります。

収益性を維持し高めるために、当社は、原価及び費用を抑えながら、相当地に高い売上を計上し維持する必要があります。当社は、研究開発、販売及びマーケティング、並びに法令遵守に関わる取組みの増加を支えるため、当面は費用の増加を予想していますが、これらの支出は売上の増加又は販売先の拡大につながらないこともあります。また、当社では、将来の実効税率は、当社の過去の平均年間実効税率より高くなると予想しており、これにより当社の将来の経営成績及び収益性に悪影響を与える可能性があります。

将来の成長に有効に対処できない可能性があり、また、成長のための追加的な運営・管理上の要請に応じるためには多大な費用を負担する必要があるかもしれません。

当社は著しい成長及び拡大の時期を経ており、今後の成長も、経営、人事、システム及び財源に著しい負荷をかけるものと思われまます。当社は、拡大する研究開発をサポートし、販売・マーケティング、総務、経理上の取組みを強化するために、2016年度において従業員を追加雇用し、従業員及び臨時従業員の人数は2015年12月31日現在は21名だったのに対し、2016年12月31日現在は56名に増加しました。また、当社の成長にうまく対処するためには、従業員及び臨時従業員について、以下のような事項を効率的に実施していく必要があります。

- ・ 新規雇用者のトレーニング
- ・ 顧客管理及び製造管理システムの強化
- ・ 米国サーベンス・オクスリー法（SOX法）対応や米国、日本の法令を遵守すること、既存のシステム、手続及びコントロールを増強し、改善すること
- ・ 技術力の拡張及び向上
- ・ 完成品メーカー、代理店、サプライヤーその他の第三者と複合的な関係の管理

当社の取組みには、経営上及び財務上の相当な資源が必要になり、営業費用が増加する可能性があります。これらの取組みにもかかわらず、その成果が出ない可能性もあります。また、成長に効率的に対処できなければ、当社は市場機会を活かせない可能性があります。

当社製品及び市場に関連する業界規準及び技術要件の変更は、当社の事業、経営成績及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

当社製品の市場の業界規準及び技術要件は進化しており、いずれ大きく変わる可能性もあります。加えて、大手半導体企業及び電子機器企業、大手自動車企業、完成品メーカーらが、製品及びソリューションの業界規準及び技術要件の設計に重要な役割を果たします。

例えば、監視カメラ市場においては、現在はHDのモデルが大多数を占めておりますが、今後数年間にわたり、1080Pフルハイビジョン（フルHD）やその2倍（2K）又は4倍（4K）の画素数を持つモデルが主流になり、かつHDモデルの単価は徐々に下落していくことが予想されております。フルHD・2K・4Kモデルへの移行に際しては、部品メーカーは、完成品が市場で販売されるよりも相当程度前から、研究開発活動及び製品化に向けた完成品メーカーとの協議・交渉を行う必要があります。また、完成品メーカーがそのような過程を経て採用した部品を他の部品メーカーの製品で代替することは一般には困難であると認識しております。当社の製品は、現在HDモデルにおいて高い市場占有率を有しており、2K・4Kモデルでの採用に向けた研究開発等の準備も行っておりますが、今後HD及びフルHDモデル関連製品の売上及び収益率は低下するおそれがあり、また、フルHD・2K・4Kモデルにおいて相応の市場占有率を確保し、十分な売上及び利益を得られるとの保証はありません。

このように、当社の将来における競争力は、進化を続ける業界規準や技術要件を見出し適合させる能力にかかっており、当社製品が関連する規準や要件を確実に満たすために、中長期的な開発戦略のもと、新技術、新製品、新用途、新市場等の開発、既存製品の再設計、生産プロセスの改革等に多大な時間、労力及び費用を必要とします。しかし、当社製品の市場の技術革新、業界規準及び技術要件を予測することは容易ではないため、新製品や新技術から期待どおりの収益を得られる保証はなく、投下した研究開発投資を十分に回収できない可能性があります。また、業界で支配的な規準や技術要件を当社製品が長期間にわたり充足していなければ、決定的なデザイン・ウィンの機会を失うかもしれず、当社の売上が下落し、製品の再設計にかなりの費用が発生する可能性があるほか、商品開発の遅延等によりひとたび競合企業に市場シェアを奪われた場合には、巻き返しが極めて困難となる可能性があります。

これらにより、当社の事業、経営成績及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

監視カメラシステム・車載カメラシステム向け半導体の市場は平均販売価格が下落していく特徴があり、これは継続するとみられていることから、当社の収益及び利益率に悪影響を与える可能性があります。

当社は、当社製品の平均販売価格が年々下落すると見込んでおり、当社の経営成績は著しい悪影響を受ける可能性があります。下落率は、需給関係、競争のレベル、製造費用及び技術的变化などの多くの要因の影響を受けます。利益を維持向上する能力は、より高い平均販売価格で新製品又は改良品を発表すること並びに単位当たり販売費用及び営業費用を削減することにかかっています。当社は製造・組立て・検査を自社設備で行っていないため、急速には費用を削減することはできない可能性があり、費用が増加することによって収益が減少する可能性すらあります。さらに、当社の新製品又は改良品が普及せず、期待したほどの高い利益を得られない可能性もあります。

当社は他企業の買収又は他企業への投資によって拡大を続ける可能性があります。買収や投資によって、経営陣の注意が逸れ、当社の経営成績に悪影響が及び、株式のさらなる希薄化が進み、当社の事業運営に必要な資源が使用される可能性があります。

当社は、事業、製品又は技術を買収し、又はそれらに投資を行う可能性があります。このような取得又は投資は、以下のようなリスクを招く可能性があります。

- ・ 買収した企業の社員、事業、技術を当社に順応させ、期待される相乗効果を実現させることが困難となるリスク
- ・ 費用及びのれんに加え、潜在的な訴訟を含む予期せぬ費用又は債務が発生するリスク
- ・ 他の事業上の懸案事項に経営陣の注意や必要な資源などが行き渡らないリスク

また、買収が期待する収益を生まない場合、買収により生じたのれん又は無形固定資産について減損テストに基づいて減損を計上しなければなりません。

さらに、当社が買収を合理的な条件で完了できない場合、当社の将来の成長を制約します。買収は1株当たり利益を希薄化する新株の発行、又は有利子負債の発生を伴うこともあり、これは当社の経営成績に悪影響を与え、潜在的な買収を含む事業機会を追求する能力をさらに制限する可能性があります。また、買収した事業が期待に沿わない場合、当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

当社は、完成品メーカーの需要を見積もって製品を製造しており、当社の見積りが正確でない場合、又は完成品メーカーが注文をキャンセルした場合、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社は、当社の販売は長期の購入契約ではなく、購入注文に基づいて行われます。さらに、代理店は当社製品の注文のキャンセル及び納期の延期が可能です。当社は自ら原材料及び部品を購入したうえで需要見込みに基づいて第三者の半導体ファウンダリーハウスに製造を委託するため、当社が完成品メーカーの需要を過剰に見積もった場合や注文がキャンセルされ又は納期が延期された場合には、原材料、部品又は完成品について、過剰在庫を抱える可能性があり、当社に損失が生じるおそれがあります。一方で、当社が完成品メーカーの需要を過少に見積もった場合や十分な生産能力を確保できなかった場合、収益の機会を見過ごし、市場におけるシェアを減らすとともに、完成品メーカーとの関係を悪化させるおそれがあります。

急激な技術変化及び市場の需要に反応するための新製品の開発及び現行製品の改良に失敗した場合、当社の事業は損害を被ることになります。

当社は、高い性能と機能性を低い価格で提供することを常に求める完成品メーカー及びそのユーザーのために、製品を設計する必要があります。そのため、当社は、当社の製品の性能と機能性を高める特徴を、費用効率よく上乘せし続ける必要があります。一方、開発及び改良のプロセスは非常に長いことから、市場動向を正確かつ適時に予測できなかった場合、当社製品は市場で受け入れられなくなり、売上が減少する可能性があります。

また、当社は、開発及び改良が遅れる可能性、完成品メーカー若しくは市場の指定条件を満たすことができない可能性、又は当社と同等以上の性能と機能性を提供する競合企業の製品に対抗できない可能性があります。

半導体の製造、組立て、検査は少数の独立した委託先に頼っており、これらの第三者の製造委託先等が製品を納品できない場合又は要求どおりに業務を履行できない場合、完成品メーカーとの関係を損なう可能性があり、売上が減らす可能性があります。

当社が設計する製品の製造、組立て及び検査は、第三者の製造委託先等に依存しています。現在は、当社のほとんどすべての半導体はTaiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.（以下「TSMC社」といいます。）が製造しています。また、当社の製品のほとんどすべての組立て、梱包、検査をAdvanced Semiconductor Engineering, Inc.（以下「ASE社」といいます。）が行っています。これらの製造委託先等から高品質の製品及びサービス、生産・検査能力の提供を適時に受けられない場合、又はこれらの製造委託先等のうち1社でも当社との関係を終了した場合、当社の売上が減少する可能性があります。また、製造委託先を他社に移行する場合、6カ月程度の検証期間中は当社に対する供給が見込まれないことから、当社の売上が減少する可能性があります。

また、第三者の製造委託先等への依存には、製造量の限界、費用の増加、納期の遅延、品質管理の低下、知的財産の不正流用、原材料や労働力の不足、天災、疫病、テロ、戦争の発生による製造施設の停止、隔離又は閉鎖などのリスクがあります。

当社は、現在、いかなる第三者の製造委託先等とも長期の供給契約を結んでいません。また、当社はTSMC社及びASE社との間で取引基本契約を締結しておらず、見積書と発注書を都度交わしています。したがって、TSMC社及びASE社は、直前の通知で当社への納品を減らし、他企業の製品の製造のために生産能力を割り当てることができ、当社が利用できる生産能力が減少する可能性があります。

当社の製品及び市場に関連する業界規制の変更は、当社の事業、経営成績、将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

2014年、米国連邦道路交通安全局（NHTSA）は、米国で販売される新車に2018年までにバックアップカメラを搭載するよう求める新たな規則を公表しましたが、過去にもこの日程は延期されたことがあり、再度延期される可能性があります。さらに、他の法域が米国に追随し、車載バックアップカメラの搭載を要求する、という保証はありません。もし、車載バックアップカメラが普及しなければ、当社のターゲット市場は当社の期待よりもかなり小さくなり、当社の潜在的な成長性及び利益は制限され、当社の事業、経営成績及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

当社は、当社の技術及び市場における地位を高めるために、委託者ブランドでの設計・製造企業（ODM）との関係に依存しています。将来この関係を維持し発展させられなければ、当社は競争力を維持できない可能性があります。

当社は、家庭向け及び企業向け監視カメラシステム並びに車載製品を含む様々な最終市場に提供するODM向け製品を開発しています。当社は、当社の新世代の技術が最終製品に使われるように、ODMと緊密に作業をしなければなりません。その結果、当社のターゲット市場における大手ODMと緊密な関係を維持することが、当社の事業の長期的な成功のために必須となります。大手ODMとの関係が悪化した場合、又は当社の技術が完成品メーカーによって適格とみなされなかった場合、当社の市場における地位及び収益は著しく悪影響を受ける可能性があります。

当社の事業は、アジアにおける顧客、サプライヤー、運営に依存しており、その結果、規制上、運営上、財務上、政治上のリスクを抱えており、それによって当社の経営成績が悪影響を受ける可能性があります。また、当社は米国外でも事業を行っており、国際展開を拡大するつもりですが、このことにより当社は重大なリスクにさらされることとなります。

当社の連結売上高は、アジアの代理店への販売に帰属する比率が極めて高く、今後も引き続き、アジアの代理店への販売に帰属する売上が当社の連結売上高のほとんどすべてを占めると当社は予測しています。なお、当社の売上はすべて米ドル建てであるため、米ドル高になれば、国際市場における当社製品の競争力は弱くなる可能性があります。

現在、海外における当社製品の販売は、販売担当者の持つネットワークに依存しています。さらに製造については、これまで主に台湾のサプライヤー、ODM、製造委託先等に依存しており、今後もそれが続く見込みです。これらの事情により、当社は以下のようなリスクや課題を抱えており、これらは当社の事業及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

- ・ 人員配置と業務管理の困難及び費用増大
- ・ 国内外の法律及び規制の遵守
- ・ 貿易障壁及び知的財産保護に関する法的な不確実性
- ・ 外国為替相場の変動
- ・ 適時に支払を受け売掛金を回収することができない可能性
- ・ 政治的、法的、経済的な不安定性、及び外国での紛争、感染症の地域的及び世界的な影響
- ・ 貨物運賃の変動及び輸送の混乱

また、当社は、米国、日本、韓国及び中国に事務所があり、現在、アジア、特に日本での事業拡大を企図しています。国際的に事業を行う場合には、多大な資源及び経営上の注力を要するほか、米国で当社が直面しているのとは異なる規制上、経済上及び政治上のリスクにさらされます。さらに、国際的に事業を行う上では、上に列挙した事項のほかにも、製品への需要減少、製品価格の下落その他のリスクに直面し、当社の経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。とりわけ、以下の事項は、当社の経営成績に特に悪影響を与えやすいと当社は考えています。

- ・ 完成品メーカーによる資格付与及び信用調査の長期化及び厳格化
- ・ 売掛金回収の難航及び支払サイクルの長期化
- ・ 新規市場への参入に伴う困難
- ・ 米国以外で恒久的施設を開設したとみなされた場合に生ずる潜在的な追加の課税を含む、不利益な課税の発生
- ・ 海外腐敗行為防止法等の法令に準拠するよう構築された当社の指針及び手続の実効性欠如
- ・ 競争を引き起こす、従来と異なる新たな要因の発生

これらのリスクにうまく対処できない場合、当社の事業は悪影響を受け、売上及び収益を減らす可能性があります。

当社は中国で事業を行うことに関連したリスクに直面します。

当社の、連結売上高の大半は、中国の代理店を通しての販売が占めています。中国の代理店を通しての販売は、2016年及び2015年12月期それぞれ総売上高の88%と87%を占めており、さらに、2016年12月期では、中国の代理店の1社を通じて販売を行った中国に本拠地を置く完成品メーカー2社からの売上が73%を占めています。このため、中国の経済、政治、法律、社会情勢が、当社の事業、経営成績、財務状態に重大な悪影響を与える可能性があります。中国事業に関連して、以下のようなリスクがあります。

- ・ 当社の事業活動に対する中国政府の強大な影響力
- ・ 通貨交換の際、現金の受取と使用を制限される可能性
- ・ 知的財産権の保護に関する不確実性
- ・ 中国政府が地元事業を優遇する可能性
- ・ 契約当事者による契約履行に関する不確実性
- ・ 外資規制が中国で当社の事業拡大に悪影響を与える可能性

中国で当社が事業を成長させている結果として、これらのリスクは、当社の事業、経営成績及び財政状態に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

半導体、電機及び自動車業界の周期的性質ゆえに、当社の経営成績は著しく変動し、本有価証券信託受益証券の市場価格に悪影響を与える可能性があります。

半導体、電機及び自動車業界の景気は周期性が強く、急速な変化や進化する業界規準に服しており、時折著しい景気後退があります。これらの業界における景気後退は、どれも深刻で長引く可能性があり、これらの業界が景気後退から完全に回復できない場合、当社の経営成績は損なわれる可能性があります。

当社の本社は米国カリフォルニア州にあり、日本で事業を行っており、拡大を企図していますが、これらの地域は大地震のリスクやその他の自然災害があります。地震やその他の自然災害により当社、あるいは第三者の製造委託先等の事業が混乱した場合、製品の製造又は出荷に大幅な遅延が発生する場合があります。

当社の本社は米国北カリフォルニアにあり、また、日本で行っている事業は今後も拡大を企図しています。さらに、TSMC社やASE社などの第三者の製造委託先等も環太平洋地域に位置しています。カリフォルニア、日本を含む環太平洋地域は、地震、台風、津波、その他異常気象などが発生しやすい傾向にあり、当社の事業、経営成績及び財政状態に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。また、停電、原子力災害による混乱、火災、洪水及び類似事象などのその他の災害が発生した場合、当社の事業遂行は著しく損なわれる可能性があります。さらに、当社は、災害やその他類似の重大な事業中断により生じる損失を補填する保険に適切に加入していない可能性があり、保険契約で回収しえない重大な損失は、当社の事業及び財政状態を著しく毀損する可能性があります。

当社の販売サイクルは長期化する可能性があるため、収益認識が不確定になったり遅れたりする場合があります。

これまで当社製品、特に車載カメラのHDビデオ製品向け製品の販売サイクルは、長期化してきました。一般的に、監視カメラの販売サイクルは3ヶ月から6ヶ月、車載カメラの販売サイクルは1年から3年です。したがって、研究開発、販売及びマーケティングに費やす費用、並びに在庫を増やした期間と、これらの費用から売上を生む期間の間に、遅れが発生する可能性があります。

ウエーハー組立て工程の新技術への移行、あるいは、よりハイレベルなデザイン統合の達成の際に困難に直面する可能性があります、これは生産量の減少、納品の遅延、費用の増加を招く可能性があります。

当社は、製品を新しいプロセス又は新しい半導体製造工場に移行する際に、困難、遅延、費用の増加に直面する可能性があります。当社は、第三者の半導体製造工場が当該移行を効率的に管理すること、第三者の半導体製造工場との関係を維持すること、新しい第三者の半導体製造工場との関係を発展させることを保証できません。当社又は第三者の半導体製造工場において新プロセスへの移行に重大な遅延があった場合又は効率的に移行できなかった場合、当社は生産量の減少、納品の遅延、費用の増加を被る可能性があります、そのどれもが、当社の完成品メーカーとの関係や経営成績を損なう原因となる可能性があります。

当社は、将来の製品をますます微細化することを企図していますが、この転向が重大な遅延を生じさせた場合、又は移行に失敗した場合、当社の事業、財政状態及び経営成績は著しい悪影響を受ける可能性があります。

複雑な当社製品は、エラー、欠陥、バグを引き起こす可能性があります。これは完成品メーカーに対する当社の評判に悪影響を与え、特に車載カメラ業界では、当社の評判に悪影響を与えるのみならず、法的責任を問われたり製品のリコールを招いたりする可能性があります。

欠陥又は信頼性、品質若しくは互換性に関して問題のある製品を納品した場合、製品が市場に受け入れられることが遅れたり妨げられたりする可能性があり、費用のかかるリコールを招いたり、当社の評判を損ねたり、当社の既存完成品メーカーのつなぎとめと新規完成品メーカーの獲得に悪影響を与えたりする可能性もあります。また、エラー、欠陥、バグは当社製品の機能性に問題を引き起こす可能性があり、このことが、完成品メーカーへの製品の販売の中断、遅延、中止などにつながる可能性があります。当社は、これらの問題の解決のために多大な資金や資源を費やすことを求められるかもしれず、当社の評判、事業、財政状態、経営成績に重要な悪影響を与える可能性があります。

監視カメラシステム及び車載カメラシステムに不具合が生じた場合、人の生命、安全又は身体に対して直接的な被害が発生することがあります。それゆえ、特に車載カメラシステム市場では製造物責任訴訟が多く、当社の技術又は部品が事故を招いたという証拠がない場合や、当社以外の部品メーカーや完成品メーカーの落ち度が明らかな場合であっても、当社が製造物責任訴訟に巻き込まれ、当社の評判及び事業に悪影響をもたらす可能性があるほか、訴訟の防御又は損害の補償に要する費用として重大な損失を生む可能性があります。また当社は、様々な業界慣行等を理由に、自発的にリコールを行ったり、請求に関して支払を行ったりする可能性があります。

第三者の製造契約者が十分な生産量又は品質を達成できない場合、当社の費用は著しく増加する可能性があります。

製品の製造プロセスは極めて複雑で、設計、仕様、素材の僅かなの変更により、製造委託先の生産量が著しく減少し、時には製造が一時中断し、速やかに欠陥を克服できない場合もあります。

生産量の著しい低下又はその他の製造問題が発生した場合、全体的な製造時間、及び製造費用が著しく増加し、経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。生産量の減少は、当社の費用を増やして収益を減らし、経営成績及びキャッシュ・フローを著しく毀損することに加えて、製品の出荷の遅れを招き、既存又は潜在完成品メーカーとの関係をも損なう可能性があります。

製品の最初のデザイン・ウインの獲得に失敗すると、長期間にわたり完成品メーカーへの販売機会を失う可能性があります、製品への投資回収ができない可能性があります。

当社は、製品、特に新製品及び改良品のデザイン・ウインを獲得するために相当な資源を費やしています。完成品メーカーの当初の認証段階においてデザイン・ウインを獲得できなかった場合、当該完成品メーカーの多くの製品への販売機会を長期間失うことになる可能性があります。さらに、第三者の製造委託先等に広範囲な認証を受けることを求められた場合、この認証には監視カメラでは最長6ヶ月以上、車載カメラでは3年以上を要し、当社又は他の部品サプライヤー等に問題があれば当社の収益認識が遅れ、収益が減少する可能性があります。

完成品メーカーの製品の販売が減少し又は製品が市場で受け入れられなかった場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社の売上は、完成品メーカーによる最終製品の販売に依存しています。完成品メーカーの製品市場は非常に競争が激しく、技術変化が急激であるという特徴があり、場合によっては政府に規制される場合もあります。当社は、当社製品の完成品メーカーが必要な資源を製品の販売促進及び販売に充当していくこと、事業戦略をきちんと実行していくこと、需要を満たすために十分な品質と量の製品を製造できること、高い費用効果で大量に製品を製造できることなどを保証できません。当社と完成品メーカーは、彼らにいかなる製品の製造、流通、販売を求める契約も結んでいません。

さらに、完成品メーカー又は完成品メーカーの顧客は、自社で又は当社の競合他社と共同で、当社技術の代替技術を開発する可能性があります。また、完成品メーカーが自社製品を市場でうまく販売できない場合、当社製品の需要に悪影響を与え、この結果、当社の収益の減少を招き、当社の事業及び経営成績にも悪影響を与える可能性があります。

当社の業界で頻発する知的財産権訴訟は、費用がかかり、当社の評判を損ない、製品の販売能力を制限し、経営陣及び技術担当者の注意を逸らす可能性があります。

当社の業界には、特許その他の知的財産権に関する訴訟が頻発するという特徴があります。当社は、過去において、技術の使用権取得を勧める書簡をある第三者から受領したことがあり、これは権利侵害の主張や将来の訴訟に繋がる可能性があるかもしれませんが、現時点ではそのような訴訟等はありません。一般に、当社の製品が第三者の特許及び知的財産権を侵害した場合、プロジェクト開発契約に基づき、当社は完成品メーカーに対して一定の補償責任を有しています。したがって、権利侵害を主張して訴訟又は反訴が起こされた場合、当社の事業及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

HDビデオ製品における侵害に関する争点は、高度な技術力と主観的な分析を伴います。当社は、将来の訴訟において勝訴できないかもしれず、仮に当社にとって有利に判断され又は和解に終わっても、費用が発生し、当社の評判を損ない、完成品メーカーが競合他社の製品を使うようになるかもしれず、経営陣及び技術担当者の労力と注意を通常の事業遂行から分散させるかもしれません。さらに、当社に不利な形で決着した場合、当社は知的財産権を失い、多大な賠償責任を負い、第三者からライセンスを受けるよう要求され、当社の技術のライセンス供与や製品の販売ができなくなるなどの可能性があります、当社の事業及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

知的財産を保護できない場合、当社の事業は著しい悪影響を受ける可能性があります。

当社の成功及び競争力は、部分的には、知的財産権を防御する能力に依存しています。また、当社が知的財産権を防御するためにとる手続は、特に中国のような外国の法域では有効ではないかもしれません。さらに、当社が保有する可能性のある特許又は特許申請の周辺で設計された類似又は競合する技術を、第三者が独自に開発する可能性もあります。当社の製品及び技術のいくつかは、それらを特許権により保護することが、現時点では、当社の事業戦略にとって必須のものであるとは考えていないため、いかなる特許又は申請中の特許によっても保護されていませんが、製品又は技術に対する特許保護を適時に申請しなかった場合、概して、当該製品又は当該技術に対する特許保護を後になって求めることは認められない可能性があります。

特許申請に加えて、当社は完成品メーカー、サプライヤー、代理店、従業員及びコンサルタントとの契約上の保護に依拠しており、当社の営業秘密及びノウハウを守るためにセキュリティー対策を講じています。しかしながら、今後これらの契約上の保護やセキュリティー対策が侵害されないこと、侵害された場合に当社が適切な救済手段を有していること、又は完成品メーカー、サプライヤー、代理店、従業員又はコンサルタントが知的財産権又は当該の契約から発生する損害を当社に対して主張しないことを、当社は保証できません。

当社の情報及び物理的セキュリティーシステムの侵害は、当社の評判を害するかもしれず、訴訟につながる可能性があります、当社の事業に悪影響を与える可能性があります。

過失又は故意によるセキュリティーの侵害その他第三者によるクラウドベース・サービスプロバイダーのシステムへの不正アクセス、又はデータ若しくはソフトウェアにおけるコンピューター・ウィルスの存在は、当社を機密情報の漏洩及び不正流用のリスクにさらす可能性があります。情報の盗用又は乱用は、当社の評判の悪化、製品のマーケティングにおける支障、当社が契約上の義務を履行していない完成品メーカーによる申立て、影響を受けた当事者による訴訟、及びこの情報の盗用又は乱用に関連する責任及び損害に対する金銭支払義務の可能性などを招く可能性があります。これらはいずれも、当社の事業、財政状態、評判、完成品メーカー及びパートナーとの関係に重大な悪影響を与える可能性があります。さらに、不正アクセス又はシステム阻害の技術は頻繁に変化し、ターゲットに対して実行されるまで認識されないもので、当社はこれらの技術を予期できず、適切な予防策をとることができない可能性があります。

当社は、将来の資金需要を満たすための追加の資金調達を、好条件で又は一切できない可能性があります。

将来、当社は追加資金が必要になるかもしれず、エクイティ若しくはデットによる資金調達又は与信枠の設定を行う可能性があります。しかし、当社はエクイティ又はデットでの機動的な資金調達を、好条件で又は一切できない可能性があります。

当社が行うデットによる資金調達は、当社の資金調達活動その他の財務及び運営に関して制約的な約束事項を伴う可能性があります、このことにより、当社は追加資金の調達がさらに困難になり、潜在的な買収などの事業機会の遂行が困難になる可能性があります。

当社がエクイティ証券、転換社債その他の株式転換証券の発行を通じて追加の資金調達を行う場合、既存株主は当社の持分比率において重大な希薄化を被る可能性があります、当社が発行する新規エクイティ証券は、当社の普通株式の株主の権利よりも優先する権利その他の特権を伴う可能性があります。もし、当社が必要なときの適切な資金調達又は当社が満足する条件での資金調達ができない場合、当社の事業を成長させ又は支援し続け、業務上の困難に対応する能力は著しく制限されることがあります。

当社が新たな財務担当者を雇用できず、当社の財務報告システムと財務インフラの強化ができない場合、当社は適時適切に財務成績を報告できない可能性が生じ、また米国サーベンス・オクスリー法（SOX法）の遵守、並びに米国証券取引委員会（SEC）及び日本の報告義務などを含む上場会社としての要件を遵守することができないかもしれません。

当社は、会計の専門知識、SEC、日本の報告義務、米国SOX法遵守の専門性を有する財務会計担当者など必要な専門家を追加雇用できない場合、当社の財務書類を適時適切に作成する能力に悪影響を及ぼすこととなります。さらに、新規従業員は、当社の事業、事業プロセス及び手続を学ぶための時間と訓練を要します。当社の財務会計組織が、いかなる理由においても、上場会社として増加する要求に適切に対応できない場合、当社の財務報告の品質及び適時性は損なわれ、これにより当社の内部統制の重大な弱点の特定につながる可能性があります。

当社が、米国SOX法の要件を含む上場企業として求められる事項を満たすための財務報告システム、財務インフラ及び内部統制を強化できない場合、財務成績を適時適切に報告することができず、虚偽報告を防ぐことができないかもしれません。当社は、米国SOX法404条を遵守するため、多大な費用を要し、経営陣の労力が割かれることになると予期しています。

米国及び日本の双方の規制に従うことが求められる上場企業として事業を行うことにより、著しく費用が増加し、管理業務にかなりの時間を要することになります。

当社には、日本で上場している米国企業として、非公開企業には発生しない、また、米国上場の米国企業にも発生しないような法務、財務その他の費用が発生することとなります。さらに、日本においては、日本語による継続開示書類の提出義務を含む金融商品取引法及び関連規則並びに東京証券取引所の定める規則に従って、有価証券及び開示に関わる法律を遵守しなければなりません。これらの義務を遵守するために、法令遵守に関わる当社の法務及び財務費用は増加し、時間及び費用を要することとなります。

当社の経営陣やその他の担当者は、かなりの時間を上場企業としての要件に関わる業務に費やす必要が生じると予想しています。特に、米国SOX法404条の要件を遵守するためにかかりの費用と管理業務が発生すると思われませんが、これらの費用及び業務は、当社が米国Jumpstart Our Business Startups（JOBS）法で規定される「新興成長企業」でなくなった際に増加することとなります。当社は、上場企業での適切な勤務経験があり、専門会計の知識を有する会計及び財務担当者を追加で雇用する必要があります。また、当社は、日本において、適切なIRスタッフを雇用し、また、米国国内取引所にのみ普通株式を上場していれば発生しなかったであろう日本での上場要件、上場維持要件の遵守をサポートするアドバイザー、コンサルタント及びスタッフを雇用する必要性も生じます。このように、当社は、上場企業となることによって生じるであろう追加の費用及びその発生時期を予測し又は見積もることができません。

当社が将来、財務報告の内部統制を実効的に実施し維持できなければ、投資家は当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する信頼を失うかもしれず、本有価証券信託受益証券の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する会社として、米国の財務報告の内部統制の維持を求められ、内部統制の著しく不十分な点はいかなるものも報告することを求められるようになります。米国SOX法404条は、財務報告の内部統制の実効性を評価及び確認すること及び財務報告の内部統制に対する経営陣による報告書を提出することを求めています。この報告書は、当社が米国JOBS法で規定される「新興成長企業」でなくなるまで、独立した公認会計士事務所により記述内容が正しい旨が証明されていなければなりません。もし財務報告の内部統制に重大な弱点が一つでも見つかった場合も、当社はすぐに財務報告書の誤りを発見できないかもしれず、当社の財務書類には重大な誤記がある可能性があります。当社はこれらの要件に準拠するよう求められた財務報告に関する内部統制の作成及び実施のプロセスにあります。このプロセスは時間と費用を要し、複雑です。ほかに重大な弱点が見つかった場合、速やかに米国SOX法404条の要件が遵守できない可能性があり、当社の財務報告に関する内部統制が実効的であると結論づけられない可能性もあり、独立した公認会計士事務所が当社の財務報告の内部統制の実効性に関して意見を述べられない場合、投資家は当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する信頼を失う可能性があり、当社は東京証券取引所、SEC、日本の証券取引監督機関その他規制当局の調査を受けることになる可能性があり、追加の費用又は経営資源が必要になる可能性があります。なお、当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する会社として、金融商品取引法令に基づき、内部統制報告書の提出が求められることになります。

「紛争鉱物」に関する規制は当社に追加の費用を生じさせる可能性があり、当社のサプライチェーンをより複雑化させ、完成品メーカーによる当社の評判を損なうことになるかもしれません。

ドッド=フランク法に基づいて、SECは、紛争鉱物として知られている特定の鉱物及び金属を製品に使用する企業に対し、当該鉱物がコンゴ民主共和国及びその周辺国産のものであるか否かを調査、開示及び報告することを求めています。これらの要件の実施は、当社の製品の製造に使用される鉱物の探索、入手可能性及び価格設定に悪影響を与える可能性があり、当社の負担する費用にも影響を与え、また開示要件を確実に遵守するため、完成品メーカー、代理店、サプライヤーから追加の情報を入手しなければならないため、彼らとの関係にも影響を与えます。さらに、当社は、当社が実施するデューディリジェンス手続を通じて当社の製品で使用されるこれらの鉱物及び金属の産出地を十分に確認できないかもしれず、当社の評判は損なわれる可能性があるとともに、完成品メーカーが当社の製品の購入を中止又は大幅に削減する可能性があり、このことから、当社の経営成績は深刻な悪影響を受け、当社の財政状態も悪影響を受ける可能性があります。

当社は米国法の下での新興成長企業です。新興成長企業に適用される軽減された開示要件によって、本有価証券信託受益証券が投資家にとって魅力の薄いものになる可能性があります。

米国JOBS法の下では、「新興成長企業」は、新会計基準あるいは修正会計基準の採用、これらの基準が非公開企業に適用されるまで、延期することができます。当社が「新興成長企業」であり続ける限り、米国SOX法404条における監査証明要件の免除、役員報酬に関する開示義務の軽減など、その他上場企業に適用される様々な報告要件の免除を利用する予定です。当社が米国においてこれらの免除に依拠していくことを理由に、投資家が本有価証券信託受益証券の魅力が少ないと感じるかどうかについては予測することはできません。

本書に含まれる市場の成長予測その他の将来の見通しに関する情報は不正確である可能性があり、当社が競争を展開している市場が成長予測を達成したとしても、当社の事業が同じような速度で成長することはできないかもしれず、又は当社の事業はまったく成長できないかもしれません。

一般に、成長予測は不確実なものとなりがちで、当社が属する業界の潜在的な市場規模に関する予測や当社の市場機会予測は、著しく不確実なものである可能性があります。さらに、当社の成長、及びこの予想された市場において広範囲に事業を展開できるか否かは、事業戦略の成功や、現在は搭載を求めている法域における車載リアビューカメラの普及拡大を含む多くの要因の影響を受けます。

環境法規制を遵守するために、当社は活動を修正する必要があるかもしれず、相当な費用が生じるかもしれません。もし、環境規制を遵守できない場合、当社は相当額の罰金の支払を求められる可能性があり、当社のサプライヤーは事業プロセスの変更を求められるかもしれません。

HDビデオシステム製品向け半導体業界は、有害物質その他の危険物質の保存等に関する様々な国際機関等の規制の対象になります。当社が環境規制を遵守できない場合、当社は民事上又は刑事上の制裁、及び物的損害又は人的損害に関する賠償請求に服する可能性があります。環境に関する懸念から、いくつかの完成品メーカー及び政府機関は、鉛（半導体の梱包及び組み立て工程におけるはんだづけで広く使用されます。）などの危険物質を電子機器から除去する際の要件を課しています。このような環境法規制は厳格化する可能性があり、それによって技術の再設計が必要になり、法令遵守に関わる費用が増え、違反した場合のリスク及び罰金が増加し、あるいは当社の事業拡大が制限され、当社の事業が著しい悪影響を受ける可能性があります。

新会計基準の発効、及び既存の会計基準の将来の解釈変更は当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

当社は、米国で一般に認められた会計原則に基づいて財務書類を作成しています。この原則に変更があった場合、当社の報告済みの経営成績に甚大な影響を与える可能性あり、変更が発表される前に完了した取引の報告に影響を与える可能性があります。また、新しい会計基準の発効又は既存の会計基準の将来の解釈変更、若しくは当社の実務若しくは見積りにおける変更は、当社の収益認識の変更又は当社の経営成績に重大な悪影響を与えうる会計原則の変更をもたらす可能性があります。

新規株式公開、有価証券信託受益証券の所有権及び普通株式に関するリスク

個別の外国会社が発行した株式を原資産とする有価証券信託受益証券は、これまでに公募されたことはありません。

個別の外国会社が発行する株式を原資産とする有価証券信託受益証券は、これまでに日本において公募されたことはありません。当社は、先例のない金融商品を利用するにあたり、予期せぬ困難や複雑性に直面する可能性があり、それらがボラティリティーを高め、流動性を低下させ、本有価証券信託受益証券の取引価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。

当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、本有価証券信託受益証券の保有者は、法令等（米国の法令等を含む。）又は当社定款の定款により認められる株主としての権利（当社の取締役及び執行役に対して株主代表訴訟を起こす権利を含みます。）を有さず、受益者として授与されるJDR信託契約上の権利を有します。また、株主総会における議決権については、本有価証券信託受益証券の受託者に対し指図権を行使することにより間接的に行使することになります。本有価証券信託受益証券の保有者は、株主としての権利を行使するためには、保有する本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換する必要があり、その際には譲渡課税が発生する可能性があります。本有価証券信託受益証券の事務等の概要及び権利行使方法等については、「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務等の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式はこれまで公開されておらず、当社の業績に関わらず、本有価証券信託受益証券の市場価格は変動又は下落する可能性があり、公開価格以上で売却することができない可能性があります。

本募集以前には、本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式は公開されていませんでした。本有価証券信託受益証券の公開価格は金融商品取引業者と当社の議論を通じて決定されますが、本募集後の市場における相場を示すものではありません。本募集において本有価証券信託受益証券を購入した場合、その公開価格以上で売却することができない可能性があります。また、本募集の終了後、本有価証券信託受益証券の活発で流動性の高い市場が形成され継続しない可能性があります。さらに、当社は本有価証券信託受益証券を東京証券取引所マザーズ市場に上場する意向ですが、上場維持できない可能性があります。また、当社普通株式の取引市場が形成されることは予期しておらず、それを促進する計画も現時点ではありません。本有価証券信託受益証券の市場価格は、当社のコントロールの及ばない様々な要因で大幅に変動する可能性があります。

当社は、近い将来において配当の実施を考えていません。

当社は、当社が発行する株式について金銭配当を宣言したことも支払ったこともありません。当社は現在、将来の利益は当社事業の遂行や拡大のための資金として内部留保することを企図しており、近い将来において配当の宣言や支払を行うことを考えておりません。さらに、当社が発行する株式に関する金銭配当の実施は、将来に負債性の資金調達を行う際の取り決めにより制約されることがあります。したがって、株主及び本有価証券信託受益証券の保有者に対するリターンは、市場価格の増加分（もしあれば）に限定される可能性があります。

本有価証券信託受益証券の保有者が株主総会における議決権行使の指図をしない場合、受託者は、白票の議決権行使を行うこととなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

原則として、本有価証券信託受益証券の保有者が受託者に議決権行使指図書面を提出しない場合、JDR信託契約に基づき、受託者は、当社の要求に基づき、白票の議決権行使を行います。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されません。その場合、保有者は自己の本有価証券信託受益証券の原資産である普通株式の議決権を行使できなくなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

会社関係者への株式所有の集中は、本有価証券信託受益証券の保有者の当社の議案に対する影響力を制限する可能性があります。

本募集の終了後、当社の取締役及び執行役、現在の主要株主及びそれらの関連当事者は、本募集において本有価証券信託受益証券を購入しないものと仮定した場合、当社の総議決権の約60%を保有することになると当社は試算しています。その結果、これらの株主が共同することにより、取締役の選出及び重要な取引を含む、株主による承認が必要な事案のほぼすべてを決定することができます。本募集で本有価証券信託受益証券を購入した保有者が有益と考える当社の支配権の変更は、抑止又は阻止される可能性もあります。

既存株主が将来株式を売却する場合、本有価証券信託受益証券の価格が下落する可能性があり、また発行済みストックオプションの行使やストックインセンティブプランに基づく株式等の発行により本有価証券信託受益証券の保有者の議決権比率は大幅に希薄化する可能性があります。

既存株主が、本書で述べられているロックアップ合意及び転売に関するその他の法的制限が解消したのち、当社普通株式又は本有価証券信託受益証券の相当量を売却する場合又は売却の意図を示す場合、本有価証券信託受益証券及び保有普通株式の取引価格が下落する可能性があります。

また、発行済みストックオプションが行使された場合や2012年及び2017年ストックインセンティブプランに基づきそれぞれ将来の発行のために確保されている株式が実際に発行された場合、本有価証券信託受益証券の保有者の議決権が総議決権に占める割合は大幅に希薄化する可能性があります。さらに当該株式が公開市場で売却されることにより本有価証券信託受益証券及び保有普通株式の取引価格が下落する可能性があります。発行済みストックオプションの数及び2012年及び2017年ストックインセンティブプランに基づきそれぞれ将来の発行のために確保されている株式の数については、「第5 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ①株式の総数」の注2を、2017年ストックインセンティブプランの内容については、「第5 提出会社の状況 5 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況 ⑥2017年ストックインセンティブプランの概要」を、それぞれご参照ください。

本有価証券信託受益証券の保有者に対して配当を行うことが違法となる場合又は現実的でない場合、本有価証券信託受益証券の保有者は当社が普通株式に行う配当その他の対価を受けられない可能性があります。

受託者は、当社が普通株式に対して支払った現金配当その他の配当を、手数料及び費用を差し引いた上で、本有価証券信託受益証券の保有者に支払うことに同意しています。本有価証券信託受益証券の保有者は、当社の普通株式を原資産とする本有価証券信託受益証券の保有株式数に応じて配当を受け取ります。しかしながら、受託者は、本有価証券信託受益証券の保有者に配当を支払うことが違法である場合又は現実的でない場合、配当を支払う責任を負わず、本有価証券信託受益証券の保有者は配当相当額の支払を受けられない可能性があります。これらの制限は投資家の保有する本有価証券信託受益証券の価値を著しく減じる可能性があります。

当社の修正基本定款及び修正付属定款並びにデラウェア州法の規定は、当社の支配権の移動又は経営陣の変更を抑制し、遅延させ又は妨げる可能性があります。

デラウェア州法並びに発行価格決定日までに発効する当社の修正基本定款及び修正付属定款には、株主が有益とみなす当社の支配権の移動又は取締役会の変更を抑制し、遅延させ又は妨げる可能性のある規定が含まれています。それらの規定の中では、

- ・取締役は、発行済み株式総数の過半数の株主の賛成がない限り解任できないと定められています。
- ・当社の修正基本定款及び修正付属定款のいくつかの条項の修正には、発行済み株式の総議決権の3分の2以上の賛成が必要となります。
- ・取締役会が、発行済み株式総数を増加して企業買収の試みを抑制するための、「白地」優先株式の発行が認められています。これは、株主総会決議を経ずに取締役会限りで発行することができる優先株式であり、取締役会による発行決議において、株式数、議決権の有無及び配当参加権などを定めることができるものです。したがって、例えば、議決権付き優先株式を特定の者に対して発行することにより、支配権を取得しようとする他の者の議決権比率を希薄化することも可能となります。ただし、優先株式の発行においては、デラウェア州法及び当社の定款等により、支配権の異動等を伴う場合に株主の承認を得る必要があるなど、一定の制限があります。
- ・株主が臨時株主総会を招集する権限は排除されています。
- ・書面決議の方法による株主の行動は禁じられ、あらゆる株主の行動は株主総会において執り行われる必要があるとされています。
- ・当社付属定款の制定及び改廃は、取締役会に授權されています。
- ・取締役選任の推薦又は株主が株主総会で行うことができる事項の提案は、事前通知の要件が定められています。

これらの規定により、株主は当社経営陣の指名責任を有する取締役会の構成員を交代させることが難しくなり、現在の経営陣を交代させ又は解任しようという株主の試みはくじかれ又は妨げられるかもしれません。さらに、当社にはデラウェア州会社法203条の規定が及びますが、当該規定によりデラウェア州法人は、株主が「利害関係株主」になった日から3年間はその「利害関係株主」との幅広い企業結合が一般に禁じられます。「利害関係株主」の定義については、「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (1) 提出会社の属する国・州等における会社制度」の「デラウェア州の買収防衛法制」をご参照ください。

なお、当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。上記「本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、Phitec Electronic (HK) Inc. Limited（以下「Phitec社」といいます。）との間で、2015年12月3日付で国際販売代理契約（International Sales Representative Agreement。以下「本契約」といいます。）を締結しています。

本契約に基づき、Phitec社は、当社の生産するすべての半導体製品について、中国における非独占的な販売代理権を有します。当社は、本契約に基づき、Phitec社に対して販売数量に応じた一定の手数料を支払います。

本契約は自動更新条項により毎年更新されますが、一方当事者から終了通知があれば更新されず、かつ契約期間中であっても一方当事者からの1か月前の通知により終了することとされています。

6 【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、新技術及び特定用途向け製品の開発が中心です。2017年8月31日現在、22名の従業員と1名の臨時従業員が研究開発活動に従事しています。主要な研究開発テーマは、高度なアナログデザイン、ミックスシグナルデジタル処理、ビデオ・デコーディング及びソフトウェア・エンジニアリングでした。当社の研究開発費は、2016年及び2015年12月期はそれぞれ4.4百万ドル及び、5.0百万ドルでした。2017年及び2016年12月期第2四半期連結累計期間はそれぞれ2.7百万ドル及び2.2百万ドルでした。

その他、「1 業績等の概要」の「連結損益計算書の内訳」「研究開発費」をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

資産

流動資産

2016年12月31日現在の流動資産は12,941千円ドル（1,449百万円）であり、2015年12月31日に対して1,629千円ドル（182百万円）又は14.4%の増加となりました。これは主に、新商品の発売に伴い当期在庫残高が1,202千円ドル(135百万円)増加したことや、売上増加に伴い現金及び現金同等物が543千円ドル（61百万円）及び売掛金が77千円ドル（9百万円）増加したことが、前払費用及びその他の流動資産の減少193千円ドル（22百万円）に相殺されたことによるものです。

2017年6月30日現在の流動資産は14,566千円ドル（1,631百万円）であり、2016年12月31日に対して1,625千円ドル（182百万円）又は13%の増加となりました。これは主に、純利益の増加や入金及び支払いのタイミングによる現金及び現金同等物の増加1,926千円ドル（216百万円）や前払費用及びその他の流動資産の増加141千円ドル（16百万円）及び売掛金の増加47千円ドル（5百万円）が、出荷のタイミングにより、当期在庫残高の減少489千円ドル(55百万円)に相殺されたことによるものです。

非流動資産

2016年12月31日現在の非流動資産は総額2,611千円ドル（292百万円）であり、2015年12月31日に対して1,440千円ドル(161百万円)又は123%の増加となりました。これは主に、2016年に発生した株式公開費用1,000千円ドル（112百万円）増加したことや、検査装置購入等により有形固定資産（純額）が231千円ドル（26百万円）増加したこと、及び未払費用の増加に伴い繰延税金資産が193千円ドル（22百万円）増加したことによるものです。

2017年6月30日現在の非流動資産は総額3,313千円ドル（371百万円）であり、2016年12月31日に対して702千円ドル(79百万円)又は27%の増加となりました。これは主に、株式公開費用の増加767千円ドル（86百万円）が、繰延税金資産の減少42千円ドル（5百万円）及び減価償却及び除却等による有形固定資産（純額）の減少26千円ドル（3百万円）に相殺されたことによるものです。

負債及び株主資本

流動負債

2016年12月31日現在の流動負債は総額2,226千米ドル（249百万円）であり、2015年12月31日に対して955千米ドル（107百万円）又は30%の減少となりました。これは主に、発注及び支払いのタイミングで買掛金が667千米ドル（75百万円）減少したこと及び受注・出荷のタイミングで顧客預り金が614千米ドル（69百万円）減少したことが、未払費用の289千米ドル（32百万円）増加と早期行使ストック・オプション関連債務の37千米ドル（4百万円）増加に相殺されたことによるものです。

2017年6月30日現在の流動負債は総額1,742千米ドル（195百万円）であり、2016年12月31日に対して484千米ドル（54百万円）又は22%の減少となりました。これは主に、入金・出荷のタイミングで顧客預り金が672千米ドル（75百万円）減少したことと、発注及び支払いのタイミングによる買掛金が118千米ドル（13百万円）減少したこと及び早期行使ストック・オプション関連債務の51千米ドル（6百万円）減少したことが、未払い監査及び法務費用の270千米ドル（30百万円）の増加や人員増加に伴う未払い給与及び有給休暇の76千米ドル（9百万円）の増加に相殺されたことによるものです。

非流動負債

2016年12月31日現在の非流動負債は総額90千米ドル（10百万円）であり、2015年12月31日に対して28千米ドル（3百万円）又は45%の増加となりました。これは主に、その他の長期負債（未認識の税務ベネフィット）によるものです。

2017年6月30日現在の非流動負債は総額126千米ドル（14百万円）であり、2016年12月31日に対して36千米ドル（4百万円）又は40%の増加となりました。これは主に、新本社オフィスに関連する繰延賃借料の増加24千米ドル（3百万円）によるものです。

株主資本

2016年12月31日現在の株主資本は総額13,236千米ドル(1,482百万円)であり、2015年12月31日に対して3,996千米ドル（448百万円）又は43%の増加となりました。これは主に、2016年度の当期純利益3,481千米ドル(390百万円)を生み出したこと及び、株式報酬やストック・オプションの行使及び早期行使、ストック・オプションの権利確定により資本剰余金が515千米ドル（58百万円）増加したことによるものです。

2017年6月30日現在の株主資本は総額16,011千米ドル(1,793百万円)であり、2016年12月31日に対して2,775千米ドル（311百万円）又は21%の増加となりました。これは主に、2017年12月期の第2四半期累計純利益2,414千米ドル(270百万円)を生み出したこと及び、株式報酬やストック・オプションの権利確定により資本剰余金が361千米ドル（40百万円）増加したことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの分析

当社の事業資金は創業以来株式による資金調達及び半導体の売上によって賄っております。創業以来、総額8,794千米ドル（985百万円）の転換可能優先株式による資金調達を行いました。当社の主な資金用途は、事業の成長継続に伴う運転資金確保です。運転資金の残高は、買掛金残高及び未払費用残高の変動にも見られる通り、当社の費用の支払時期によって影響を受けません。

2016年12月31日及び2017年6月30日現在の現金及び現金同等物は、それぞれ10,006千米ドル（1,121百万円）及び11,932千米ドル（1,336百万円）でした。現金及び現金同等物はほぼ全額を米国で保有しています。現在の現金及び現金同等物及び事業から得られると予想している現金は、次の12か月間の事業運営にあたって十分な運転資本を確保しているものと考えています。今後の資金需要は、当社の成長率、研究開発活動を支えるための支出の時期と規模、セールス・マーケティング人員増強の時期とコスト、新しい改良製品の導入及び新製造技術の導入、あるいは他社の資産の取得・統合など、多くの要素に左右されます。追加的に外部からの資金調達が必要になった場合、当社にとって好条件で調達できない可能性、もしくは調達できない可能性があります。今後当社が負債により資金調達する場合、資金調達活動その他の財務・営業事項に関し制限条項が入る可能性があるなど、買収の可能性を含め、当社にとって追加的な資本を獲得し、事業機会を追及することが困難になるおそれがあります。さらに、追加的な資金をさらなる株式の発行、転換可能債券あるいはその他の株式転換可能有価証券によって調達する場合、既存株主が当社の持分比率において多大な希薄化を蒙ることとなり、当社が発行する新しい株式が当社の普通株式の保有者より優先した権利を有することになる可能性があります。資金が必要な時に当社にとって好都合な条件で資金調達ができなければ、成長を続け、事業を支え、経営課題に応えることができる能力は著しく制限されます。

以下の表は、2015年及び2016年12月31日終了の連結会計年度、及び2017年及び2016年6月30日終了の第2四半期連結累計期間の当社のキャッシュ・フローの要約を示しています。

	連結会計年度		第2四半期連結累計期間	
	2016年	2015年	2017年	2016年
	(単位：千米ドル(千円))			
営業活動による キャッシュ・フロー	1,608 (180,096)	5,287 (592,144)	2,627 (294,224)	133 (14,896)
投資活動による キャッシュ・フロー	△346 (△38,752)	△88 (△9,856)	△117 (△13,104)	△188 (△21,056)
財務活動による キャッシュ・フロー	△719 (△80,528)	184 (20,608)	△584 (△65,408)	△522 (△58,464)

営業活動によるキャッシュ・フロー

当社の営業活動からの主要な資金源は、売上による資金回収です。営業活動によるキャッシュ・インフローは、売上高の変動による影響を受けます。当社の営業活動による主な資金用途は、人件費、研究開発投資及びセールス・マーケティングのためのものです。

2016年12月期連結会計年度において、営業活動により獲得した現金（純額）は1,608千米ドル（180百万円）で、主に、当期純利益の3,481千米ドル（390百万円）及び、繰延税金、減価償却費、固定資産の除却ならびに株式報酬などの非資金費用413千米ドル（46百万円）の増加があったものの、運転資金の減少2,286千米ドル（256百万円）に一部相殺されています。当社の運転資金の減少は主に、新製品の導入等による棚卸資産の1,202千米ドル（135百万円）の増加、支払及び受注・発注のタイミングによる売掛金77千米ドル（9百万円）の増加、買掛金791千米ドル（89百万円）の減少、入金タイミングによる顧客預り金614千米ドル（69百万円）の減少を、前払費用及びその他の流動資産193千米ドル（22百万円）の減少、未払費用200千米ドル（22百万円）の増加が一部相殺したことによるものです。

2015年12月期連結会計年度において、営業活動により獲得した現金（純額）は、5,287千米ドル（592百万円）で、主に、4,057千米ドル（454百万円）の当期純利益及び、1,801千米ドル（202百万円）の運転資金の増加を、繰延税金、減価償却費ならびに株式報酬などの非資金費用571千米ドル（64百万円）の減少が一部相殺したことによるものです。当社の運転資金の増加は主に、入金のタイミングによる1,323千米ドル（148百万円）の顧客預り金の増加ならびに2015年のセールス・マーケティング活動強化の結果による1,134千米ドル（127百万円）の買掛金の増加が、一部棚卸資産の286千米ドル（32百万円）の増加及び前払費用及びその他の流動資産の322千米ドル（36百万円）の増加により相殺されたものです。

2017年12月期第2四半期連結累計期間において、営業活動により獲得した現金（純額）は2,627千米ドル（294百万円）で、主に、2,414千米ドル（270百万円）の第2四半期純利益及び、繰延税金、減価償却費、固定資産の除却ならびに株式報酬などの非資金費用441千米ドル（49百万円）の増加が運転資金の減少228千米ドル（26百万円）に相殺されたことによるものです。当社の運転資金の減少は主に、出荷のタイミングによる棚卸資産の489千米ドル（55百万円）の減少及び、入金・出荷のタイミングによる顧客預り金672千米ドル（75百万円）の減少によって一部相殺されたものです。

2016年12月期第2四半期連結累計期間において、営業活動により獲得した現金（純額）は133千米ドル（15百万円）で、主に、1,712千米ドル（192百万円）の四半期純利益、非資金費用128千米ドル（14百万円）の増加が1,707千米ドル（191百万円）の運転資金の減少に相殺されたことによるものです。当社の運転資金の減少は主に、支払のタイミングによる買掛金の減少924千米ドル（103百万円）、販売増量による棚卸資産の増加891千米ドル（100百万円）、入金・出荷のタイミングによる顧客預り金657千米ドル（74百万円）の減少、前払費用及びその他の流動資産409千米ドル（46百万円）の減少が、未払い費用の増加1,161千米ドル（130百万円）によって一部相殺されたものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当社の投資活動は、主に有形固定資産の取得からなります。当社は、事業の持続的成長を支えるために資本的支出を続ける考えです。2016年12月期連結会計年度に投資活動に使用した現金（純額）は、有形固定資産の取得による346千米ドル（39百万円）です。2015年12月期連結会計年度に投資活動に使用した現金（純額）は、有形固定資産の取得による88千米ドル（10百万円）です。

2017年12月期第2四半期連結累計期間に投資活動に使用した現金（純額）は、有形固定資産の取得による117千米ドル（13百万円）です。2016年12月期第2四半期連結累計期間に投資活動に使用した現金（純額）は、有形固定資産の取得による188千米ドル（21百万円）です。

財務活動によるキャッシュ・フロー

2016年12月期連結会計年度において財務活動に使用した現金（純額）は株式公開費用の支払832千米ドル（93百万円）及びストック・オプションの行使による収入113千米ドル（13百万円）です。2015年12月期連結会計年度において財務活動により獲得した現金（純額）は、ストック・オプションの行使による収入184千米ドル（21百万円）です。

2017年12月期第2四半期連結累計期間において財務活動に使用した現金（純額）は株式公開費用の支払605千米ドル（68百万円）及びストック・オプションの行使による収入21千米ドル（2百万円）です。2016年12月期第2四半期連結累計期間において財務活動に使用した現金（純額）は、株式公開費用の支払634千米ドル（71百万円）及びストック・オプションの行使による収入112千米ドル（13百万円）です。

(3) 業績の分析

2016年12月期及び2015年12月期の各連結会計年度並びに2017年12月期及び2016年12月期の各第2四半期連結累計期間の比較

売上高

	連結会計年度		増減	
	2016年	2015年	金額	%
			(単位：千米ドル(千円))	
売上高	27,156	20,245	6,911	34%
	(3,041,472)	(2,267,440)	(774,032)	
	第2四半期連結累計期間		増減	
	2017年	2016年	金額	%
			(単位：千米ドル(千円))	
売上高	15,269	13,640	1,629	12%
	(1,710,128)	(1,527,680)	(182,448)	

2016年12月期連結会計年度の売上高は、2015年12月期連結会計年度に比較して6,911千米ドル(774百万円)又は34%増加しました。これは、主に、2016年12月期連結会計年度において監視カメラシステム向け HD-TVI受信用半導体の需要増加により半導体の出荷数が43%増加したことが製品構成による平均販売価格の6%下落によって相殺されたことによるものです。2015年12月期連結会計年度には僅少だった車載カメラの売り上げは、2016年12月期連結会計年度には625千米ドル(70百万円)に増加しました。

2017年12月期第2四半期連結累計期間の売上高は、2016年12月期第2四半期連結累計期間に比較して1,629千米ドル(182百万円)又は12%増加しました。これは主に、車載カメラ市場及び、当社のHD-TVI受信用半導体の需要増加により半導体の出荷数が19%増加したことによる影響が、製品構成による平均販売価格の6%の下落によって相殺されたことによるものです。車載カメラの売上は、2016年12月期第2四半期連結累計期間の28千米ドル(3百万円)から2017年12月期第2四半期連結累計期間は1,242千米ドル(139百万円)へ増加しました。

当社は、製品発表及び完成品メーカーによる採用が決定するかなり以前から、多大な労力を開発活動に費やします。当社の製品開発に要する期間は、製品の複雑さにもよりますが、生産開始まで通常6ヶ月から24ヶ月です。当社が開発に注力している製品は、広範囲な需要があり、将来派生品の需要が見込まれるような半導体です。完成品メーカーからの採用を獲得できた場合、当社半導体の現行版あるいは進化版が継続的に採用され、完成品メーカーが開発している他の製品モデルへの展開も予想されます。これによって、当社製品のライフサイクルが延長されます。逆に競合他社の製品が完成品メーカーに採用されると、当社は長期間にわたってその完成品メーカーへの製品販売が困難になる可能性があります。当社の販売サイクルは通常、監視カメラシステム向けでは3ヶ月から6ヶ月、車載カメラシステム向けでは1年から3年程度です。製品開発期間と販売サイクルが長期にわたるため、当社の期間売上は3か月から2年前に販売導入された製品が中心になる傾向があります。このため、当社の現在の売上が、必ずしも今後の売上を表しているとは限らず、当社の将来の売上は異なる製品（まだ開発段階にある製品も含む）で構成される可能性が高いです。

地域別売上高

2016年12月期及び2015年12月期の各連結会計年度並びに2017年12月期及び2016年12月期の各第2四半期連結累計期間の地域別売上高の内訳比率は以下の通りです。

	連結会計年度		第2四半期連結累計期間	
	2016年	2015年	2017年	2016年
中国	88%	87%	84%	90%
韓国	6	7	10	5
台湾	4	6	2	5
日本	2	0	4	0
売上高合計	100%	100%	100%	100%

当社の売上のほぼすべてはアジアの代理店への販売によるものです。特に中国への販売は全体の売上に対して、2016年12月期及び2015年12月期の各連結会計年度は、それぞれ88%及び87%を占めており、2017年12月期及び2016年12月期の各第2四半期連結累計期間は、それぞれ84%及び90%を占めています。完成品メーカーは製品を全世界に売り込み、販売しているため、当社の地域別売上高は、完成品メーカーの製品が販売されデザイン・ウィンを獲得した場所を必ずしも示しておらず、製造工程の存在する場所を示すにすぎません。

売上原価及び売上総利益率

	連結会計年度		増減	
	2016年	2015年	金額	%
			(単位：千米ドル(千円))	
売上原価	12,735	8,803	3,932	45%
	(1,426,320)	(985,936)	(440,384)	
売上総利益率	53%	57%		
			(単位：千米ドル(千円))	
	第2四半期連結累計期間		増減	
	2017年	2016年	金額	%
			(単位：千米ドル(千円))	
売上原価	6,321	6,448	△127	△2%
	(707,952)	(722,176)	(△14,224)	
売上総利益率	59%	53%		

2016年12月期連結会計年度の売上原価は、2015年12月期連結会計年度と比較して3,932千米ドル（440百万円）又は45%増加したのに対し、売上総利益率は2015年12月期連結会計年度の57%から2016年12月期連結会計年度は53%へと減少しました。売上原価の増加は、主に売上数量が前年比43%増加したこと、製品構成の変化によるものです。この製品構成の変化により、より単価の高い製品及び利益率の低い製品の出荷の増加し売上総利益率が減少しました。また、製品の陳腐化による在庫評価減が前年比700千米ドル（78百万円）増加したことと、影響は比較的小さいですが売上高増による製品保証費用の増加によっても売上総利益率に影響がありました。

2017年12月期第2四半期連結累計期間の売上原価は、2016年12月期第2四半期連結累計期間と比較して127千米ドル（14百万円）又は2%減少し、売上総利益率は2016年12月期第2四半期連結累計期間の53%から2017年12月期第2四半期連結累計期間の59%へと増加しました。売上原価の減少は、在庫評価減の減少が、出荷数の増加によって一部相殺されたことによるものです。新製品への移行に伴い計上された在庫評価減は2017年12月期第2四半期連結累計期間及び、2016年12月期第2四半期連結累計期間はそれぞれ233千米ドル（26百万円）及び379千米ドル（42百万円）でした。売上総利益率の増加は主に、売上原価が低く利益率の高い製品の出荷が増加したことがプラスに働いた、製品構成の変化によるものです。

当社は将来的に、製品構成の変化、平均製品単価、半導体製造費、製品歩留まり、在庫評価減の変動、製品需要の変化などの要因によって、売上総利益率の変動を予想しています。

研究開発費

	連結会計年度		増減		
	2016年	2015年	金額	%	
			(単位：千米ドル(千円))		
研究開発費	4,380	4,964	△584	△12%	
	(490,560)	(555,968)	(△65,408)		
		第2四半期連結累計期間		増減	
	2017年	2016年	金額	%	
			(単位：千米ドル(千円))		
研究開発費	2,662	2,196	466	21%	
	(298,144)	(245,952)	(52,192)		

2016年12月期連結会計年度の研究開発費は、2015年12月期連結会計年度と比較して、584千米ドル（65百万円）又は12%減少しました。これは、主にテープアウトの回数が減少したことにより、1,400千米ドル（157百万円）の減少が、研究開発活動の拡大に伴い係る人員数が40%増加したことによる人件費の増加1,000千米ドル（112百万円）により相殺されています。

2017年12月期第2四半期連結累計期間の研究開発費は、2016年12月期第2四半期連結累計期間と比較して、466千米ドル（52百万円）又は21%増加しました。これは主に、テープアウト回数の増加による関連費用500千米ドル（56百万円）の増加に起因します。

販売費及び一般管理費

	連結会計年度		増減		
	2016年	2015年	金額	%	
			(単位：千米ドル(千円))		
販売費及び一般管理費	4,678	2,592	2,086	80%	
	(523,936)	(290,304)	(233,632)		
		第2四半期連結累計期間		増減	
	2017年	2016年	金額	%	
			(単位：千米ドル(千円))		
販売費及び一般管理費	2,584	2,462	122	5%	
	(289,408)	(275,744)	(13,664)		

2016年12月期連結会計年度の販売費及び一般管理費は、2015年12月期連結会計年度と比較して、2,086千米ドル（234百万円）又は80%増加しました。この増加は主に、61%の人員数の増加により人件費及び福利厚生費が1,700千米ドル（190百万円）増加したことによるものです。また、上場準備に伴う会計及び監査費用が400千米ドル（45百万円）増加したこと、及び影響は比較的小さいですが、新規米国外事務所開設による家賃の増加にも起因しています。

2017年12月期第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、2016年12月期第2四半期連結累計期間と比較して、122千米ドル（14百万円）又は5%増加しました。この増加は主に、本社移転に伴う増加100千米ドル（11百万円）に起因するものです。

その他の収益

	連結会計年度		増減		
	2016年	2015年	金額	%	
			(単位：千米ドル(千円))		
その他の収益（費用）	△0	3	△3	-	
	(△0)	(336)	(△336)		
		第2四半期連結累計期間		増減	
		2017年	2016年	金額	%
				(単位：千米ドル(千円))	
その他の収益（費用）	△10	11	△21	-	
	(△1,120)	(1,232)	(△2,352)		

2016年12月期連結会計年度のその他の収益は、2015年12月期連結会計年度と比較して、3千米ドル（0百万円）減少しました。これは主に海外事務所創設により外国為替差損が増加したことによります。受取利息により相殺されて純額は△0千米ドル（△0百万円）となりました。

2017年12月期第2四半期連結累計期間及び2016年12月期第2四半期連結累計期間のその他の収益は、それぞれ△10千米ドル（△1百万円）及び11千米ドル（1百万円）でした。これは主に海外事務所創設により外国為替差損が増加したことが、受取利息により相殺されています。

法人税費用

	連結会計年度		増減		
	2016年	2015年	金額	%	
			(単位：千米ドル(千円))		
法人税等	1,882	△168	2,050	-	
	(210,784)	(△18,816)	(229,600)		
		第2四半期連結累計期間		増減	
		2017年	2016年	金額	%
				(単位：千米ドル(千円))	
法人税等	1,278	833	445	53%	
	(143,136)	(93,296)	(49,840)		

2016年12月期連結会計年度及び2015年12月期連結会計年度の法人税費用は、それぞれ1,882千米ドル（211百万円）及び△168千米ドル（△19百万円）でした。2016年12月期連結会計年度及び2015年12月期連結会計年度の法人税の実効税率は、それぞれ35.09%及び△4.32%でした。実効税率の増加は2015年12月期連結会計年度に評価性引当金を取り崩したことによるものです。2016年12月期連結会計年度にはそのような取り崩しはありませんでした。

2017年12月期第2四半期連結累計期間及び2016年12月期第2四半期連結累計期間の法人税費用は、それぞれ1,278千米ドル（143百万円）及び833千米ドル（93百万円）でした。2017年12月期第2四半期連結累計期間及び2016年12月期第2四半期連結累計期間の法人税の実効税率は、それぞれ34.60%及び32.25%でした。2017年12月期第2四半期連結累計期間において、評価性引当金の取り崩しはありませんでした。

当期純利益

前述の結果、2016年12月期連結会計年度の当社グループの当期純利益は、2015年度の4,057千米ドル（454百万円）に対し、2016年度連結会計年度の当期純利益が3,481千米ドル（390百万円）となったため、576千米ドル（65百万円）又は14%減少しました。

2017年12月期第2四半期連結累計期間の当社グループの当期純利益は、2016年12月期第2四半期連結累計期間の1,712千米ドル（192百万円）の当期純利益に対し、2017年12月期第2四半期連結累計期間の四半期純利益が2,414千米ドル（270百万円）となったため、702千米ドル（79百万円）又は41%増加しました。

(4) 当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性のある要因

以下に列挙する当社の事業及び業界に関連するリスク項目は、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。各リスク項目の具体的な内容は、「4 事業等のリスク」をご参照ください。

当社は業歴が短いため、現在の事業及び将来の見通しを評価することは困難です。

当社は完成品メーカーを含む熾烈な競争に直面しており、効果的な競争ができない可能性があり、このことにより市場シェアを減らし、収益及び収益性を損ねる可能性があります。

当社は、主に、少数の代理店を通じて、少数の完成品メーカーに製品を販売しており、代理店又は完成品メーカーとの関係が一つでも終了すると、当社の経営成績は損なわれる可能性があります。

当社の経営成績は毎期変動し得ます。

監視カメラシステム及び車載カメラシステム向けビデオ製品の需要の増加が続かない場合、及び当社が車載カメラシステム市場への販売に成功しない場合、当社が売上を増加できない可能性があります。

当社は事業運営を技術力の高い主要な人材に頼っており、もし現在の人材を引き留めておけず、他の人材を雇用できない場合、当社の製品を開発、市場に投下する能力は損なわれることがあります。

当社は将来、収益性を維持又は増加させることができない可能性があります。

将来の成長に有効に対処できない可能性があり、また、成長のための追加的な運営・管理上の要請に応じるためには多大な費用を負担する必要があるかもしれません。

当社製品及び市場に関連する業界規準及び技術要件の変更は、当社の事業、経営成績及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

監視カメラシステム・車載カメラシステム向け半導体の市場は平均販売価格が下落していく特徴があり、これは継続するとみられていることから、当社の収益及び利益率に悪影響を与える可能性があります。

当社は他企業の買収又は他企業への投資によって拡大を続ける可能性があります。買収や投資によって、経営陣の注意が逸れ、当社の経営成績に悪影響が及び、株式のさらなる希薄化が進み、当社の事業運営に必要な資源が使用される可能性があります。

当社は、完成品メーカーの需要を見積もって製品を製造しており、当社の見積りが正確でない場合、又は完成品メーカーが注文をキャンセルした場合、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

急激な技術変化及び市場の需要に反応するための新製品の開発及び現行製品の改良に失敗した場合、当社の事業は損害を被ることになります。

半導体の製造、組立て、検査は少数の独立した委託先に頼っており、これらの第三者の製造委託先等が製品を納品できない場合又は要求どおりに業務を履行できない場合、完成品メーカーとの関係を損なう可能性があります、売上を減らす可能性があります。

当社の製品及び市場に関連する業界規制の変更は、当社の事業、経営成績、将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

当社は、当社の技術及び市場における地位を高めるために、委託者ブランドでの設計・製造企業（ODM）との関係に依存しています。将来この関係を維持し発展させられなければ、当社は競争力を維持できない可能性があります。

当社の事業は、アジアにおける顧客、サプライヤー、運営に依存しており、その結果、規制上、運営上、財務上、政治上のリスクを抱えており、それによって当社の経営成績が悪影響を受ける可能性があります。また、当社は米国外でも事業を行っており、国際展開を拡大するつもりですが、このことにより当社は重大なリスクにさらされることになります。

当社は中国で事業を行うことに関連したリスクに直面します。

半導体、電機及び自動車業界の周期的性質ゆえに、当社の経営成績は著しく変動し、本有価証券信託受益証券の市場価格に悪影響を与える可能性があります。

当社の本社は米国カリフォルニア州にあり、日本で事業を行っており、拡大を企図していますが、これらの地域は大地震のリスクやその他の自然災害があります。地震やその他の自然災害により当社、あるいは第三者の製造委託先等の事業が混乱した場合、製品の製造又は出荷に大幅な遅延が発生する場合があります。

当社の販売サイクルは長期化する可能性があるため、収益認識が不確定になったり遅れたりする場合があります。

ウエーハー組立て工程の新技術への移行、あるいは、よりハイレベルなデザイン統合の達成の際に困難に直面する可能性があります、これは生産量の減少、納品の遅延、費用の増加を招く可能性があります。

複雑な当社製品は、エラー、欠陥、バグを引き起こす可能性があります。これは完成品メーカーに対する当社の評判に悪影響を与え、特に車載カメラ業界では、当社の評判に悪影響を与えるのみならず、法的責任を問われたり製品のリコールを招いたりする可能性があります。

第三者の製造契約者が十分な生産量又は品質を達成できない場合、当社の費用は著しく増加する可能性があります。

製品の最初のデザイン・ウィンの獲得に失敗すると、長期間にわたり完成品メーカーへの販売機会を失う可能性があり、製品への投資回収ができない可能性があります。

完成品メーカーの製品の販売が減少し又は製品が市場で受け入れられなかった場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社の業界で頻発する知的財産権訴訟は、費用がかかり、当社の評判を損ない、製品の販売能力を制限し、経営陣及び技術担当者の注意を逸らす可能性があります。

知的財産を保護できない場合、当社の事業は著しい悪影響を受ける可能性があります。

当社の情報及び物理的セキュリティシステムの侵害は、当社の評判を害するかもしれず、訴訟につながる可能性があり、当社の事業に悪影響を与える可能性があります。

当社は、将来の資金需要を満たすための追加の資金調達を、好条件で又は一切できない可能性があります。

当社が新たな財務担当者を雇用できず、当社の財務報告システムと財務インフラの強化ができない場合、当社は適時適切に財務成績を報告できない可能性が生じ、また米国サーベンス・オクスリー法（SOX法）の遵守、並びに米国証券取引委員会（SEC）及び日本の報告義務などを含む上場会社としての要件を遵守することができないかもしれません。

米国及び日本の双方の規制に従うことが求められる上場企業として事業を行うことにより、著しく費用が増加し、管理業務にかなりの時間を要することになります。

当社が将来、財務報告の内部統制を実効的に実施し維持できなければ、投資家は当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する信頼を失うかもしれず、本有価証券信託受益証券の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

「紛争鉱物」に関する規制は当社に追加の費用を生じさせる可能性があり、当社のサプライチェーンをより複雑化させ、完成品メーカーによる当社の評判を損なうことになるかもしれません。

当社は米国法の下での新興成長企業です。新興成長企業に適用される軽減された開示要件によって、本有価証券信託受益証券が投資家にとって魅力の薄いものになる可能性があります。

本書に含まれる市場の成長予測その他の将来の見通しに関する情報は不正確である可能性があり、当社が競争を展開している市場が成長予測を達成したとしても、当社の事業が同じような速度で成長することはできないかもしれず、又は当社の事業はまったく成長できないかもしれません。

環境法規制を遵守するために、当社は活動を修正する必要があるかもしれず、相当な費用が生じるかもしれません。もし、環境規制を遵守できない場合、当社は相当額の罰金の支払を求められる可能性があり、当社のサプライヤーは事業プロセスの変更を求められるかもしれません。

新会計基準の発行、及び既存の会計基準の将来の解釈変更は当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

市場リスクに関する定量的・定性的情報の開示

当社は、為替相場及び金利の変動による市場リスクにさらされており、当社の経営成績及び財政状態に不利な影響を及ぼす可能性があります。当社は、これらのリスクを安定した業務運営を通じて最小化する方針です。なお、当社は、売買目的又は投機目的でデリバティブ金融商品を取得、保有、売却していません。

為替レート

当社は、世界中で事業取引を行っており、為替の変動に伴うリスクにさらされています。当社の2016年の売上の実質的にすべては、米国外での売上から得ています。この売上のほぼ全額は、世界中の代理店を経由する売上であり、米ドルで得ています。当社の営業費用は、当社の子会社が存在する国の通貨建てであり、為替相場の変動により変動します。現時点では、当社はヘッジ契約を締結していませんが、今後締結する可能性もあります。2016年12月期において為替レートが10%上下したと仮定しても、この期間の売上又は純利益は大きく増減することはありません。

外貨建ての資産及び負債は、年度末の為替レートに基づいて米ドルに換算し、株主資本の包括利益に含めています。売上及び費用勘定は、期中平均為替レートで換算しています。為替相場の変動により生じた取引損益は、発生時に損益に計上されています。

金利

当社が金利変動に関してさらされている市場リスクは、主に現金及び現金同等物に関連するものです。当社は、現金及び現金同等物に対するリスクを営業上必要な金額を超える現金を短期の信用力の高い金融機関が発行する高品質の金融商品に投資することにより最小化しています。2016年12月31日現在、当社が保有する現金及び現金同等物の金額では、金利が1%あるいは100ベース・ポイント増減しても当社の財務書類には大きな影響はありません。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

米国カリフォルニア州サンノゼ市にある当社の本社並びに主な研究開発及び運営施設は6,553平方フィート（609平方メートル）を占有しておりましたが、2016年10月に賃貸借契約の期間満了に伴い更新され、2017年2月より占有面積を8,512平方フィート（791平方メートル）を増やすとともに、2020年2月までの契約となりました。当社は、また、中国、日本、韓国及び台湾でも、オフィス・スペースを借りております。当社は、社内検査装置を除き、製造施設を所有しておらず、当社の半導体の製造及び販売は、第三者と契約して許諾を与えております。当社の現在のスペースは、現在の必要性に適しており、また、近い将来の事業拡大に合わせた追加的又は代替的スペースを確保できると考えております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】 (2017年8月31日現在)

授権株式 (株)		発行済株式総数 (株)	未発行株式数 (株)
普通株式	20,500,000 ⁽¹⁾	4,433,405 (15,175,905) ⁽²⁾	16,066,595 (5,324,095) ⁽²⁾
優先株式	11,660,000 ⁽¹⁾	10,742,500	917,500

(1) 当社の修正基本定款が発行価格決定日までに効力を生じることにより、普通株式と優先株式の授権株式数はそれぞれ75,000,000株及び5,000,000株となります。

(2) すべての発行済優先株式は、発行価格決定日までに、普通株式合計10,742,500株に自動的に転換され、普通株式の発行済株式総数及び未発行株式数はそれぞれ括弧書きのとおりとなります。

(注1) ストック・オプションの早期行使により発行された権利未確定の普通株式は、2017年8月31日現在、358,000株でした。当該普通株式は、会計上は発行済株式と取り扱われませんが、法律上は所有者に議決権、配当受領権、残余財産分配請求権が与えられることから、上記発行済株式総数に含んでおります。

(注2) 新株予約権の行使により発行される予定の株式の種類は普通株式であり、その数は以下のとおりです。なお、以下の株式数は上記発行済株式総数に含んでおりません。

- ・ 2012年ストックインセンティブプランに基づく加重平均行使価格1.94米ドルの発行済みストック・オプションの行使により発行されることとなる普通株式1,371,834株 (2017年8月31日現在)
- ・ 2017年8月31日現在、2012年ストックインセンティブプランに基づく将来の発行のために確保されている普通株式1,453,649株 (ただし、当該株式は、本募集の完了直前に2017年ストックインセンティブプランが発効することにより発行できなくなります)
- ・ 2017年ストックインセンティブプラン、及び当該プランに基づく将来の発行のために確保される普通株式数の自動増加に基づき、将来の発行のために確保されることになる普通株式9,178,000株 (見込み。当該プランは、株主による承認を経て本募集の完了直前に発効します)

(注3) 2017年8月31日現在、当社は普通株式30,000株に相当するリストラクテッド・ストック・ユニットを発行しています。リストラクテッド・ストック・ユニットの保有者は、将来の一定の日において、所定の条件を充足していることを条件に、普通株式（又は金銭）を取得する権利を有しています。リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）と異なり、その権利が確定し普通株式取得権が行使されるまでは、リストラクテッド・ストック・ユニットに潜在する普通株式は発行されず、リストラクテッド・ストック・ユニットの保有者は議決権、配当受領権、残余財産分配請求権を有しません。したがって、上記30,000株は上記発行済株式総数に含んでおりません。なお、当該30,000株は、2017年11月1日に確定する権利が行使されることにより発行される普通株式の最大数量です。

(注4) リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）及びストック・オプションは、当社取締役会の定めるストックインセンティブプランに基づいて発行されます。

- ・ 2017年ストックインセンティブプランにおいては、従業員、独立取締役、アドバイザー及びコンサルタントに対して、ストック・オプション、リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）、ストック・ユニット、株式評価益受領権（SAR）、現金報酬及び業績連動型報酬の付与が用意されています。また、株式ではなく本有価証券信託受益証券が付与されることもあります。当社の報酬委員会又は取締役会が当該プランを運営し、報酬の付与対象者、付与株式数又は付与額、及び発行価格、行使価格、権利確定期間又は行使期間を含む条件を決定します。
- ・ 2012年ストックインセンティブプランにおいては、ストック・オプション、リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）、株式評価益受領権、リストラクテッド・ストック・ユニット及び現金報酬の付与が用意されています。なお、本募集の完了直前に2017年ストックインセンティブプランが発効することに伴い、それ以降は2012年ストックインセンティブプランに基づく報酬の付与（リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）及びストック・オプションの発行を含みます。）は行われません。

② 【発行済株式】 (2017年8月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・ 無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式	普通株式	4,433,405	該当なし	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
記名式額面株式	優先株式(Seed)	4,660,000	該当なし	1株に対して普通株式1株の割合で転換
記名式額面株式	優先株式(Series A)	4,500,000	該当なし	1株に対して普通株式1株の割合で転換
記名式額面株式	優先株式(Series B)	1,582,500	該当なし	1株に対して普通株式1株の割合で転換
計	—	15,175,905	—	—

(注1) すべての発行済優先株式は、発行価格決定日までに、普通株式に自動的に転換されません。

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】 (2017年8月31日現在)

	発行済株式総数 (株)		資本金 (千円ドル)		資本金 (千円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2012年 4月30日	1,888,888	1,888,888	2	2	224	224	当社設立に伴う株式の発行
2012年 7月24日	4,660,000	6,548,888	1,156	1,158	129,472	129,696	シリーズシード優先株式の有償第三者割当
2012年 10月31日	4,145,000	10,693,888	4,130	5,288	462,560	592,256	第一回シリーズA優先株式の有償第三者割当
2013年 6月3日	355,000	11,048,888	347	5,635	38,864	631,120	第一回シリーズA優先株式の有償第三者割当
2013年 6月30日	60,000	11,108,888	6	5,641	672	631,792	オプションの行使
2013年 12月31日	800,000	11,908,888	24	5,665	2,688	634,480	オプションの行使
2014年 3月31日	345,000	12,253,888	48	5,713	5,410	639,890	オプションの行使

	発行済株式総数 (株)		資本金 (千円ドル)		資本金 (千円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2014年 4月30日	1,150,000	13,403,888	2,297	8,010	257,274	897,164	第一回シリーズB 優先株式の有償第 三者割当
2014年 4月30日	111,550	13,515,438	12	8,022	1,349	898,513	オプションの行使
2014年 6月30日	10,000	13,525,438	2	8,024	179	898,693	オプションの行使
2014年 6月30日	(20,000)	13,505,438	(3)	8,021	(358)	898,334	未確定の株式の買 戻し
2014年 10月29日	432,500	13,937,938	864	8,885	96,758	995,092	第二回シリーズB 優先株式の有償第 三者割当
2015年 8月31日	10,000	13,947,938	4	8,888	414	995,506	オプションの行使
2015年 10月31日	737,800	14,685,738	178	9,066	19,912	1,015,418	オプションの行使
2015年 12月31日	30,000	14,715,738	3	9,069	336	1,015,754	オプションの行使
2016年 1月31日	(16,500)	14,699,238	(3)	9,067	(296)	1,015,459	未確定の株式の買 戻し
2016年 4月30日	40,000	14,739,238	33	9,099	3,674	1,019,132	オプションの行使
2016年 4月30日	(20,667)	14,718,571	(3)	9,096	(370)	1,018,762	未確定の株式の買 戻し
2016年 5月31日	356,000	15,074,571	86	9,182	9,623	1,028,385	オプションの行使
2017年 4月31日	(45,666)	15,028,905	(17)	9,165	-1,892	1,026,492	未確定の株式の買 戻し
2017年 6月30日	145,000	15,173,905	39	9,204	4,318	1,030,810	オプションの行使
2017年 7月31日	2,000	15,175,905	5	9,209	562	1,031,372	オプションの行使

(注1) ストック・オプションの行使及びストック・オプションの早期行使により発行された権利未確定の株式の買戻しについては、各月内の株式数を末日付で一括して記載しています。

(注2) ストック・オプションが早期行使された場合、払込金額は、当社連結貸借対照表上、一旦流動負債の早期行使ストック・オプション関連債務に計上された後、権利確定時に株主資本の資本剰余金に振り替えられます。上記表においては、便宜上、ストック・オプションの早期行使時に払込金額が資本金に直接計上されたものとみなして資本金の増減及び残高を記載していますが、実際には、各資本金残高のうち、2013年度末に4千米ドル、2014年度末に45千米ドル、2015年度末に186千米ドル、2016年度末に223千米ドル、及び2017年8月31日現在に159千米ドルは、当社連結貸借対照表上は流動負債の「早期行使ストック・オプション関連債務」に計上されています。ストック・オプションの早期行使があった場合の法律上及び会計上の取扱いについては、前記「(1) 株式の総数等、①株式の総数(注1) 参照のこと。

(3) 【所有者別状況】 (2017年8月31日現在)

区分	株主数(人)	株式数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
役員及び取締役	5	4,224,888	27.84
法人	5	2,815,000	18.55
個人その他	79	8,136,017	53.61
合計	89	15,175,905	100.00

(注1) 発行価格決定日までに生じる、すべての発行済優先株式の普通株式への転換を反映したものです。

(4) 【大株主の状況】 (2017年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注1)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%) (注1)
小里 文宏・政子	米国カリフォルニア州サラトガ市	1,818,888	11.99
小里 顕子	米国カリフォルニア州サラトガ市	1,788,888	11.79
デンソー・インターナシ ョナル・アメリカ	米国ミシガン州サウスフィールド市 デンソードライブ24777	1,500,000	9.88
クー フェング	米国カリフォルニア州サンノゼ市	1,360,000	8.96
クー エミリー	米国カリフォルニア州サンノゼ市	995,000	6.56
リュウ フン・カイ	米国カリフォルニア州サラトガ市	980,000	6.46
クー アマンダ	米国カリフォルニア州サンノゼ市	970,000	6.39
ルセルネ・ベル・デベロッ プメント・リミテッド	英領バージン諸島トルトラ島ロード タウンD Portcullis Trustnet Chambers 私書箱3444	650,000	4.28
MIC イノベーション3号投 資事業有限責任組合	東京都港区赤坂1-11-28	525,000	3.46
ウー ティエン	米国カリフォルニア州クパティノー 市	250,000	1.65
計		10,837,776	71.41

(注1) 発行価格決定日までに生じる、すべての発行済優先株式の普通株式への転換を反映したものです。

(注2) 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合には、「(1) 株式の総数等 ① 株式の総数」の(注2及び3)に記載の、発行済株式総数に含まない株式の数は含みません。

2 【配当政策】

当社は、当社の株主資本に対する現金配当を決議したことも支払ったこともありません。また、現在のところ、本募集以後当社は現金配当を予定しておりません。当社は、将来に利益が発生した場合、事業の発展と成長のための資金として内部留保する予定です。

当社普通株式に対する配当の支払は、当社の取締役会がその裁量によって、当社の業績、財務状況、資本規制、契約上の制約などの要因に基づいて決定します。配当を支払う場合、当社はJDR信託契約の条項に基づいて、本有価証券信託受益証券の保有者に対して、支払われるべき手数料及び費用も含め、当社の普通株式の保有者と同等の支払を行います。本書「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

3 【株価の推移】

該当事項はありません。

4 【役員 の 状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率 14%)

2017年8月31日現在

氏名	生年月日	役職	任期	所有普通株式数 (4)
小里 文宏	1959年6月1日	最高経営 責任者 (CEO) 兼 取締役社長	任期なし (2012年4月就任)	1,818,888 株(5)
クー フェング	1957年7月7日	最高技術責任者 (CTO)	任期なし (2012年10月就任)	3,325,000株(6)
ティーガーデン ユ キコ	1976年2月18日	最高財務責任者 (CFO)兼秘書役	任期なし (2016年3月就任)	36,000株(7)
リュウ フン・カイ (1)(2)(3)	1953年11月18日	独立取締役	2017年6月から1年	1,199,333株(8)
森 幸示 (1)(2)	1956年9月13日	独立取締役	2017年6月から1年	125,000株(9)
コ克蘭 ロバート (1)(2)(3)	1957年5月28日	独立取締役	2016年1月から3年	0株(10)
青島 矢一 (3)	1965年2月11日	独立取締役	2016年7月から3年	0株(11)

(注1) 発行価格決定日までに生じる、すべての発行済優先株式の普通株式への転換を反映したものです。

- (1) 監査委員会委員であります。
- (2) 報酬委員会委員であります。
- (3) 指名及びコーポレート・ガバナンス委員会委員であります。
- (4) 「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ① 株式の総数」の(注2及び3)に記載の、発行済株式総数に含まない株式の数は含みません。
- (5) 小里文宏氏と小里政子氏の共同保有株です。このほか、同氏は7,200株分の早期行使可能なオプションを保有しています。
- (6) うち、1,360,000株は同氏が保有し、970,000株はクー アマンダ氏が、995,000株はクー エミリー氏がそれぞれ保有しています。このうち、クー フェング氏が保有する10,833株及びクー エミリー氏が保有する12,667株は2017年8月31日時点で当社が買戻権を保有する未確定の普通株式であります。このほか、クー フェング氏は5,867株分の、クー エミリー氏は5,000株分の早期行使可能なオプションを保有しています。
- (7) うち、10,500株は2017年8月31日時点で当社が買戻権を保有する未確定の普通株式であります。このほか、同氏は84,000株分の早期行使可能なオプションを保有しています。

- (8) うち、980,000株は同氏が保有し、119,333株はリユー アルバート氏が、100,000株はリユー クリストファー氏がそれぞれ保有しています。このほか、リユー フン・カイ氏は23,646株分の早期行使可能なオプションを保有しています。
- (9) うち、30,000株は同氏が、95,000株は森公仁子氏が保有しております。このほか、森幸示氏は19,688株分の早期行使可能なオプションを保有しております。
- (10) 同氏は、30,000株分の早期行使可能なオプションを保有しております。
- (11) 同氏は、22,500株分の早期行使可能なオプションを保有しております。

小里 文宏

小里氏は、2012年に当社を共同で設立し、以来、当社の最高経営責任者（CEO）、社長及び取締役を務めています。テックウェル社（Techwell, Inc.）の創立者兼最高経営責任者でした。テックウェル社は、上場半導体企業で、監視カメラ及び車載エンターテイメント・アプリケーション向けのミックス・シグナル集積回路を専門としていましたが、同社は2010年にインターシル社（Intersil Corporation）に売却されました。同氏は2010年から2012年の間は、他分野を追求していました。1994年から1996年の間はシグマックス社（Sigmax Technologies, Inc.）の社長を務めていました。シグマックス社はシリコンバレーに本拠地を置くスタートアップ企業として、CD-ROMコントローラーチップを開発しておりましたが、1996年にアダプテック社（Adaptec, Inc.）に売却されました。1987年から1994年まで、日本の大規模エレクトロニクス複合企業である株式会社リコーの米国子会社（RICOH USA）のエレクトロニクス部門の事業管理部長を務め、同氏はそこで半導体事業の責任者を務めました。小里氏は、日本の大手商社である株式会社トーメンでキャリアをスタートしています。米国カリフォルニア大学サンタバーバラ校で数学の学士（理学）号を取得しています。当社の最高経営責任者（CEO）として小里氏がもたらす見識と経験、業界経験、並びに同氏の当社の製品、ターゲット市場、及び業務に関する深い知識に鑑み、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

クー フェング博士

クー博士は、2012年に当社を共同で設立し、以来、当社の最高技術責任者（CTO）を務めています。その以前は、インターシル社がテックウェル社を2010年に買収した後から、インターシル社の技術担当部長を務めました。また、当該買収以前は、クー博士はテックウェル社で1998年から2010年まで最高技術責任者を務めました。1994年から1996年までは、アダプテック社に買収される以前のシグマックス社の技術担当部長を、1991年から1994年まではセイコーエプソン株式会社の子会社（SMOS Systems, Inc.）でプロダクトマネージャーを務め、様々なアナログ半導体及びミックス・シグナル半導体を設計していました。クー博士は、超伝導体集積回路企業であるハイプレス社（Hypres）でキャリアをスタートしています。国立台湾大学で電子工学の学士（理学）号を取得しており、米国ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校で理学修士号及び博士号を取得しています。

ティーガーデン ユキコ

ティーガーデン氏は、2016年3月から当社の最高財務責任者（CFO）兼秘書役を務めています。その以前は、米国上場テクノロジー企業であるシーゲイト・テクノロジー社（Seagate Technology PLC）のシニアレベニューマネージャーを務め、2013年11月から2016年3月までは収益会計部門長でした。同氏は、2007年4月から2013年10月までは、デロイト&トウシュLLP（Deloitte & Touche LLP）のシニアマネージャーで、同社で業務を開始した2001年以降新規株式公開、公開企業の財務報告書作成、日本の親会社への財務報告など様々な業務に携わりました。2005年から2007年にかけては、東京の監査法人トーマツに勤務しました。ティーガーデン氏の母国語は日本語で、日本の獨協大学でコミュニケーション学の学士号を、米国カリフォルニア州のデアンザカレッジにおいて会計学及び経営学の準学士号を取得しました。また、同氏は米国カリフォルニア州において公認会計士の資格を有しています。

リユー フン・カイ

リユー氏は2012年4月より当社の取締役を務めています。同氏は、2005年から、シリコンバレーのスタートアップ企業に焦点を当てたエンジェル投資家として活動しています。また、同氏は、1995年の創業時から2001年まで、新型テレビ及び新興ディスプレイ市場をターゲットとした半導体及びソフトウェア製品を開発する公開企業であるテヴィア社（Tvia, Inc.）で最高経営責任者を務め、その後、2005年までは会長を務めました。さらに、1989年の創業時より1994年まで、パソコン向けのコアロジックチップを製造する公開企業である、オプティ社（OPTi Inc.）の最高経営責任者を務めました。同氏は、台湾の国立成功大学で電子工学の学士（理学）号を、米国サンタクララ大学でコンピューターサイエンスの理学修士号を、米国オハイオ州立大学で電子工学の理学修士号をそれぞれ取得しています。同氏は、半導体業界での経験及び公開企業での最高経営責任者や取締役としての役務から得た見識及び経験に鑑み、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

森 幸示

森氏は2012年11月より当社の取締役を務めています。同氏は、2007年1月より、世界的な自動車部品メーカーであるデンソー・インターナショナル・アメリカ社（DENSO International America, Inc.）のバイスプレジデントです。同氏は、金沢大学で電子工学の学士（理学）号を取得しています。同氏は自動車業界で得た幅広い見識及び経験を備えており、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

コ克蘭 ロバート

コ克蘭氏は2016年1月より当社の取締役を務めています。同氏は、2012年1月より、アプリケーション・ネットワークング企業であるA10ネットワークス社（A10 Networks, Inc.）の法務及び企業コラボレーション担当バイスプレジデントを務め、2012年4月からは同社の取締役会の一員として務めています。1993年1月から2012年1月までは、カリフォルニア州ウッドサイドで弁護士実務に携わっていました。2004年から2010年までは、テックウェル社の取締役を務め、また、ある非公開企業の取締役も務めています。同氏は、ハーバード・ロー・スクールで法務博士号を、ハーバード大学で学士（文学）号を取得しています。同氏の成長企業に対するコンサルタント業務並びに公開企業及び非公開企業での取締役としての役務から得た見識及び経験に鑑み、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

青島 矢一博士

青島氏は2016年7月より当社の取締役を務めています。同氏は、1999年より現在に至るまで、一橋大学イノベーション研究センターにおいて助教授及び教授を務めています。2015年からは新日鐵住金ソリューションズ株式会社で社外取締役も務めています。1996年から1999年までは一橋大学の産業経営研究所で専任講師を務めていました。同氏は米国・マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院で経営学博士号を、一橋大学大学院で商学修士号を取得しています。同氏は経営戦略論、技術経営における幅広い見識及び経験を備えており、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

役員報酬については、「5 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況 ⑤取締役の報酬」の「役員報酬」をご参照ください。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要

当社は、委員会設置会社制度を採用し、取締役会の下に、指名・コーポレートガバナンス委員会、報酬委員会及び監査委員会を設けることで、監督と執行の分離を徹底することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と透明性の高い経営の実現をめざしています。

また、当社は、社外取締役4名を招くことにより、広い視野にもとづいた経営意思決定を行い、また、社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

当社の規模、業態を勘案しますと、社外取締役及び各種委員会による経営への監督・提言機能を確保しつつ、委員会設置会社制度による業務執行の効率化を図ることが、より機動的かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を維持することができるものと判断し、現在の体制を採用しています。

取締役会

発行価格決定日までに発効する修正基本定款は、当社取締役会の取締役の定員を、修正付属定款において定めるものと規定します。発行価格決定日までに発効する修正付属定款は、当社の取締役会は4人以上7人以下の取締役で構成されますが、取締役会がかかる定員を随時決定する旨を規定しています。本募集終了後、当社の取締役会は当初5人の取締役で構成されます。取締役の定員は取締役会の決議によって変更が可能です。当社の取締役は、原則として、毎年の定時株主総会において選任され、任期満了後、後継者が正式に選任され権限が与えられるまで役務を提供します。取締役の欠員は、取締役会の決議により補充することができます。

コーポレート・ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンスの取組みは、米国JOBS法における新興成長企業として、米国SOX法及び同法に基づき定められた米国SEC規則、並びに東京証券取引所マザーズ市場の規則に準拠しているものと考えています。本募集終了後も、当社取締役会は、引き続きコーポレート・ガバナンスの原則及び方針を査定します。

当社取締役会は各取締役、役員及び従業員を対象とする企業行動規範を制定しました。本規範は、以下を含む様々な項目を取扱っています。

- ・ 利益相反
- ・ インサイダー取引
- ・ 企業機会
- ・ 競争及び公正取引
- ・ 均等雇用及び労働条件
- ・ 記録管理
- ・ 機密性
- ・ 贈答品の授受
- ・ 顧客への補償又は償還
- ・ 社有資産の保護及び適切な利用
- ・ 政府担当者への支払及び政治献金

当社取締役会は、最高経営責任者、最高財務責任者、その他倫理的な問題を扱う主要な管理職に適用される上級財務責任者向け倫理規範を制定し、企業行動規範とともに当社ホームページに掲載します。本企業行動規範及び倫理規定は、当社取締役会の過半数の承認を得た場合のみ改訂されます。執行役及び取締役の企業行動規範の免除、又は倫理規範の免除は、当社取締役会又は指名及びコーポレート・ガバナンス委員会によってのみ承認され、適用ある法律に従った適時開示を要します。当社はまた、従業員からの苦情の受付と処理のための正式な手順を定めた内部通報制度を策定しました。当該制度に基づいて報告された会計又は監査に係る懸念は当社の監査委員会に速やかに報告されることになっています。

取締役の独立性

取締役会は、各取締役の独立性を精査し、職務執行に際し独立した判断を損なう可能性のある当社との重大な関係が、いかなる取締役との間にも存在しないかを検討しました。当該精査の結果、当社取締役会は、コ克蘭氏、リュー氏、森氏及び青島氏を、適用ある米国SEC規則の下での「独立取締役」に決定しました。

リスク監視における取締役会の役割

当社取締役会の主要な役割の1つは、詳しい情報に基づいて当社のリスク管理プロセスを監督することです。当社の取締役会は常設のリスク管理委員会を擁していませんが、取締役会が直接この監督機能を担っています。特に、取締役会は、戦略的なリスクエクスポージャーを監視及び評価する責任を有しています。加えて、本募集の終了後、当社の監査委員会は、当社の主要な財務リスクエクスポージャー及びリスクの評価・管理を実施する手続を運用する指針・方針を含め、これらのエクスポージャーを経営陣が監視及び管理してきた手順についての検討及び議論を行う責任を担うこととなります。監査委員会はまた、当社の内部監査機能の運用状況の監視に加え、適用される法令への遵守状況も監視していきます。当社の指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は、企業行動規範及び倫理規範の実効性を監視し、それらが違法又は不適切な責任を生じさせるような行いを有効に抑制できているかも見ていきます。報酬委員会は、当社の報酬方針及び報酬プログラムが、過度にリスクを負う行動を推奨する潜在性を有していないかどうかについて評価及び査定をしていきます。

委員会

当社は、監査委員会、報酬委員会並びに指名及びコーポレート・ガバナンス委員会を設置しました。これらの委員会の各委員は独立規準を満たしており、これらの委員会の機能は米国SOX法に準拠しています。各委員会は以下の構成と責任を有します。

監査委員会

コ克蘭氏、リュウ氏及び森氏が監査委員で、コ克蘭氏が本委員会の委員長です。当社の監査委員会は、会計、監査、財務報告、内部統制、法令遵守機能に関連する事項における法的義務及び信託義務の履行において取締役を補佐し、当社の独立会計士が行う業務の承認並びに当社の会計実務及び内部会計統制システムに関する会計士の報告の精査について直接的な責任を負います。また、当社の監査委員会は、独立会計士の監査業務を監督し、独立会計士の経営からの独立性を確保するために必要と思われる措置を講じます。監査委員会は、当社の財務書類の完全性、並びに財務書類及び会計事項に関連する法令遵守についても監視する責任があります。当社取締役会は、コ克蘭氏は米国SEC公表の規定に定義されている監査委員会財務エキスパートに当たり、適切な財務知識を備えていると結論付けています。

報酬委員会

コ克蘭氏、リュウ氏及び森氏が報酬委員で、リュウ氏が本委員会の委員長です。報酬委員会は、取締役会が役員報酬の監視及び決定に関する責任を果たせるよう補助し、報酬体系が役員及び従業員に適切なインセンティブを提供しているかを評価します。報酬委員会は、当社の主要な報酬計画、報酬指針及び報酬プログラムを精査し、これらに関する助言を取締役会に対して行います。さらに、執行役員報酬に関して、その精査、及び独立取締役への承認勧告をし、執行役員の雇用条件を設定及び修正し、ストック・オプションプランを管理します。当社取締役会は、コ克蘭氏、リュウ氏、森氏及び青島氏が、東京証券取引所の有価証券上場規程において定義される「独立役員」、及び米国の内国歳入法第162(m)条において定義される「社外取締役」に当たると結論づけました。

指名及びコーポレート・ガバナンス委員会

指名及びコーポレート・ガバナンス委員は、コ克蘭氏、リュウ氏及び青島氏で、リュウ氏が本委員会の委員長です。指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は、取締役候補者並びに取締役会の定員及び構成に関して、取締役会に対して助言を行う責任を有しています。さらに、指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は当社のコーポレート・ガバナンスガイドラインを監督し、コーポレート・ガバナンスに関する事項について取締役会に報告及び助言を行う責任を有しています。

報酬委員会の重複及び内部者の参加

報酬委員の各委員に、現在又は過去に当社の役員又は従業員であった者はいません。また、報酬委員の中に、当社の取締役又は報酬委員が1人以上いる企業において、現在又は過去に取締役又は報酬委員を務めた者もいません。

責任の限定及び補償に関する事項

当社は、当社の取締役及び執行役と、金銭的損害に対する個人の責任を限定する条項を含む補償契約を締結しています。このため、当社の取締役及び執行役は、当社又は当社の株主に対して、信認義務違反により生じた金銭的損害について個人的な責任を負いません。一定の例外を除き、これらの契約は、いかなる法的措置又は手続から生じる弁護士費用、裁判費用、罰金、和解金などの関連費用の補償について規定しています。これらの補償契約は、取締役としてふさわしい人材を雇用し保持するために必要であるものと考えています。また当社は、取締役及び執行役の責任に対する賠償責任保険に加入しています。

当社の修正付属定款は、いかなる法的措置又は手続においても、終局処分がなされる以前に取締役が支払う費用を当社が前払いすることを規定し、他の方法によった場合に当社が補償できるかどうかにかかわらず、執行役、取締役、従業員その他の代理人のために、その職務に関連して生じる責任について、当社が保険に加入できることを規定しています。

当社の修正付属定款における補償契約及び補償条項によって規定される責任の限定は、当社株主が当社の取締役に対して信託義務違反を理由に訴訟を起こすことを抑制する可能性があります。また、これらは当社の取締役及び執行役に対する株主代表訴訟の可能性を、仮に当該訴訟において勝訴すれば当社及び当社株主にとって有益な場合であっても、低下させる可能性もあります。さらに、当社が取締役及び執行役に対して和解費用及び損害賠償金を支払うという限度において、株主の投資に悪影響を与える可能性があります。現在、当社が取締役、執行役又は従業員のいずれも係争中の補償請求訴訟又は法的手続はなく、補償請求を招く可能性のある潜在的な訴訟についても認識していません。

② 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年1月27日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は下記のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会が全社的なコンプライアンスの状況について責任を持ち、確認いたします。
 - (b) コンプライアンスの推進については、カリフォルニア州会社法及び米国証券法に合致する社内規程類を整備し、使用人に周知・徹底し、また、必要な教育・研修の機会を提供いたします。
 - (c) コンプライアンス違反を早期に発見し、是正することを目的とする社内通報体制を確立・徹底いたします。
 - (d) **Insider Trading and Communication Policy**を制定し、取締役、または使用人がその職務に関して取得した内部情報の管理、取締役、または使用人の株式等の売買、その他の取引の規制及び取締役、または使用人の服務に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引防止に努めます。
 - (e) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社的に毅然とした対応を徹底いたします。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行にかかる情報の保存、管理、機密情報に関しては、Document Retention and Destruction Policyを定め、これらに基づき、当該情報が記載または記録された文書、媒体等の保存及び管理を適切かつ確実に行うものといたします。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理は、職務分掌及び職務権限に従い、各部署がリスクを把握し、適切な評価を行うと共に、リスクの内容・規模に応じた的確な対応を行います。また、必要に応じて取締役会に報告し、その指示に従います。
- (b) 全社的なリスク管理及び部門を横断する統合的なリスク管理については、取締役会がリスク管理全体を統括します。さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような不測のリスクが発生した場合には、CEOを本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たることとします。
- (c) リスク管理の進捗状況に関しては、モニタリングを行い、必要に応じた改善策を実施して、リスク管理の実効性を確保し、高めます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) Officer及びVice Presidentによる業務執行体制を構築することにより、適正な人数の取締役による効率的な職務執行を確保し、迅速かつ適切な経営に取り組みます。
- (b) 定例の取締役会を原則月1回開催し、経営上の重要な項目について意思決定すると共に、Officer及びVice President以下の業務執行の状況を監督します。
- (c) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を原則として毎週及び毎四半期に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る議論を機動的に行うと共に、重要開発案件及び受注案件に関する審議を行い、内容に応じて取締役会において決議しております。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

Internal Auditorによる業務監査により、グループ全社の業務全般にわたる適正性を確認する体制を確保する。

f 監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査委員会の職務補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。
- (b) 当該使用人が監査委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査委員会に委嘱されたものとして、他取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査委員会が行うものとします。

g 取締役及び使用人が取締役会に報告するための体制

取締役は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実がある場合及びそれらの事実が発生するおそれがある場合には、取締役会に対して適時適切に報告を行います。また、取締役会はその職務の遂行上、必要と判断した事項に関し、必要に応じて、使用人に対して報告及び資料の提供を求めることができる体制を整えています。

h その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) CEO及びInternal Auditorは、監査委員会と年2回定期的に意見交換を行います。
- (b) 監査委員会は、取締役会など重要な会議に出席するなどにより、重要な報告を受ける体制にしております。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、全社的な統制活動及び各業務フローの統制活動を強化し、その体制を構築していく予定です。

j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - ① 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ② 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- ① Code of Anti-Social Force Exclusionについて明文化し、全社員の行動指針とする。
- ② Code of Anti-Social Force Operating Procedures等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ③ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ④ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ⑤ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から全国暴力追放運動推進センター主催の講習に参加するなどの取り組みをし、外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

③ 監査委員会監査及び内部監査の状況

当社は、委員会設置会社制度を採用しており、監査委員会の監査の内容等については上記「①企業統治の体制の概要－委員会－監査委員会」のとおりです。

当社の内部監査は、1名のInternal Auditorが実施しており、年度監査計画書（監査の時期、対象、方法及び担当者）及び各部門に対する個別実施計画書（方針、項目、対象部門及び担当者）をCEOの承認を得て作成した上で、質問、帳票類による確認、実地監査等の方法により監査を実施しています。監査終了後、速やかに監査報告書（監査の区分、種類、期間、担当者、対象部署、結果の意見）を作成し、CEOへの報告・承認・指示を得ます。また、写しを対象部門の責任者へ送付します。

また当社は、BDO USA, LLPと監査契約を締結しています。

監査委員会及びBDO USA, LLPは、

- ・ 相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・ 定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化等

を連携して行い監査の質的向上を図っております。

また、監査委員会及び内部監査人は、

- ・ 相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・ 業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況等

を連携して監査を実施しております。

④ 社外取締役との関係

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役4名）で構成され、当社の業務執行方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役を招くことにより、広い視野にもとづいた経営意思決定を行い、また、社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

当社と社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係は、以下のとおりです。なお、社外取締役の当社株式保有状況については、上記「4 役員状況」をご参照ください。

・森幸示氏がバイスプレジデントを務めるデンソー・インターナショナル・アメリカは、当社の主要株主です。

⑤ 取締役の報酬

当社の前会計年度において、現金報酬を受け取った従業員ではない取締役はいません。

従業員兼取締役は、取締役としての業務に関して、いかなる報酬も受け取っていません。従業員ではない取締役に対しては、当社は、取締役会及び委員会の出席に関して生じた合理的な実費及び交通費の支払をしていますが、従業員ではない取締役に関する株式報酬以外の標準の報酬方針はありません。過去において、当社は各従業員ではない取締役に、3年間毎月均等に付与される当社の普通株式22,500から30,000株を購入する10年オプションを付与しており、かかる付与は、付与日における普通株式の公正な市場価格においてなされてきました。しかし、本募集の完了後、従業員ではない取締役の報酬に関わる将来の提案について精査及び検討する予定です。

2016年2月16日、ロバート・コ克蘭氏は、取締役選任に際して、当社普通株式30,000株を購入する10年オプションの付与を受けました。当該オプションは、2016年2月27日を初回として、以後3年間かけて毎月均等に権利が確定（なお、2016年7月1日以降は毎月1日に権利が確定）しますが、早期行使が可能です。行使価格は付与日における普通株式の公正市場価格である1株当たり0.97ドルです。

2016年8月18日、青島矢一博士は、取締役選任に際して、当社普通株式22,500株を購入する10年オプションの付与を受けました。当該オプションは、2016年9月1日を初回として、以後3年間かけて毎月均等に権利が確定しますが、早期行使が可能です。行使価格は付与日における普通株式の公正市場価格である1株当たり2.51ドルです。

2016年8月18日、リユー フン・カイ氏は2015年度の取締役役務に対して、8,646株の当社普通株式を購入する権利確定済みの10年オプションの付与を受けました。当該オプションの行使価格は付与日における普通株式の公正市場価格である1株当たり2.51ドルです。また同日に、同氏は取締役再任に際して、当社普通株式7,500株を購入する10年オプションの付与を受けました。当該オプションは、2016年7月1日を初回として、以後1年間かけて毎月均一に権利が確定しますが、早期行使が可能です。行使価格は付与日における普通株式の公正市場価格である1株当たり2.51ドルです。

2016年8月18日、森幸示氏は、2015年度の取締役役務に対して、4,688株の当社普通株式を購入する権利確定済みの10年オプションの付与を受けました。当該オプションの行使価格は付与日における普通株式の公正市場価格である1株当たり2.51ドルです。また同日に、同氏は取締役再任に際して、当社普通株式7,500株を購入する10年オプションの付与を受けました。当該オプションは、2016年7月1日を初回として、以後1年間かけて毎月均一に権利が確定しますが、早期行使が可能です。行使価格は付与日における普通株式の公正市場価格である1株当たり2.51ドルです。

役員報酬

報酬一覧

以下の表は、2016年度に当社に提供された役務に対して下記に示す執行役に支払われた総報酬額に関する情報を示しています。

氏名	年度	給与 (米ドル)	賞与 (米ドル)	その他の報酬額 (米ドル) ⁽¹⁾	合計 (米ドル)
小里 文宏	2016	125,000	98,400	0	223,400
クー フェング	2016	125,000	98,400	0	223,400
ティーガーデン ユキコ ⁽²⁾	2016	108,500	23,100	124,989	256,589

(1) オプション報酬欄の金額は、FASBの会計原則基準書のトピック718（以下「ASC 718」といいます。）に基づき計算される付与日における公正価格を示しています。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、「第6 経理の状況 テックポイント・インク連結財務書類に対する注記 注記11. 株式報酬」をご参照ください。

(2) 2016年4月18日、ティーガーデン氏の最高財務責任者（CFO）としての雇用開始に伴い、当社は同氏に当社普通株式90,000株を対象とする10年オプションを付与しました。このオプションは2017年3月1日に付与対象オプション総数の5分の1の権利が確定し、残りのオプションはその後の4年間で毎月均一に、合計5年間をかけて権利が確定します。当該オプションは早期行使が可能で、行使価格は付与日の公正市場価格である1株当たり0.97ドルです。

2017年12月期第2四半期末における未行使株式報酬

以下の表は2017年8月31日現在、下記に示す執行役が保有している未行使株式報酬に関する情報を示しています。

オプション報酬					
氏名	付与日	未行使オプション	未行使オプション	オプション	オプション
		に潜在する株式数 (行使可能)	に潜在する株式数 (行使不可能)	行使価格 ⁽¹⁾ (米ドル)	
小里 文宏	2017年6月27日	7,200	100,800	2.93	2027年 6月27日
クー フェング	2017年6月27日	5,868	82,132	2.93	2027年 6月27日
ティーガーデン ユキコ	2016年4月18日 及び 2017年3月28日	84,000	—	54,000株は 0.97 30,000株は 2.93	54,000株は 2026年 4月18日 30,000株は 2027年 3月27日

(1) 取締役会により決定されたオプション付与日の当社普通株式1株当たりの公正市場価格

⑥ 2017年ストックインセンティブプランの概要

当社の2017年ストックインセンティブプラン（以下「本プラン」といいます）は、2017年8月10日開催の取締役会で採択されました。本プランは、今後、株主による承認を経て本募集の完了直前に発効し、それに伴って当社の2012年ストックインセンティブプラン（以下「旧プラン」といいます）に基づく権利付与は行われなくなります。

本プランにおいては、従業員、独立取締役、アドバイザー及びコンサルタントに対して、ストック・オプション、リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）、ストック・ユニット、株式評価益受領権（SAR）、現金報酬及び業績連動型報酬が用意されています。また、株式ではなく本有価証券信託受益証券が付与されることもあります。当社の報酬委員会又は取締役会が本プランを運営し、報酬の付与対象者、付与株式数又は付与額、及び発行価格、行使価格、権利確定期間又は行使期間を含む条件を決定します。

本プランに基づき発行が授権された普通株式の総数は、①2,500,000株と、②本プラン発行時において旧プランに基づいて付与済みの報酬に係る株式（行使又は決済の前に無効となり又は解除されるもの）の数、本プラン発行時において旧プランに基づく権利付与制限に係っている株式（無効となるもの）の数、及び本プラン発行時において旧プランに基づいて確保されている未発行の株式の数又は権利付与済みの株式の数の合計です。さらに、本プランに基づき発行が授権された株式の総数は、2018年1月1日から2027年1月1日までの毎事業年度の初日において、自動的に増加されます。その数は、①直前事業年度末時点での当社発行済普通株式数の4%又は②当社取締役会により別途決定される数、の少ない方です。本プランに基づき付与さ

れた報酬に係る株式で、行使若しくは決済の前に無効となり若しくは解除され、又は現金で決済されたため権利者に交付されなかったものについては、本プランの下では再発行できます。また、報酬に関連した税の源泉徴収義務を履行するために控除された株式についても、本プランの下では再発行できます。しかし、実際に発行された株式は、無効にならない限り再発行できません。本プランに基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法422条に定めるものをいいます。）の行使により交付される株式の数は、10,000,000株（適用ある税法が許容する限りにおいて、本プランの下で再発行できる株式がこれに加算されま

す）を超えません。

本プランの下では、

- ・報酬を裏付ける契約において別途定めない限り、原則として付与された報酬の譲渡はできません。

- ・独立取締役は、裁量なく自動的に7,500株相当のストック・ユニットを毎年付与されます。

このストック・ユニットに係る株式は、当該独立取締役の任期中に支配権の移動が生じた場合に権利確定します。

- ・資本再構成、株式分割又は同種の資本取引が行われる際には、本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会が、本プランに基づく発行のために確保されている株式の数などを適切かつ公平に調整します。

- ・当社に合併その他の組織再編があった場合、付与済みの報酬の取扱いは当該組織再編の契約に服します。

- ・本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会は、対象者の権利又は義務を著しく毀損しない限り、付与済みの報酬の修正、延長若しくは更新を行い、又は取消することができます。

- ・本プランに基づき付与された一切の報酬は、当社の定める回収又は回復に係る取決め又はポリシーに服し、適用ある法律又は証券取引所規則が許容する範囲において、本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会は、付与済みの報酬等を取消し又はその払戻しを求めることができます。

当社取締役会は、適用ある法律が求める株主による承認を条件として、本プランをいつでも修正又は中止することができます。ただし、付与済みの報酬権者の同意なくして、当該報酬権者の権利を著しく毀損するような修正又は中止はできません。また、本プランの取締役会による採択又は株主による承認のいずれか早い方から10年目以降は、ISOは付与できません。

⑦ 株式の保有状況

2017年8月31日現在、当社は投資有価証券を保有していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	117千米ドル (13百万円)	—	584千米ドル (65百万円)	—
連結子会社	—	—	—	—
計	117千米ドル (13百万円)	—	584千米ドル (65百万円)	—

(注) 提出会社の監査証明業務に基づく報酬には、当社の会計監査人と同一のネットワークに属している三優監査法人への報酬額を含めております。

② 【その他重要な報酬】

監査業務に関して上記以外に支払われた報酬はありません。

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当ありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、監査委員会により承認されます。

第6 【経理の状況】

本書記載のテックポイント・インク（以下「当社」といいます。）の2014年12月31日、2015年12月31日、及び2016年12月31日にそれぞれ終了した年度の連結財務書類は、米国証券取引委員会（SEC）に提出されたForm S-1に記載されたものであり、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されています。かかる連結財務書類は、米国においてForm S-1が提出され開示された後、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」といいます。）第95条の規定の適用を受けています。

当該連結財務書類は、独立監査人であるビーディーオー・ユーエスエー・エルエルピーの監査を受けています。

なお、当社の連結財務書類は金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条及び「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の3の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けていません。

前連結会計年度（2015年1月1日から2015年12月31日まで）は、前連結会計年度中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務書類を作成しています。

前々事業年度（2014年1月1日から2014年12月31日まで）の数値は、連結財務書類の有用性を高めるため、個別財務書類の数値を記載しています。

本書記載の連結財務書類のうち、英文（原文）は当社がSECに提出したものと同一であります。

本書記載の当社の連結財務書類（原文）は、米ドルで表示されています。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）第134条の規定に基づき、2017年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づき1米ドル＝112.00円で換算された金額であります。この換算は、もっぱら読者の便宜のためのものであり、その金額が上記の相場で実際に日本円に交換されたり、交換できたであろうというように解するべきものではありません。

2016年6月30日及び2017年6月30日にそれぞれ終了した6か月並びに2017年6月30日現在の連結財務書類は、未監査であります。未監査の6か月間の財務情報は、年次財務情報と同様の基準により作成され、経営者の意見によれば、2017年6月30日現在の当社の財政状態並びに2016年6月30日及び2017年6月30日にそれぞれ終了した6か月間における経営成績及びキャッシュ・フローの状況を公正に表示するために必要な通常の反復的調整を含む全ての調整を反映しております。6か月間の成績は、必ずしも年次の経営成績を示唆するものではありません。かかる四半期財務書類は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第95条の適用を受けています。

日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計処理及び表示方法との主な相違点に関する事項は、「4. 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」において説明されています。

円換算額及び「4. 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」は、当社の原文の連結財務書類には含まれておらず、当社の監査人であるビーディーオー・ユーエスエー・エルエルピーの監査の対象にもなっていません。



Tel: 408-278-0220
Fax: 408-278-0230
www.bdo.com

300 Park Avenue, Suite 900
San Jose, CA 95110

Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

Techpoint, Inc.
San Jose, California

We hereby consent to the use in the Prospectus constituting a part of this Registration Statement of our report dated March 7, 2017, relating to the consolidated financial statements of Techpoint, Inc., which is contained in that Prospectus.

We also consent to the reference to us under the caption "Experts" in the Prospectus.

BDO USA, LLP

August 15, 2017

BDO USA, LLP, a Delaware limited liability partnership, is the U.S. member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

独立登録会計事務所の同意書

テックポイント・インク
サンノゼ、カリフォルニア州

我々は、本有価証券届出書の一部を構成する目論見書の中で、テックポイントインクの連結財務書類に関する 2017 年 3 月 7 日付の我々の報告書を使用することに同意します。

また、我々は目論見書の中で「専門家」という記述で我々に言及することに同意します。

/s/ BDO USA LLP

サンノゼ、カリフォルニア州

2017 年 8 月 15 日



Tel: 408-278-0220
Fax: 408-278-0230
www.bdo.com

50 West San Fernando St.
Suite 200
San Jose, CA 95113

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

Board of Directors and Stockholders
Techpoint, Inc.
San Jose, California

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Techpoint, Inc. (the "Company") as of December 31, 2016 and 2015 and the related consolidated statements of operations, stockholders' equity, and cash flows for the years then ended. These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. The Company is not required to have, nor were we engaged to perform, an audit of its internal control over financial reporting. Our audits included consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Techpoint, Inc. at December 31, 2016 and 2015, and the results of its operations and its cash flows for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

BDO USA, LLP

March 7, 2017

BDO USA, LLP, a Delaware limited liability partnership, is the U.S. member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

独立監査人の監査報告書

取締役会及び株主の皆様

テックポイント・インク

サンノゼ、カリフォルニア州

我々は、テックポイント・インク（以下「会社」）の2016年及び2015年12月31日現在の添付の連結貸借対照表及び同日をもって終了した連結会計年度の関連する連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行いました。これらの連結財務書類に対する責任は、会社の経営者にあります。我々の責任は、自らの監査に基づいて、これらの連結財務書類に対する意見を表明することにあります。

我々は、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行いました。これらの基準は、連結財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めています。会社は、財務報告に係る内部統制監査を要求されておらず、我々もその監査を行っていません。我々の監査は、状況に応じた適切な監査手続を立案するための基盤としての財務報告に対する内部統制の検討を含みますが、財務報告に係る会社の内部統制の有効性に対する意見を表明する目的ではありません。従って、我々がかかる意見の表明は行いません。また監査は、連結財務書類における金額及び開示を裏付ける証拠の試査による検証、経営者が採用した会計方針及び経営者によって行われた会計上の重要な見積りの評価並びに全体としての連結財務書類の表示の検討も含んでいます。我々は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

我々の意見では、上記の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、2016年及び2015年12月31日現在のテックポイント・インクの財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

/s/ BDO USA LLP

サンノゼ、カリフォルニア州

2017年3月7日



Tel: 408-278-0220
Fax: 408-278-0230
www.bdo.com

50 West San Fernando St., Suite 200
San Jose, CA 95113

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

Board of Directors and Stockholders
Techpoint, Inc.
San Jose, California

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Techpoint, Inc. (the "Company") as of December 31, 2015 and 2014 and the related consolidated statements of operations, stockholders' equity, and cash flows for the years then ended. These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. The Company is not required to have, nor were we engaged to perform, an audit of its internal control over financial reporting. Our audits included consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Techpoint, Inc. at December 31, 2015 and 2014, and the results of its operations and its cash flows for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

BDO USA, LLP

May 13, 2016

BDO USA, LLP, a Delaware limited liability partnership, is the U.S. member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

独立監査人の監査報告書

取締役会及び株主の皆様

テックポイント・インク

サンノゼ、カリフォルニア州

我々は、テックポイント・インク（以下「会社」）の2015年及び2014年12月31日現在の添付の連結貸借対照表及び同日をもって終了した連結会計年度の関連する連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行いました。これらの連結財務書類に対する責任は、会社の経営者にあります。我々の責任は、自らの監査に基づいて、これらの連結財務書類に対する意見を表明することにあります。

我々は、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行いました。これらの基準は、連結財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めています。会社は、財務報告に係る内部統制監査を要求されておらず、我々もその監査を行っていません。我々の監査は、状況に応じた適切な監査手続を立案するための基盤としての財務報告に対する内部統制の検討を含みますが、財務報告に係る会社の内部統制の有効性に対する意見を表明する目的ではありません。従って、我々がかかる意見の表明は行いません。また監査は、連結財務書類における金額及び開示を裏付ける証拠の試査による検証、経営者が採用した会計方針及び経営者によって行われた会計上の重要な見積りの評価並びに全体としての連結財務書類の表示の検討も含んでいます。我々は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

我々の意見では、上記の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、2015年及び2014年12月31日現在のテックポイント・インクの財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

/s/ BDO USA LLP

サンノゼ、カリフォルニア州

2016年5月13日

1 【財務書類】

テックポイント・インク

連結貸借対照表

(単位：株式数を除き、千米ドル、千円)

	当連結会計年度 (2016年12月31日)		前連結会計年度 (2015年12月31日)		前々事業年度 (2014年12月31日)	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産						
流動資産：						
現金及び現金同等物	10,006	1,120,672	9,463	1,059,856	4,080	456,960
売掛金	79	8,848	2	224	—	—
棚卸資産	2,583	289,296	1,381	154,672	1,095	122,640
前払費用及びその他の流動資産	273	30,576	466	52,192	144	16,128
流動資産合計	12,941	1,449,392	11,312	1,266,944	5,319	595,728
有形固定資産（純額）	401	44,912	170	19,040	176	19,712
繰延税金資産	1,022	114,464	829	92,848	—	—
その他の資産	1,188	133,056	172	19,264	21	2,352
資産合計	15,552	1,741,824	12,483	1,398,096	5,516	617,792
負債及び株主資本						
流動負債：						
買掛金	777	87,024	1,444	161,728	310	34,720
未払費用	481	53,872	192	21,504	140	15,680
早期行使ストック・オプション						
関連債務	223	24,976	186	20,832	45	5,040
顧客預り金	745	83,440	1,359	152,208	36	4,032
流動負債合計	2,226	249,312	3,181	356,272	531	59,472
繰延賃借料	—	—	—	—	9	1,008
その他の長期負債	90	10,080	62	6,944	—	—
負債合計	2,316	259,392	3,243	363,216	540	60,480
コミットメント及び偶発債務						
株主資本：						
転換可能優先株式：授権株式						
11,660,000株、無額面						
シリーズ・シード転換可能優先株式						
—4,660,000株指定済；4,660,000株						
2016年、2015年及び2014年12月31日現在発行済（清算価値総額1,165米ドル）	1,156	129,472	1,156	129,472	1,156	129,472
シリーズA転換可能優先株式						
—4,500,000株指定済；4,500,000株						
2016年、2015年及び2014年12月31日現在発行済（清算価値総額4,500米ドル）	4,477	501,424	4,477	501,424	4,477	501,424
シリーズB転換可能優先株式						
—2,500,000株指定済；1,582,500株						
2016年、2015年及び2014年12月31日現在発行済（清算価値総額3,165米ドル）	3,161	354,032	3,161	354,032	3,161	354,032
普通株式、無額面—授権株式						
20,500,000株；2016年、2015年及び2014年12月31日現在、それぞれ3,725,238株、3,332,852株及び2,893,084株	—	—	—	—	—	—
資本剰余金	813	91,056	298	33,376	91	10,192
利益剰余金（累積欠損）	3,629	406,448	148	16,576	△3,909	△437,808
株主資本合計	13,236	1,482,432	9,240	1,034,880	4,976	557,312
合計	15,552	1,741,824	12,483	1,398,096	5,516	617,792

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク
連結損益及び包括利益計算書

(単位：株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル、千円)

	当連結会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)		前連結会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)		前々事業年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
売上高	27,156	3,041,472	20,245	2,267,440	8,372	937,664
売上原価	12,735	1,426,320	8,803	985,936	3,868	433,216
売上総利益	14,421	1,615,152	11,442	1,281,504	4,504	504,448
営業費用						
研究開発費	4,380	490,560	4,964	555,968	3,014	337,568
販売費及び一般管理費	4,678	523,936	2,592	290,304	2,145	240,240
のれん及び無形資産の減損損失	—	—	—	—	1,033	115,696
営業費用合計	9,058	1,014,496	7,556	846,272	6,192	693,504
営業利益 (損失)	5,363	600,656	3,886	435,232	△1,688	△189,056
その他の収益 (費用)	△0	△0	3	336	△46	△5,152
税引前当期純利益 (損失)	5,363	600,656	3,889	435,568	△1,734	△194,208
法人税等	1,882	210,784	△168	△18,816	1	112
当期純利益 (損失)	3,481	389,872	4,057	454,384	△1,735	△194,320
優先株主に帰属する当期純利益	2,627	294,224	3,170	355,040	—	—
普通株主に帰属する当期純利益 (損失)	854	95,648	887	99,344	△1,735	△194,320
1株当たり当期純利益 (損失) (米ドル (円))						
基本的	0.24	27	0.30	34	△0.62	△69
希薄化後	0.23	26	0.28	31	△0.62	△69
普通株主に帰属する1株当たり当期 純利益 (損失) を計算する際の加重 平均株式数						
基本的 (千株)	3,494		3,007		2,805	
希薄化後 (千株)	4,358		3,774		2,805	
その他の包括利益	—	—	—	—	—	—
当期包括利益 (損失)	3,481	389,872	4,057	454,384	△1,735	△194,320

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク
連結株主資本等変動計算書

2016年、2015年及び2014年12月期

(単位：千米ドル、株式数を除く(下段は千円))

	転換可能優先株式		普通株式		資本 剰余金	利益剰余金 (累積欠損金)	株主資本 合計
	株式数	金額	株式数	金額			
2013年12月31日現在	9,160,000	5,633	2,712,222	—	45	△2,174	3,504
		(630,896)		(—)	(5,040)	(△243,488)	(392,448)
シリーズB転換可能優先株式 の発行(発行費用\$4控除後)	1,332,500	2,661	—	—	—	—	2,661
		(298,032)		(—)	(—)	(—)	(298,032)
関連当事者約束手形の返済の 代わりとしてシリーズB転換 可能優先株式の発行	250,000	500	—	—	—	—	500
		(56,000)		(—)	(—)	(—)	(56,000)
ストック・オプションの行使 及び早期行使ストック・オプ ションの権利確定	—	—	180,862	—	18	—	18
		(—)		(—)	(2,016)	(—)	(2,016)
株式報酬	—	—	—	—	28	—	28
		(—)		(—)	(3,136)	(—)	(3,136)
当期純損失	—	—	—	—	—	△1,735	△1,735
		(—)		(—)	(—)	(△194,320)	(△194,320)
2014年12月31日現在	10,742,500	8,794	2,893,084	—	91	△3,909	4,976
		(984,928)		(—)	(10,192)	(△437,808)	(557,312)
ストック・オプションの行使 及び早期行使ストック・オプ ションの権利確定	—	—	439,768	—	43	—	43
		(—)		(—)	(4,816)	(—)	(4,816)
株式報酬	—	—	—	—	164	—	164
		(—)		(—)	(18,368)	(—)	(18,368)
当期純利益	—	—	—	—	—	4,057	4,057
		(—)		(—)	(—)	(454,384)	(454,384)
2015年12月31日現在	10,742,500	8,794	3,332,852	—	298	148	9,240
		(984,928)		(—)	(33,376)	(16,576)	(1,034,880)
ストック・オプションの行使 及び早期行使ストック・オプ ションの権利確定	—	—	392,386	—	76	—	76
		(—)		(—)	(8,512)	(—)	(8,512)
株式報酬	—	—	—	—	439	—	439
		(—)		(—)	(49,168)	(—)	(49,168)
当期純利益	—	—	—	—	—	3,481	3,481
		(—)		(—)	(—)	(389,872)	(389,872)
2016年12月31日現在		8,794	—	—	813	3,629	13,236
	10,742,550	(984,928)	3,725,238	(—)	(91,056)	(406,448)	(1,482,432)

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク
連結キャッシュ・フロー計算書
(単位：千米ドル、千円)

	当連結会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)		前連結会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)		前々事業年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
当期純利益(損失)	3,481	389,872	4,057	454,384	Δ1,735	Δ194,320
営業活動によるキャッシュ・フロー への調整:						
減価償却費及び償却費	160	17,920	94	10,528	240	26,880
株式報酬	439	49,168	164	18,368	28	3,136
のれんの減損損失	—	—	—	—	700	78,400
無形資産の減損損失	—	—	—	—	333	37,296
固定資産除却損	7	784	—	—	—	—
繰延税金	Δ193	Δ21,616	Δ829	Δ92,848	—	—
資産及び負債の増減:						
売掛金	Δ77	Δ8,624	Δ2	Δ224	—	—
棚卸資産	Δ1,202	Δ134,624	Δ286	Δ32,032	Δ898	Δ100,576
前払費用及びその他の流動資 産	193	21,616	Δ322	Δ36,064	Δ59	Δ6,608
その他の資産	Δ23	Δ2,576	Δ151	Δ16,912	Δ14	Δ1,568
買掛金	Δ791	Δ88,592	1,134	127,008	266	29,792
未払費用	200	22,400	52	5,824	115	12,880
顧客預り金	Δ614	Δ68,768	1,323	148,176	14	1,568
繰延賃借料	—	—	Δ9	Δ1,008	9	1,008
その他の長期負債	28	3,136	62	6,944	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー(純額)	1,608	180,096	5,287	592,144	Δ1,001	Δ112,112
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有形固定資産の取得	Δ346	Δ38,752	Δ88	Δ9,856	Δ157	Δ17,584
投資活動によるキャッシ ュ・フロー(純額)	Δ346	Δ38,752	Δ88	Δ9,856	Δ157	Δ17,584
財務活動によるキャッシュ・フロー						
シリーズB優先株式の発行(発行費 用控除後)	—	—	—	—	2,661	298,032
ストック・オプションの行使によ る収入	113	12,656	184	20,608	59	6,608
繰延株式発行費用の支払	Δ832	Δ93,184	—	—	—	—
関連当事者約束手形の発行	—	—	—	—	1,500	168,000
関連当事者約束手形の返済	—	—	—	—	Δ1,000	Δ112,000
財務活動によるキャッシ ュ・フロー(純額)	Δ719	Δ80,528	184	20,608	3,220	360,640
現金及び現金同等物の増加	543	60,816	5,383	602,896	2,062	230,944
現金及び現金同等物一期首残高	9,463	1,059,856	4,080	456,960	2,018	226,016
現金及び現金同等物一期末残高	10,006	1,120,672	9,463	1,059,856	4,080	456,960
キャッシュ・フローの補足情報						
利息支払額	—	—	—	—	54	6,048
法人税支払額	1,819	203,728	821	91,952	1	112
非資金投資及び財務活動の補足開示						
未払繰延株式公開費用	161	18,032	53	5,936	—	—
早期行使ストック・オプションの 権利確定	76	8,512	16	1,792	3	336
未払固定資産購入費用	51	5,712	—	—	—	—
シリーズB転換可能優先株式の発行 による関連当事者約束手形の返済	—	—	—	—	500	56,000

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク 連結財務書類に対する注記

注記1. 組織及び重要な会計方針の要約

組織の概要

テックポイント・インク（以下「当社」といいます。）は、2012年4月にカリフォルニアで設立されました。当社は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム市場向け半導体の設計開発、マーケティング、販売を行っているファブレス半導体企業です。当社の本社は、カリフォルニア州サンノゼにあります。

当社は、日本（2015年11月に設立）と中国（2016年4月設立）にそれぞれ子会社1社を有し、韓国と台湾に事務所を有しています。中国の子会社及び台湾事務所は顧客への販売支援及び技術サポートを行っております。日本の子会社と韓国事務所は、それに加えて、製品開発にも関与しています。

連結の基礎

当連結財務書類には、当社及び完全子会社が含まれています。グループ内残高及び取引はすべて消去されています。それぞれの完全子会社の機能通貨は、米ドルであり、為替差損益は、損益計算書のその他の収益項目に純額で示されます。

経営者の見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に準拠した連結財務書類を作成するためには、経営者は、期末日における資産及び負債の報告金額並びに偶発資産・負債の開示並びに報告期間の売上及び費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を行わなければなりません。連結財務書類に含まれる重要な見積りには、棚卸資産の評価、のれん及び無形資産の減損、繰延税金資産の評価性引当金、株式報酬が含まれます。これらの見積りは、当連結会計年度末現在入手可能な情報に基づいています。実際の結果はこれらの見積りと相違する場合があります。

現金及び現金同等物

当社は、取得日における当初の満期日が3ヶ月以内の流動性の高い金融商品をすべて現金同等物とみなしています。現金及び現金同等物は、その公正価値がほぼ原価と近似する銀行預金及びマネー・マーケット・ファンドからなります。

金融商品の公正価値

当社は、特定の金融資産及び負債を入手可能な市場情報及び適切と考えられる評価方法に基づいて公正価値で見積っています。しかし、公正価値の見積りを行うためには市場データを解釈するのに相当な判断が要求されます。異なる市場の仮定や見積り方法の使用により、公正価値の見積りに大きく影響する可能性があります。金融商品の公正価値に関する詳細な検討については「連結財務書類に対する注記注記3. 公正価値の測定」をご参照下さい。

信用リスクの集中

当社が信用リスクの集中にさらされる可能性の高い金融商品は、主に現金及び現金同等物並びに売上債権です。現金及び現金同等物に伴うリスクは、信用力の高い金融機関との銀行取引によって軽減しています。当社は、一般には顧客に前払金を要求しています。通常の事業過程においては、当社は、顧客の信用評価を行い、信用を供与しています。当社では表示期間中に貸倒損失が発生したことはありません。2016年、2015年及び2014年12月期に関して、顧客1社でそれぞれ売上高の85%、82%及び79%を占めています。また、2016年、2015年及び2014年12月期に関して、完成品メーカー1社からの売上がそれぞれ62%、78%及び69%を占めています。2014年12月期に関しては、もう1社で売上高の13%を占めていました。2016年及び2015年12月期の売上高の10%以上を占める顧客は他にはありません。

仕入先リスクの集中

当社は、ファブレス半導体メーカーであり、実質的にすべての製造を2社の委託先に依存しています。いずれかの委託先が当社の生産要件をタイムリーに達成できなければ、今後の業績に不利な影響を与える可能性があります。類似のサービスを提供できる委託先は他にもありますが、いずれかの委託先に予期しない変更があれば当社の生産に遅延を生じ、多大な売上の損失をもたらす可能性があります。

棚卸資産

棚卸資産は、先入先出法による低価法で評価しています。原価は、標準原価を使用して算定されています。これは、先入先出法による実際原価に近似しています。棚卸資産には、特殊性があり、陳腐化が早い仕掛品と製品が含まれます。市場、棚卸資産の水準、技術の陳腐化及び製品のライフサイクルの循環的性質のために、当社では予想される製品需要に基づく正味実現可能価額まで棚卸資産の評価減を行っています。2016年、2015年及び2014年12月期中の評価損の金額は、それぞれ0.8百万米ドル、0.1百万米ドル及び0.3百万米ドルです。過剰在庫及び技術の陳腐化に対する引当金に関連するコストは、損失が発生しているという証拠が明確に示された際に売上原価に計上しています。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額を控除して表示しており、資産の見積り耐用年数にわたって定額法を使用して減価償却しています。コンピューター設備、家具、及びリース物件改良費に係る見積り耐用年数は2年から3年です。

当社は、有形固定資産の回収可能性を会計基準編纂書第360号「有形固定資産の会計」(ASC360)に従って評価しています。当社は、有形固定資産の帳簿価額がその公正価値を超過しているという兆候を示すような事象と状況が存在しているかどうかを決定するために定期的にレビューを行っています。もし事象と状況が有形固定資産の帳簿価額を完全には回収できない兆候を示す場合は、当該資産あるいは資産グループに関連する見積り残存耐用年数にわたる割引前の正味将来キャッシュ・フローをそれぞれの帳簿価額と比較します。割引前将来キャッシュ・フローが資産の帳簿価額を回収するのに十分でない場合は、これらの資産に帰属する割引後将来キャッシュ・フローに基づく見積り公正価値まで減損処理を行います。

無形資産及びのれん

会計基準編纂書第350号、「無形資産－のれん及びその他」（ASC350）に従って無形資産の会計処理をしています。当社は、のれん及び耐用年数を確定できない取得無形資産について毎年減損のレビューを行っており、需要の減退や新技術の導入のような状況の変化によって資産に減損の可能性が生じた場合にはその時点で減損のレビューを行います。

無形資産のレビューは、割引前の将来キャッシュ・フローとの比較に基づいて帳簿価額の回収可能性がないと示すような指標が存在するときに行われます。この比較により減損の兆候があるということが示されれば、通常(i)または(ii)の方法を使って計算した公正価値まで減損損失を計上します。

(i) 市場価格

(ii) 割引率を使用して割引いた予測将来キャッシュ・フロー

減損損失の計上は公正価値に対する帳簿価額の超過額に基づいて行います。2014年度中、当社は、取得した開発技術の評価損に関連して0.3百万米ドルの無形資産の減損損失を計上しました。

のれんは、企業結合における取得対価が、取得された有形・無形の正味資産の公正価値を超過する金額を表しています。会計基準編纂書第350号に従って、毎年あるいは状況の変化によって帳簿価額を回収できない兆候が発生した場合に、報告単位レベルでのれんの減損テストを行います。毎年第4四半期に年次減損分析を行っています。テストの実施には、2段階のプロセスを踏みます。減損テストの最初のステップにおいては、該当する報告単位の公正価値を、のれんを含む帳簿価額総額と比較します。当社では一般に報告単位の公正価値を類似取引比準法を含む市場アプローチとDCF法を含むインカム・アプローチを使って決定しています。報告単位の帳簿価額が報告単位の公正価値を上回る場合、のれんは減損しているとみなされ、減損損失の金額を決定するためにのれんの減損テストの第2ステップを実行します。のれんの減損テストの第2ステップにおいては、減損した報告単位ののれんの推定公正価値をのれんの帳簿価額と比較します。

繰延株式公開費用

繰延株式公開費用は、当社の新規株式公開に直接関連する法務、会計及び申請手数料から構成され、資産計上されます。繰延株式公開費用は、公開完了と同時にIPO収入に対して相殺処理されます。新規株式公開が大幅に延期もしくは中止された場合、繰延株式公開費用は、即時費用処理されます。2016年及び2015年12月31日、当社は繰延株式公開費用をそれぞれ1,000千米ドル、53千米ドル資産計上し、本書記載の連結財務書類では「その他の資産」に含まれています。2014年12月31日現在資産計上されている金額はありません。

製品保証

当社は、製品の欠陥に対し出荷日から通常1年間の製品保証を行っています。当社は、出荷数量、保証プログラムに基づいて返品された製品の数量の過去実績の分析、予想保証請求率及び代替費用に関する経営者の判断に基づいて出荷時に予想保証費用を見越計上しています。

確定拠出年金

当社は、米国内で雇用し、必要基準を満たしている従業員全てを対象に、確定拠出年金制度（401k）を導入しています。希望者は、連邦所得税の課税が繰り延べられる拠出限度額まで、プランに拠出することができます。401kにおいては、雇用者側もプランに任意で拠出をすることができますが、当社では現在の所この拠出は行っておりません。

収益認識

当社の製品の販売による売上は、次の基準がすべて満たされたときに認識されます。(1)取決めについて説得力のある証拠が存在すること、(2)製品が受渡されていること、(3)価格が確定ないし確定しうる状況にあること、(4)回収が合理的に保証されていること。

当社は、製品を主に代理店を通してODM、製造委託業者及びデザインハウスに販売しています。当社は通常、製品を代理店に出荷した時点で売上を認識しています。当社の受渡し条件は主に指定船積港にて引き渡し時点（FOB）であり、当該時点で所有権とリスクのすべてが代理店に移転します。2016年度、2015年度及び2014年度の売上に関しては、ほぼすべての顧客から製品の出荷前に前払いで売上代金を回収しており、ストックローテーション、価格保証あるいは返品の特権を提供していません。

研究開発費

研究開発費は発生時に費用処理されています。研究開発費には主に労務費、福利厚生費及びフォトマスク作成費用が含まれています。

株式報酬

当社は、ストック・オプションを含む株式インセンティブ報奨を対価として受けている従業員のサービスの費用をその報奨の付与日現在の公正価値に基づいて測定しています。公正価値は、株価、将来の株価ボラティリティ、オプションの予想期間、リスクフリーの金利及び配当利回りを含む一定の主要な仮定を見積ることが必要なブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して見積っています。当社は、付与した株式インセンティブ報奨の失効金額の見積りも合わせて行っており、それにより報酬費用を調整しています。見積り失効金額は、実際の失効率あるいは期待失効率が見積りと異なると想定される場合において見積り期間にわたって調整されます。その結果としてのコストは、報奨のため、従業員にとって必要な役務提供期間、通常は権利確定期間、にわたって認識されます。当社は、定額法を使用して権利確定期間にわたって報酬費用を認識し、関連する従業員の所属部門に基づいてこれらの金額を分類しています。当社の株式に基づく従業員報酬制度及び株式に基づく従業員報酬の公正価値を計算するために当社が使用する仮定については、「連結財務書類に対する注記 注記11. 株式報酬」をご参照下さい。

従業員以外の者に発行した株式に基づく報奨は、現在の公正価値で必要な勤務期間にわたって費用として認識されます。当社は、従業員以外の者に付与されたストック・オプションの公正価値を、ブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使って算定しています。従業員以外の者に発行されたストック・オプションに係る株式報酬費用は、必要な勤務期間にわたって、あるいは業績条件が満たされる蓋然性が高くなった時点で認識されます。権利確定期間のあるオプションは、権利確定期間にわたって現在の公正価値に定期的に再測定されます。

法人税

当社は、法人税を会計基準編纂書第740-10号、「法人所得税」(ASC740-10)に規定された資産・負債アプローチを使用して会計処理しています。当社は、当年度及び過年度の未払税金あるいは還付税金、当社の財務書類ないし税務申告書に認識されている将来の税務上の帰結について繰延税金資産及び負債の金額を計上しています。評価性引当金は、税務上のベネフィットが実現されない可能性が実現される可能性よりも高いと考えられる場合、繰延税金資産を減額するために計上されます。

会計基準編纂書第740-10号は、税務申告において採用した、もしくは採用すると予想される税務上のポジションの財務書類上の認識の閾値及び測定フレームワーク並びに開示について規定しています。会計基準編纂書第740-10号における税務上の技術的な解釈に基づき、関連する申し立てや訴訟手続による解決を含む税務調査において、認められない可能性よりも認められる可能性が高いと考えられる場合、税務上のポジションを認識します。認識の閾値を満たす税務上のポジションは、税務当局との解決において実現する可能性が50%を超える税務上のベネフィットの最大値で測定されます。当社は、未認識の税務上のベネフィットに関連する利子とペナルティを連結損益計算書に法人税の要素として計上しています。

税金負債の計算には、複数の課税管轄区域にわたる複雑な税法の適用上、不確実性の影響を見積る際に重要な判断を要します。会計基準編纂書第740-10号は、財務書類で認識された法人税の不確実性の会計処理について明確にしていますが、認識の閾値及び測定フレームワークは、引き続き経営者による重要な判断を求めています。当社の予想と相反する方法でこれらの不確実性が解決される場合、当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

普通株式1株当たり当期純利益(損失)

基本的1株当たり当期純利益(損失)及び希薄化後1株当たり当期純利益(損失)は、参加型証券に要求される2クラス法に従って表示されています。株主が保有する普通株式の株式数に応じ、普通株式及び優先株式を同等として同率で配当します。

2クラス法に基づいて、普通株主に帰属する当期純利益(損失)は、普通株式とシリーズシード、シリーズA及びシリーズBの転換可能優先株式との間で未分配利益を配分して算定されます。普通株主に帰属する希薄化後当期純利益を計算するにあたり、未分配利益は希薄化効果のある有価証券の潜在的影響を反映するために再配分されます。基本的1株当たり当期純利益(損失)は、普通株主に帰属する当期純利益(損失)を当該会計期間の加重平均発行済普通株式数で除して計算します。この計算では、希薄化効果のある権利未確定の早期行使ストック・オプションを除いています。

普通株主に帰属する希薄化後1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属する当期純利益を発行済ストック・オプションの希薄化効果及び自己株式法を使用して権利未確定の早期行使ストック・オプションの行使を仮定した潜在的希薄化効果のある普通株式を含む、加重平均発行済普通株式数で除して計算しています。

下記の表は、基本的1株当たり当期純利益（損失）及び希薄化後1株当たり当期純利益（損失）の計算を表しています（株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル単位）：

	当連結会計年度 (2016年12月31日)	前連結会計年度 (2015年12月31日)	前々事業年度 (2014年12月31日)
普通株主に帰属する当期純利益（損失）：			
分子：			
基本的：			
当期純利益（損失）	\$ 3,481	\$ 4,057	\$ Δ1,735
優先株主に配分される当期純利益	2,627	3,170	—
普通株主に配分される当期純利益（損失）			
—基本的	854	887	Δ1,735
希薄化後：			
当期純利益（損失）	3,481	4,057	Δ1,735
優先株主に配分される当期純利益	2,477	3,002	—
普通株主に配分される当期純利益（損失）			
—希薄化後	1,004	1,055	Δ1,735
分母：			
基本的株式：			
基本的1株当たり当期純利益を計算する際に使用した加重平均株式数	3,494	3,007	2,805
希薄化後株式：			
潜在的に希薄化効果のある有価証券の影響：			
ストック・オプション（1）	864	767	—
希薄化後1株当たり当期純利益を計算する際に使用した加重平均株式数	4,358	3,774	2,805
1株当たり当期純利益			
基本的	\$ 0.24	\$ 0.30	\$ Δ0.62
希薄化後	\$ 0.23	\$ 0.28	\$ Δ0.62

(1) 早期に行使されたオプションを含む。

逆希薄化効果のため、希薄化後1株当たり当期純利益の計算から除外された、潜在的に希薄化効果のある有価証券残高は、ストック・オプション関連の56,000株（2016年12月31日現在）及び39,000株（2015年12月31日現在）です。前々事業年度についても、ストック・オプション、権利未確定の早期行使のストック・オプション及び転換可能優先株式は逆希薄化効果のため、計算から除外しています。

最近公表された会計基準

キャッシュ・フローに関する指針 2016年8月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2016-15号「特定の現金収入及び現金支出の分類 (Topic230)」を公表しました。この新基準はキャッシュ・フロー計算書における特定の現金収入及び現金支出の分類を明らかにしています。特定の現金収入及び現金支出には、負債事前償還又は負債消滅コスト、企業結合後に行われた偶発対価の支払い、保険金請求の決済からの収入、及び持分法適用会社から受領する配当を含みます。この新基準は2017年12月16日以降開始する事業年度及び当該年度の期中報告期間から適用され、早期適用が認められています。当社は、この会計基準更新書が連結財務書類に与える影響を現在評価中ですが、重要性のある影響はないと判断しています。

株式報酬 2016年3月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2016-09号「株式報酬 (Topic718) —従業員への株式に基づく報酬の会計処理の改善」を公表しました。この会計基準更新書による改正は、法人所得税、失効、及び法定税務留保規定に関する会計処理、並びに連結キャッシュ・フロー計算書上の分類に関する取扱いを含む、株式報酬の取決めに關するいくつかの会計処理の簡素化を意図しています。当社は、この新基準を2017年第1四半期から適用しており、この適用が財政状態、業績、もしくはキャッシュ・フローにおいて、重要性のある影響はないと判断しています。また、主要な影響として、株式報酬が権利確定又は決済した際に損益計算書で認識される法人所得税への影響があると判断しています。潜在的な税務上の影響は株式報酬の権利確定日もしくは決済日まで不明です。

リースに関する指針 2016年2月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2016-02号、「リース (Topic 842)」を公表しました。会計基準更新書第2016-02号は、借手に対しリース期間が1年を超えるすべてのリースを貸借対照表に使用権資産及びリース負債としてリース開始日に認識することを要求しています。この新基準は、またセール・アンド・リースバック取引の会計処理も簡素化しています。この会計基準更新書の改正点は、2018年12月16日以降開始する事業年度及び当該年度の期中報告期間から適用され、財務書類に表示される最も早い比較対象期間の開始日時点で存在、またはそれ以降締結されたリースについて修正遡及法を適用する必要があり、早期適用が認められています。当社は、この会計基準更新書が連結財務書類に重要性のある影響を与えないと判断しています。

繰延税金の分類に関する指針 2015年11月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2015-17号「法人所得税 (Topic740) —貸借対照表における繰延税金の分類」を公表しました。貸借対照表において繰延税金負債及び資産を流動と非流動に区分表示する現在の規定を撤廃し、繰延税金の表示を簡素化しています。会計基準更新書第2015-17号は、2016年12月16日以降開始する事業年度及び当該年度の期中報告期間から適用され、早期適用が認められています。当社は、この新基準を2015年12月31日に終了する当連結会計年度から将来に向かって適用しており、連結財務書類において流動資産の繰延税金資産を非流動に組み替えています。

棚卸資産の測定に関する指針 2015年7月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2015-11号「棚卸資産 (Topic330) — 棚卸資産の測定の簡素化」を公表し、会計基準編纂書330号を修正しました。この規定の適用により、会計基準編纂書330号の既存の測定に関する規定は廃止され、棚卸資産の事後測定の簡素化を目指しています。現在、棚卸資産は、原価と市場価額の低い方で測定されますが、市場価額を再調達原価、正味実現可能価額あるいは正味実現可能価額から通常のマージンを控除した金額とするかにより、複数の結果が生じる可能性があります。主要な改正点は、次のとおりです。1. 棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定。2. 正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積り販売価格から完成、処分及び運送の合理的に予想可能な費用を控除した金額。3. この修正規定は、後入先出法 (LIFO) あるいは売価還元法によって測定される棚卸資産には適用しない。4. この修正は、先入先出法 (FIFO) あるいは平均原価で測定されている、その他の棚卸資産すべてに適用される。会計基準更新書第2015-11号は、2016年12月16日以降開始する事業年度 (当該事業年度の期中報告期間を含む)、2017年第1四半期から適用しております。当社は、現在連結財務書類に与える影響を評価中ですが、重要性のある影響はないと判断しています。

収益認識に関する指針 2014年5月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2014-09号、「顧客との契約から生じる収益 (Topic606)」を公表しました。この規定の適用により、会計基準編纂書605号の既存の規定は廃止され、収益認識の準拠に必要な項目を簡素化し、収益認識に関する企業、業界、法域及び資本市場間の比較可能性をより高めることを目指しています。この規定には、次の5つのコア原則があります。1. 顧客との契約を識別する 2. 契約における履行義務を識別する 3. 取引価格を算定する 4. 取引価格を契約における履行義務に配分する 5. 企業が履行義務の充足時に (または充足するにつれて) 収益を認識する。このアップデートに基づく追加の検討事項には、顧客との契約の獲得または履行のためのコストに関する会計処理及び追加の定量的・定性的開示が含まれます。会計基準更新書第2014-09号は、2017年12月16日以降開始する事業年度 (期中報告期間を含む)、2018年第2四半期から適用され、遡及適用もしくは限定的な遡及適用が認められています。当社は現在、この会計基準更新書が連結財務書類に与える影響を評価する初期段階にあり、適用可能な移行方法については引き続き検討しています。

注記2. 貸借対照表の内訳

棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりです (単位: 千米ドル)。

	12月31日		
	2016年	2015年	2014年
製品	\$ 1,741	\$ 1,216	\$ 678
仕掛品	842	165	417
棚卸資産合計	\$ 2,583	\$ 1,381	\$ 1,095

有形固定資産（純額）

有形固定資産（純額）の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月31日		
	2016年	2015年	2014年
コンピューター設備	\$ 605	\$ 290	\$ 203
家具	37	37	37
リース物件改良費	22	—	—
	664	327	240
控除：減価償却累計額	△263	△157	△64
有形固定資産（純額）	\$ 401	\$ 170	\$ 176

当社の2016年、2015年及び2014年12月期の減価償却費は、それぞれ160千米ドル、94千米ドル、及び50千米ドルです。

未払費用

未払費用の内訳（単位：千米ドル）の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月31日		
	2016年	2015年	2014年
給与関係費用	\$ 144	\$ 75	\$ 49
エンジニアリング関連費用	110	30	—
専門家報酬	95	50	30
製品保証	83	28	15
未払法人税	27	1	—
その他	22	8	46
未払費用合計	\$ 481	\$ 192	\$ 140

顧客預り金

2016年、2015年及び2014年12月31日現在の出荷前に受取った顧客預り金は、それぞれ745千米ドル、1,359千米ドル及び36千米ドルです。

注記3. 公正価値の測定

公正価値とは、測定日に市場参加者の中で秩序ある取引において、資産あるいは負債に関する主要な市場または最も有利な市場で資産を売却することにより受け取る、あるいは負債を譲渡することに対して支払われるであろう交換価格と定義されています。当社は、金融資産及び負債を観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察不能なインプットの使用を最小限にすることを要求する公正価値ヒエラルキーを使用して各報告期間における公正価値で測定しています。公正価値ヒエラルキーによる金融商品の区分は、公正価値の測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいています。公正価値の測定のため、3つのレベルのインプットを使用します。

レベル1. 同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格。

レベル2. 直接的あるいは間接的に観察可能なレベル1以外のインプット。例えば、類似の資産または負債に関する相場価格、活発ではない市場における相場価格、観察可能あるいは観察可能な市場データの裏付けがある、その他のインプット。

レベル3. 価格モデル、割引キャッシュ・フロー法及び類似の手法を含む、裏付けとなる市場の活動がほとんど、または全くなく、資産または負債の公正価値に影響の大きい観察不能なインプット。

継続的に公正価値測定された金融資産は、以下のとおりです。

	報告日における公正価値測定に使用			合計
	同一の資産について活発な市場における相場価格 (レベル1)	重要な他の観察可能インプット (レベル2)	重要な観察不能インプット (レベル3)	
				(単位：千米ドル)
2016年12月31日現在				
資産：				
マナー・マーケット・ファンド	\$ 4,932	\$ —	\$ —	\$ 4,932
2015年12月31日現在				
資産：				
マナー・マーケット・ファンド	\$ 2,919	\$ —	\$ —	\$ 2,919
2014年12月31日現在				
資産：				
マナー・マーケット・ファンド	\$ 1,910	\$ —	\$ —	\$ 1,910

2016年、2015年及び2014年12月31日現在、マナー・マーケット・ファンドは、市場価格により評価されるため、レベル1に分類され、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に計上されています。

注記4. のれん及び無形資産

2013年9月、Conexant Systems, Inc.から特定の資産及び無形資産を取得した関係で、当社は570千米ドルの開発技術と700千米ドルののれんを計上しました。

のれん

当社は、買収に伴って計上したのれんの回収可能性を、報告単位毎に、毎年あるいは帳簿価額が回収できない兆候を示す事象あるいは状況の変化が発生した場合に減損テストを行います。

2013年12月31日現在、のれんの残高は、700千米ドルでした。2014年12月31日現在、のれんは全額減損処理され、2016年及び2015年12月31日現在ののれんを生じるような追加の買収はありません。

2014年度の第4四半期における当社の年次減損テストにおいて、当社は、のれんを全額減損処理することを決定し、その結果700千米ドルの損失が生じました。報告単位は、買収したSDI技術のみで構成されています。減損損失の発生は、HD-TVI技術の導入の結果、買収したHD-SDI技術関連の事業に競争力がなくなったことに由来します。報告単位の帳簿価額が、その見積り公正価値を上回ったため、のれんの減損テストの第2段階（ステップ2）を実施しました。ステップ2においては、のれんの推定公正価値の見積りを得るために有形・無形資産（買収した開発技術を含む）を含め、すべての報告単位の資産及び負債の公正価値の見積りを行いました。のれんの推定公正価値は、その後減損損失の金額を決定するためにのれんの帳簿価額と比較しました。

当社は、インカム・アプローチを使って報告単位の公正価値を見積りました。インカム・アプローチでは、当社は将来の見積りキャッシュ・フローの現在価値に基づいて報告単位の公正価値を計算しています。キャッシュ・フローの予想は、業界と市場環境を考慮に入れて売上の成長率と営業利益に関する経営者の見積りに基づいています。実施したキャッシュ・フローのテストの結果に基づいて、のれんを全額減損処理すべきという結論に達しました。

無形資産

2013年12月31日現在、開発技術の当初原価は、570千米ドルで、償却累計額の47千米ドルを控除した正味無形資産は、523千米ドルでした。当社は、当初の見積り耐用年数3年に基づいて、2014年度の償却費190千米ドルを計上しました。2014年第4四半期に、当社は、現在の開発技術の全額を減損処理する結論に至り、333千米ドルの損失を計上しました。2014年12月31日現在、無形資産の残高はありません。2016年及び2015年12月31日現在、無形資産の追加取得はありません。

注記5. セグメント情報

事業セグメントとは、経営資源の配分を決定し業績を評価するために、経営上の最高意思決定者または部門によって定期的に評価される個別の財務情報が入手可能であるような企業の構成要素と定義されます。

当社の経営上の最高意思決定者である最高経営責任者は、定期的に事業の意思決定を行い、財務業績の評価をする目的で、連結ベースで表示された財務情報をレビューしています。従って当社は、監視カメラ及び車載カメラシステム市場向けの混合信号集積回路の設計、マーケティング及び販売を行う一つの事業セグメントから構成される単一の報告セグメントとみなしています。

製品売上高は、製品が納品される地域に基づいて集計しています。地域別売上高は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月期		
	2016年	2015年	2014年
中国	\$ 23,815	\$ 17,637	\$ 6,752
韓国	1,600	1,470	1,059
台湾	1,214	1,128	561
その他	527	10	0
売上高合計	<u>\$ 27,156</u>	<u>\$ 20,245</u>	<u>\$ 8,372</u>

2016年、2015年及び2014年12月期の製品ライン別売上高は以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月期		
	2016年	2015年	2014年
監視カメラシステム	\$ 26,531	\$ 20,237	\$ 8,372
車載カメラシステム	625	8	0
売上高合計	<u>\$ 27,156</u>	<u>\$ 20,245</u>	<u>\$ 8,372</u>

長期性資産は、資産が所在する地域に基づいて集計しています。地域別正味長期性資産は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月31日現在		
	2016年	2015年	2014年
台湾	\$ 255	\$ 38	\$ —
米国	83	87	91
日本	39	5	6
中国	19	32	73
韓国	5	8	6
有形固定資産合計（純額）	<u>\$ 401</u>	<u>\$ 170</u>	<u>\$ 176</u>

注記6．関連当事者による手形

2014年1月20日付けの手形発行契約に従って役員2名及び取締役1名より、元本金額各500千米ドル、総額1,500千米ドルのブリッジ・ローンが当社に供与されました。これらのローンを表象する手形の金利は、年6%です。2014年10月にシリーズB優先株式の発行に関連して、取締役1名からのローンの元本金額500千米ドルを当社のシリーズB優先株式250,000株と1株当たり2.00米ドルの公正価値で交換するとともに、経過利息を支払いました。2014年9月に役員2名からのローンの元本及び利息の総額1,036千米ドルを返済しました。

注記7．コミットメント及び偶発債務

オペレーティング・リース

当社は、2016年5月から2020年12月の間に満了する解約不能リース契約に基づいて設備をリースしています。

2017年、2018年、2019年及び2020年12月期のオペレーティング・リースに基づく将来の最低リース料支払額は、それぞれ416千米ドル、338千米ドル、345千米ドル、及び59千米ドルです。

2016年、2015年及び2014年12月期のオペレーティング・リースに基づく賃借料は、それぞれ387千米ドル、278千米ドル及び153千米ドルです。

購入契約

2016年12月31日現在、当社は2018年まで第三者の仕入先との間で購入契約を有しています。購入契約に基づく将来の最低支払金額は、2017年12月期及び2018年12月期について、それぞれ100千米ドル及び50千米ドルです。

訴訟

当社は、現在訴訟を受けておらず、現在そのおそれもありますが、当社は、通常の事業活動において生じる知的財産に関する訴訟を含め、訴訟手続、賠償請求及び訴訟を受ける可能性があります。そのような事項は、多くの不確実性にさらされており、確証をもって予測することはできません。当社は、損失金額を合理的に見積もることができる訴訟手続に関連する債務及びその他の偶発損失に対応するのに十分であると判断した金額を見越計上します。

損害賠償

通常の事業活動において、当社は、当社の製品の販売に関連した特定の顧客に対する知的財産に関する賠償や当社の製品に基づく相手方の技術の侵害に伴う損害賠償を含む、損害賠償、コミットメント及び保証を行うことがあります。これらの損害賠償等の条項に基づく当社のリスクは、一般的には契約に基づいて顧客により支払われる合計金額に限られます。しかし、一部の契約には、契約に基づいて受け取る金額を超える損失が当社に潜在的に生じる可能性があるような賠償規定を含んでいるものがあります。さらに当社は、役員、取締役及び一定の幹部社員がその任務を果たす中で忠実義務を尽くしている限りにおいて、彼らに代わり損害賠償を行います。

当社は、添付の連結貸借対照表にはこのような損害賠償、コミットメント及び保証に係る負債を計上していません。将来的に支払の蓋然性が高まった場合、損害賠償の規定により生じるものを含めて、把握できた偶発債務に対する損失を見越計上します。

注記8. 転換可能優先株式

当社は、シリーズシード優先株式（以下「シリーズシード」といいます。）、「シリーズA」優先株式（以下「シリーズA」といいます。）及びシリーズB優先株式（以下「シリーズB」といいます。）を承認し、発行しました。2016年、2015年及び2014年12月31日現在の優先株式発行残高の内訳は、以下のとおりです。

シリーズ	発行期間	2016年、2015年、及び2014年12月31日				
		1株当たり 株価	授権 株式数	発行済 株式数	清算価値総額	帳簿価額
		(単位：株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル)				
シード	2012年7月	\$ 0.25	4,660,000	4,660,000	\$ 1,165	\$ 1,156
A	2012年11月から 2013年6月	\$ 1.00	4,500,000	4,500,000	4,500	4,477
B	2014年6月から 2014年10月	\$ 2.00	2,500,000	1,582,500	3,165	3,161
合計			11,660,000	10,742,500	\$ 8,830	\$ 8,794

転換可能優先株式の保有者は、新規株式公開の完了時に優先株式が普通株式に転換されるまで以下のような多様な権利と優先権を有しています。

転換

優先株式の各株式は、いつでも保有者の選択で追加的対価の支払なしに、保有するシリーズの優先株式の当初の発行価格を転換時に有効な転換価格で除して決定される全額払込済で追加払込義務のない普通株式の数に転換可能です。各シリーズの優先株式の転換価格は、発行当初の段階ではそのシリーズの優先株式の当初の発行価格を意味します。

当社の清算、解散あるいは整理の場合、あるいはみなし清算の場合には、転換権は、優先株式の保有者に対しそのような事象に関して分配されるファンド及び資産の第1回目の分配の確定日の前日における営業終了時に消滅します。

(a) 1933年証券法（その後の改正を含む）の下、有効な登録申請書に基づく、少なくとも総額で25,000千ドルを超える払込総額の引受公募の確定契約に従った、普通株式の売出し完了、あるいは(b)転換済みベースで単一種類として議決権行使する優先株式の発行残高の少なくとも過半数の保有者による投票あるいは書面による同意により特定された日時あるいは事象の発生と同時に、(i)すべての発行済優先株式は、自動的に普通株式に転換され、(ii)当社は優先株式の再発行は行いません。

配当金

株主が保有する普通株式の株式数に応じ、普通株式及び優先株式を同等として同率で配当します。このために、優先株式の各保有者は、優先株式のすべての株式の転換時点で発行可能な普通株式の最大数を保有するものとして扱われます。

配当は、現在まで実施されていません。

清算

当社の自発的・非自発的清算、解散または整理あるいはみなし清算事象があった場合、その所有権を理由として普通株式の保有者に分配がなされる前に、発行済優先株式の保有者は、株主への分配に使用可能な資金及び資産から分配を受ける権利を有します。(a) シリーズシードの優先株式に対しては、次の金額のいずれか大きい金額に等しい1株当たり金額：(i)シリーズシードの最初の発行価格に、実施されたがその時点では未払いの配当金を加えた金額、あるいは(ii)シリーズシードの優先株式の全株式が清算、解散または整理、あるいはみなし清算事象の直前に普通株式に転換されていれば支払われたであろう1株当たり金額、(b)シリーズAの優先株式に対しては、次の金額のいずれか大きい金額に等しい1株当たり金額：(i)シリーズAの最初の発行価格に、実施されたがその時点では未払いの配当金を加えた金額、あるいは(ii)シリーズAの優先株式の全株式が清算、解散または整理、あるいはみなし清算事象の直前に普通株式に転換されていれば支払われたであろう1株当たり金額、(c)シリーズBの優先株式に対しては、次の金額のいずれか大きい金額に等しい1株当たり金額：(i)シリーズBの最初の発行価格に、実施されたがその時点では未払いの配当金を加えた金額、あるいは(ii)シリーズBの優先株式の全株式が清算、解散または整理、あるいはみなし清算事象の直前に普通株式に転換されていれば支払われたであろう1株当たり金額。当社に清算、解散または整理、あるいはみなし清算事象が生じた場合で、当社の株主に分配可能な資金及び資産が、支払を受ける権利を有するすべての優先株式の保有者に全額を支払うには十分ではない場合、優先株式の保有者は、もし全額支払われるならば、分配時に彼らが保有する優先株式に関して支払われるであろう各金額に比例して、分配可能な資金及び資産の分配を受けます。シリーズシ

ードの最初の発行価格とは、1株当たり0.25米ドルです。シリーズAの最初の発行価格とは、1株当たり1.00米ドルです。シリーズBの最初の発行価格とは、1株当たり2.00米ドルです。

上記の分配完了時点で、株主への分配可能な当社のすべての残余資産は、それぞれが保有する普通株式数に基づいて（すべての優先株式の全額転換を仮定して）比例案分して優先株式と普通株式の保有者の間で分配されます。ただし、(i)シリーズシードの優先株式の保有者は、シリーズシードの優先株式の1株当たり0.50米ドル（株式分割、株式配当、株式統合、資本再構成等について調整後）の分配累積額の受領後、当社の残余資産の更なる分配を受ける権利を有しません。(ii) シリーズAの優先株式の保有者は、シリーズAの優先株式の1株当たり2.00米ドル（資本再構成について調整後）の分配累積額の受領後、当社の残余資産の更なる分配を受ける権利を有しません。(iii) シリーズBの優先株式の保有者は、シリーズBの優先株式の1株当たり4.00米ドル（資本再構成について調整後）の分配累積額の受領後、当社の残余資産の更なる分配を受ける権利を有しません。

投票

当社の株主総会において（あるいは会議に代わって株主の書面による同意によって）株主決議事項あるいは検討事項として提示された事案に対して、議決権のある株主を決定する基準日において、優先株式の各保有者は、保有する優先株式をその時点で普通株式に転換可能な株式数と等しい議決権を有しています。単位未満の投票は認められず、転換済みのベースでの単位未満の投票権（各保有者が保有する優先株式が転換されるすべての株式を集計後）は、四捨五入されます。法律、三訂版の規定類あるいは変更された定款において規定されている場合を除き、優先株式の保有者は、転換済みベースで単一種類として普通株式の保有者とともに投票し、普通株式保有者の議決権及び権限と同等の議決権及び権限を有し、いずれの規定にかかわらず、当社の規程に従って株主総会の通知受領権を有します。

注記9. 普通株式

当社は、2016年、2015年及び2014年12月31日現在、無額面普通株式20,500,000株を発行することが承認されています。2016年、2015年及び2014年12月31日現在、発行済普通株式は、それぞれ3,725,238株、3,332,852株及び2,893,084株です。（普通株式を取得するオプションの早期行使に関連する買戻し可能となっている法的に発行済の株式、それぞれ606,833株、640,386株及び285,688株を除きます）

当社は、今後の発行のために以下の普通株式数を留保しています。

<u>2016年12月31日</u>	
シリーズシード優先株式	4,660,000
シリーズ A 優先式	4,500,000
シリーズ B 優先株式	1,582,500
2012年ストックインセンティブプラン:	
ストック・アワード残高	1,575,667
発行可能なストック・アワード	1,987,983
今後の発行のために留保された普通株式合計	<u>14,306,150</u>

注記10. ストック・オプションプラン

2012年に、当社は、従業員に追加のインセンティブを提供し、当社及び株主の最善の利益を促進するためにストックインセンティブプラン（以下「2012年プラン」といいます。）を取締役会で承認しました。このプランに基づいて、取締役会は、インセンティブとしてのストック・オプションを従業員と取締役に付与し、非適格ストック・オプションあるいはリストラクテッド・ストックを従業員、取締役及びコンサルタントに付与することができます。当社は、2012年プランに基づく株式発行に備えるために普通株式5,400,000株を留保しました。各オプションの行使価格は、取締役会で決定されたとおり、付与日における当社の株式の公正価値です。

当社は、複数形態の権利確定契約を従業員と締結しています。従業員に付与したオプションは、通常5年間にわたって権利が確定し、1年後には20%が、残りについてはその後毎月権利が確定します。付与されたオプションは、一般に10年まで行使可能です。

ストック・オプションの早期行使

一部の従業員及び取締役は、2012年プランに基づいて付与されたオプションを権利確定前に行使しました。権利未確定の株式は、当社が当初の取得価格で買戻す権利を有します。収入金額は、早期行使ストック・オプション関連債務として計上され、買戻し権が消滅した場合、資本剰余金に組み替えられません。当社は、2016年、2015年及び2014年12月期に早期行使時に権利未確定の普通株式をそれぞれ113千米ドル、163千米ドル及び57千米ドルの行使金額合計で、それぞれ302,083株、459,425株及び394,616株発行しました。2016年及び2014年12月期については、当社は、従業員の退職により当初の取得価格で早期行使したストック・オプションに関連する権利未確定の普通株式37,167株及び20,000株を買戻しました。2015年12月期は権利未確定の普通株式の買戻しはありません。

2016年、2015年及び2014年12月31日現在、従業員及び従業員以外の者が保有するそれぞれ606,833株、640,386株及び285,688株が、それぞれ総額223千米ドル、186千米ドル及び45千米ドルで買戻しの対象です。

	付与可能 オプション	発行済 オプション	加重平均 行使価格	加重平均 残存契約 期間 (年数)	本源的価値 総額 (単位：千米 ドル)
2013年12月31日現在	3,680,000	896,666	\$ 0.05		
付与	△656,550	656,550	0.22		
行使 (1)		△180,862	0.12		
消却	20,000	△20,000	0.16		
2014年12月31日現在	3,043,450	1,352,354	0.12	8.6	327
付与	△561,800	561,800	0.42		
行使 (1)		△439,768	0.09		
消却	35,000	△35,000	0.14		
2015年12月31日現在	2,516,650	1,439,386	\$ 0.25	8.4	1,035
付与	△560,834	560,834	1.75		
行使 (1)		△392,386	0.19		
消却	62,167	△62,167	0.23		
2016年12月31日現在	2,017,983	1,545,667	\$ 0.81	8.2	3,216
2016年12月31日現在 権利確定及び確定予定のオ プション		1,448,214	\$ 0.79	8.2	3,044
2016年12月31日現在 権利確定及び行使可能オプ ション		301,137	\$ 0.52	7.4	715

(1) 早期行使オプションの権利確定を含む。

2016年12月31日現在行使価格別ストック・オプション残高及び行使可能数は、以下のとおりです。

オプション残高			権利確定行使可能 オプション		
行使価格	残高数	加重平均残存 契約期間 (年数)	加重平均 行使価格	行使可能数	加重平均 行使価格
\$ 0.03	157,500	5.8	\$ 0.03	50,000	\$ 0.03
\$ 0.10	108,333	6.4	\$ 0.10	64,167	\$ 0.10
\$ 0.16	185,750	7.1	\$ 0.16	59,333	\$ 0.16
\$ 0.37	487,583	8.3	\$ 0.37	69,333	\$ 0.37
\$ 0.97	322,667	9.2	\$ 0.97	21,845	\$ 0.97
\$ 2.51	283,834	9.7	\$ 2.51	36,459	\$ 2.51
	1,545,667	8.2	\$ 0.81	301,137	\$ 0.52

2016年及び2015年12月期に行使されたオプションの本源的価値総額はそれぞれ752千米ドル及び564千米ドルでした。

リストラクテッド・ストック・ユニット・アワード

当社は2016年12月期に普通株式30,000株をリストラクテッド・ストック・ユニットとして付与しました。これに関連する株式報酬費用の重要性はありません。2016年12月31日現在、全てのリストラクテッド・ストック・ユニットは当社が買戻す権利を有します。

注記11. 株式報酬

当社は、ブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して付与日現在の公正価値に基づいて株式報酬を計上しています。当社は、報酬費用等のコストを従業員の必要な勤務期間（通常5年間）にわたって定額法で認識しています。当社の評価の仮定は、以下のとおりです。

普通株式の公正価値—公的な取引市場がないため、当社の取締役会は当社の普通株式の公正価値を決定するために、以下の項目を含むがそれに限定されない多くの客観的、主観的要素を考慮しています。(i)同時期の独立した第三者による当社の普通株式の評価(ii)普通株式と比較した当社の優先株式の権利と優先度合(iii)普通株式の市場性の不足(iv)事業の発展及び(v)現状の市場環境を前提として、新規株式公開あるいは会社の売却のような流動性事象を達成する見込み

リスクフリーの金利—当社がブラック・ショールズ・オプション価格モデルに使用するリスクフリーの金利は、各オプション・グループと同等の期間について発行された米国財務省ゼロ・クーポン債のインプライド・イールドに基づいています。

予想期間—予想期間は、当社の株式に基づく報奨が未払いとなることが想定される期間を表しています。当社は、予想期間を仮定するために必要なオプション行使の歴史的データを十分に有していないため、予想期間が権利確定日と有効期限の中間点となるように仮定する簡略化アプローチを適用しています。

ボラティリティ—当社は普通株式のボラティリティを決定するための取引履歴を有していないため、複数の公開会社群のオプションの予想期間と等しい期間にわたる過去の株式ボラティリティに基づいてボラティリティを決定しています。

配当利回り—当社は現金配当を発表したことや支払ったことはなく、現在予見できる将来に現金配当を支払う計画もありません。従って、当社は、予想配当利回りをゼロとしています。

権利確定の見積りを考慮に入れていますが、見積り失効数を差し引き、権利未確定のオプションに関連する残りの未認識株式報酬費用は、2016年12月31日現在822千米ドルであり、約3.7年間の加重平均残存期間にわたって認識されます。未認識株式報酬費用合計は、見積り失効数の今後の増減によって調整されます。

下記の表は、ストック・オプションの公正価値を決定するためにブラック・ショールズ・オプション価格モデルに使用される加重平均の仮定を要約したものです。

	12月期		
	2016年	2015年	2014年
予想期間（年数）	6.19	6.30	6.32
リスクフリーの金利	1.38%	1.67%	1.96%
予想ボラティリティ	51%	46%	62%
配当利回り	0%	0%	0%
普通株式の公正価値	\$ 2.35	\$ 0.86	\$ 0.23

2016年、2015年及び2014年12月期において、従業員に付与したストック・アワードの付与日現在の加重平均公正価値は、それぞれ1.36米ドル、0.53米ドル及び0.13米ドルです。

株式報酬費用—下記の表は、株式報酬費用の分布を要約しています（単位：千米ドル）

	12月期		
	2016年	2015年	2014年
売上原価	\$ 15	\$ 7	\$ 1
研究開発費	102	73	13
販売費及び一般管理費	322	84	14
合計	\$ 439	\$ 164	\$ 28

2016年、2015年及び2014年12月期に関して当社は、ストック・オプションの行使による法人税ベネフィットを実現していません。

従業員以外の株式報酬

当社は、以下の加重平均仮定とブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して従業員以外のストック・オプションの公正価値を見積っています。

	12月期		
	2016年	2015年	2014年
予想期間 (年数)	10.0	10.0	10.0
リスクフリーの金利	2.02%	2.09%	2.20%
予想ボラティリティ	53%	50%	60%
配当利回り	0%	0%	0%
普通株式の公正価値	\$ 2.68	\$ 0.84	\$ 0.21

2016年、2015年及び2014年12月期に、当社はそれぞれ157,834株、131,800株及び156,550株の普通株式を取得するストック・オプションを従業員以外に付与しました。当社は、2016年、2015年及び2014年12月期に、それぞれ200千米ドル、124千米ドル及び19千米ドルの従業員以外のストック・オプションに関連する株式報酬を認識しました。2016年、2015年及び2014年12月期において、従業員以外に付与したストック・アワードの付与日現在の加重平均公正価値は、それぞれ2.16米ドル、0.53米ドル及び0.14米ドルです。

見積り失効数を差し引き、権利未確定のオプションに関連する残りの未認識株式報酬費用は、2016年12月31日現在181千米ドルであり、約4年間の平均残存期間にわたって認識されます。未認識株式報酬費用合計は、見積り失効数の今後の増減によって調整されます。

注記12. 法人税

税引前当期純利益（損失）の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月期		
	2016年	2015年	2014年
米国	\$ 5,311	\$ 3,888	\$ Δ1,734
米国以外	52	1	—
税引前当期純利益（損失）	\$ 5,363	\$ 3,889	\$ Δ1,734

法人税の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月31日		
	2016年	2015年	2014年
当期：			
連邦税	\$ 2,034	\$ 659	\$ —
外国税	40	1	—
州税	1	1	1
合計	2,075	661	1
繰延—純額	Δ193	Δ829	—
法人税	\$ 1,882	\$ Δ168	\$ 1

当社の実効税率は、米国連邦法人税法法定税率と以下のとおり異なります。

	12月期		
	2016年	2015年	2014年
米国連邦法人税法法定税率	34.00%	34.00%	34.00%
州税—連邦ベネフィット控除後	0.01	0.01	△0.03
研究開発費控除	△2.59	△4.08	5.82
永久差異項目及びその他	2.55	0.55	△3.01
評価性引当金の増減	1.12	△34.80	△36.82
実効税率	35.09%	△4.32%	△0.04%

連邦及び州の法人税に関する繰延税金資産の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	12月31日		
	2016年	2015年	2014年
繰延税金資産：			
繰越欠損金	\$ 71	\$ 71	\$ 613
研究費及びその他の税額控除	211	151	179
未払費用	464	192	130
無形資産	574	623	672
その他	97	50	8
繰延税金資産合計	1,417	1,087	1,602
評価性引当金	△282	△222	△1,576
繰延税金資産	1,135	865	26
繰延税金負債：			
固定資産	△113	△36	△26
正味繰延税金資産	\$ 1,022	\$ 829	\$ —

繰延税金資産の実現可能性を評価する際に、経営者は、その繰延税金資産の一部あるいは全部が実現する可能性が実現しない可能性よりも高いかどうかを検討します。繰延税金資産の実現は、最終的には一時差異が課税所得から控除されるか加算される期間における将来の課税所得の発生にかかっています。経営者は、これを評価する際に将来の予想課税所得とタックス・プランニングを検討します。当期の課税所得とその予想経常利益の水準に基づいて、当社は控除可能な差異のベネフィットが実現する可能性が高いと確信し、そのため評価性引当金を全額は計上していません。当社の2016年12月31日現在の評価性引当金は、2015年12月31日に比較して60千米ドル増加しました。当社は2015年12月期に1,400千米ドルの評価性引当金を取り崩しています。

2016年12月31日現在、当社の将来の課税所得と相殺できる繰越欠損金は、連邦税及び州税それぞれゼロ及び1,218千米ドルです。繰越欠損金は、2032年以降、順次繰越期限を迎えます。また、当社の研究費及びその他の税額控除の繰越金額は、連邦税及び州税それぞれについてほぼゼロ及び400千米ドルです。州税の税額控除は、無期限に繰越可能です。現在の税法では、内国歳入法（IRC）によって定められているように「持分の変更」の場合、繰越欠損金及び繰越税額控除の利用に関して実質的な制限が課されています。持分の変更があれば、当社の繰越金額の利用は制限されます。

2016年12月31日現在、当社は研究開発費税額控除により連邦税及び州税それぞれ90千米ドル及び100千米ドルの未認識の税務上のベネフィットがあります。未認識の連邦税のベネフィットの戻入は、カリフォルニア州の繰延税金資産が全額評価性引当金の対象であるため実効税率に影響を与えます。当社の2012年から2016年までの事業年度の税務申告は対象の複数の税務管轄区域において未確定のままです。当社は、未認識の税務上のベネフィットが2017年度においても大きく変わらないと考えています。

注記13. 後発事象

2016年12月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務書類（Form S-1）の提出日までの期間において、当社は台湾事務所のリース契約を更新し、期限を2018年2月28日まで延長しました。2017年度及び2018度に発生するこのリース契約に基づく賃借料はそれぞれ24千米ドル、5千米ドルです。

連結附属明細表

[社債明細表]

該当事項はありません。

[借入金等明細表]

該当事項はありません。

[資産除去債務明細表]

該当事項はありません。

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

「第6 経理の状況 1 財務書類」に記載した連結財務書類に対する注記をご参照ください。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

(3) 最近の経営成績及び財務状態の概況

[四半期財務書類]

テックポイント・インク
要約四半期連結貸借対照表
(単位：株式数を除き、千米ドル、千円)

	当第2四半期 連結会計期間 (2017年6月30日) (未監査)		前連結会計年度 (2016年12月31日)	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産				
流動資産：				
現金及び現金同等物	11,932	1,336,384	10,006	1,120,672
売掛金	126	14,112	79	8,848
棚卸資産	2,094	234,528	2,583	289,296
前払費用及びその他の流動資産	414	46,368	273	30,576
流動資産合計	14,566	1,631,392	12,941	1,449,392
有形固定資産（純額）	375	42,000	401	44,912
繰延税金資産	980	109,760	1,022	114,464
その他の資産	1,958	219,296	1,188	133,056
資産合計	17,879	2,002,448	15,552	1,741,824
負債及び株主資本				
流動負債：				
買掛金	659	73,808	777	87,024
未払費用	838	93,856	481	53,872
早期行使ストック・オプション関連債務	172	19,264	223	24,976
顧客預り金	73	8,176	745	83,440
流動負債合計	1,742	195,104	2,226	249,312
その他の長期負債	126	14,112	90	10,080
負債合計	1,868	209,216	2,316	259,392
コミットメント及び偶発債務				
株主資本：				
転換可能優先株式：授權株式 11,660,000株、無額面				
シリーズ・シード転換可能優先株式 —4,660,000株指定済；4,660,000株2017年6月30日及 び2016年12月31日現在発行済（清算価値総額1,165 米ドル）	1,156	129,472	1,156	129,472
シリーズA転換可能優先株式 —4,500,000株指定済；4,500,000株2017年6月30日及 び2016年12月31日現在発行済（清算価値総額4,500 米ドル）	4,477	501,424	4,477	501,424
シリーズB転換可能優先株式 —2,500,000株指定済；1,582,500株2017年6月30日及 び2016年12月31日現在発行済（清算価値総額3,165 米ドル）	3,161	354,032	3,161	354,032
普通株式、無額面—授權株式 20,500,000株；2017年6月30日及び2016年12月31日 現在、それぞれ4,017,738株及び3,725,238株	—	—	—	—
資本剰余金	1,174	131,488	813	91,056
利益剰余金	6,043	676,816	3,629	406,448
株主資本合計	16,011	1,793,232	13,236	1,482,432
合計	17,879	2,002,448	15,552	1,741,824

テックポイント・インク

要約四半期連結損益及び包括利益計算書

(単位：株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル、千円)

	当第2四半期 連結累計期間 (自2017年1月1日 至2017年6月30日) (未監査)		前第2四半期 連結累計期間 (自2016年1月1日 至2016年6月30日) (未監査)	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
売上高	15,269	1,710,128	13,640	1,527,680
売上原価	6,321	707,952	6,448	722,176
売上総利益	8,948	1,002,176	7,192	805,504
営業費用				
研究開発費	2,662	298,144	2,196	245,952
販売費及び一般管理費	2,584	289,408	2,462	275,744
営業費用合計	5,246	587,552	4,658	521,696
営業利益	3,702	414,624	2,534	283,808
その他の収益(費用)	△10	△1,120	11	1,232
税引前四半期純利益	3,692	413,504	2,545	285,040
法人税等	1,278	143,136	833	93,296
四半期純利益	2,414	270,368	1,712	191,744
優先株主に帰属する四半期純利益	1,777	199,024	1,298	145,376
普通株主に帰属する四半期純利益	637	71,344	414	46,368
1株当たり四半期純利益 (米ドル(円))				
基本的	0.17	19	0.12	13
希薄化後	0.16	18	0.11	12
普通株主に帰属する1株当たり四半期純利益を計算 する際の加重平均株式数				
基本的(千株)	3,849		3,426	
希薄化後(千株)	4,648		4,298	
その他の包括利益				
四半期包括利益	2,414	270,368	1,712	191,744

テックポイント・インク
要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書
(単位：千米ドル、千円)

	当第 2 四半期 連結累計期間 (自2017年 1 月 1 日 至2017年6月30日) (未監査)		前第 2 四半期 連結累計期間 (自2016年 1 月 1 日 至2016年6月30日) (未監査)	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	2,414	270,368	1,712	191,744
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整：				
減価償却費及び償却費	101	11,312	58	6,496
株式報酬	289	32,368	187	20,944
有形固定資産の除却	9	1,008	—	—
繰延税金	42	4,704	△117	△13,104
資産及び負債の増減：				
売掛金	△47	△5,264	△15	△1,680
棚卸資産	489	54,768	△891	△99,792
前払費用及びその他の流動資産	△141	△15,792	△409	△45,808
その他の資産	△3	△336	4	448
買掛金	△5	△560	△924	△103,488
未払費用	115	12,880	1,161	130,032
顧客預り金	△672	△75,264	△657	△73,584
その他の長期負債	36	4,032	24	2,688
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	2,627	294,224	133	14,896
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得	△117	△13,104	△188	△21,056
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）	△117	△13,104	△188	△21,056
財務活動によるキャッシュ・フロー				
ストック・オプションの買戻による支払	21	2,352	112	12,544
繰延株式発行費用の支払	△605	△67,760	△634	△71,008
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）	△584	△65,408	△522	△58,464
現金及び現金同等物の増加（減少）	1,926	215,712	△577	△64,624
現金及び現金同等物一期末残高	10,006	1,120,672	9,463	1,059,856
現金及び現金同等物一期末残高	11,932	1,336,384	8,886	995,232
キャッシュ・フローの補足情報				
法人税支払額	1,214	135,968	1,216	136,192
非資金投資及び財務活動の補足開示				
未払繰延株式公開費用	323	36,176	90	10,080
早期行使ストック・オプションの権利確定	60	6,720	35	3,920
未払固定資産購入費用	18	2,016	-	-

テックポイント・インク
要約四半期連結財務書類に対する注記

注記1. 重要な会計方針の要約

表示基準

付随するテックポイント・インク（以下「当社」といいます。）の未監査財務書類は、2016年12月31日に終了した年度の監査済財務書類と同一の基準により作成され、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に基づき本書に記載される情報を公正に表示するために必要な通常の反復的調整を含む全ての調整を反映しています。本要約四半期連結財務書類は、米国証券取引委員会（SEC）の規則に基づき作成されており、GAAPに基づく財務書類を表示するために必要な一定の情報及びその注記と共に読まれるべきであり、当第2四半期における経営成績は、必ずしも年次または将来の期間における成績を示唆するものではありません。

普通株式1株当たり四半期純利益

基本的1株当たり四半期純利益及び希薄化後1株当たり四半期純利益は、参加型証券に要求される2クラス法に従って表示されています。株主が保有する普通株式の株式数に応じ、普通株式及び優先株式を同等として同率で配当します。

2クラス法に基づいて、普通株主に帰属する四半期純利益は、普通株式とシリーズシード、シリーズA及びシリーズBの転換可能優先株式との間で未分配利益を配分して算定されます。普通株主に帰属する希薄化後四半期純利益を計算するにあたり、未分配利益は希薄化効果のある有価証券の潜在的影響を反映するために再配分されます。基本的1株当たり四半期純利益は、普通株主に帰属する四半期純利益を当該会計期間の加重平均発行済普通株式数で除して計算します。この計算では、希薄化効果のある権利未確定の早期行使ストック・オプションを除いています。

普通株主に帰属する希薄化後1株当たり四半期純利益は、普通株主に帰属する四半期純利益を発行済ストック・オプションの希薄化効果及び自己株式法を使用して権利未確定の早期行使ストック・オプションの行使を仮定した潜在的希薄化効果のある普通株式を含む、加重平均発行済普通株式数で除して計算しています。

下記の表は、基本的1株当たり四半期純利益及び希薄化後1株当たり四半期純利益の計算を表しています（株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル単位）：

	当第2四半期 連結累計期間 (2017年6月30日)	前第2四半期 連結累計期間 (2016年6月30日)
普通株主に帰属する四半期純利益:		
分子:		
基本的:		
四半期純利益	\$ 2,414	\$ 1,712
優先株主に配分される四半期純利益	1,777	1,298
普通株主に配分される四半期純利益—基本的	637	414
希薄化後:		
四半期純利益	2,414	1,712
優先株主に配分される四半期純利益	1,685	1,223
普通株主に配分される四半期純利益—希薄化後	729	489
分母:		
基本的株式:		
基本的1株当たり四半期純利益を計算する際に 使用した加重平均株式数(千株)	3,849	3,426
希薄化後株式:		
潜在的に希薄化効果のある有価証券の影響: ストック・オプション(1)(千株)	799	872
希薄化後1株当たり四半期純利益を計算する際 に使用した加重平均株式数(千株)	4,648	4,298
1株当たり四半期純利益		
基本的	\$ 0.17	\$ 0.12
希薄化後	\$ 0.16	\$ 0.11

(1) 早期に行使されたオプションを含む。

逆希薄化効果のため、希薄化後1株当たり四半期純利益の計算から除外された、潜在的に希薄化効果のある有価証券残高は、ストック・オプション関連の82,000株（2017年6月30日現在）及び10,000株（2016年6月30日現在）です。

(注) すべての発行済優先株式は発行価格決定日までに、普通株式合計10,742,500株に自動的に転換されます。

注記2. 後発事象

該当事項はありません。

注記3. その他

2017年12月期第2四半期の財務数値の変動理由は「第3 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「(1) 財政状態の分析」、「(2) キャッシュ・フローの分析」及び「(3) 業績の分析」を参照ください。

4 【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

日本会計基準と米国会計基準との主要な相違について要約は下記の通りであります。これらの相違点のみとは限らず、その他の相違点が存在する場合があります。

米国会計基準	日本会計基準
<p>収益の認識</p> <p>米国においては、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）により公表され、改訂された権威ある会計指針（収益の認識に関するSECスタッフの見解を要約したもの）に従って、収益は、（1）取決めについての説得力のある証拠が存在する、（2）製品等の引渡し、あるいはサービスの提供がなされている、（3）買主に対する売主の価格が固定または決定可能、（4）代金の回収可能性が合理的に保証されている、といった要件すべてが満たされた場合に認識されます。また、複数の物品・サービス等が提供される取引契約については、収益認識についての権威ある会計指針が追加されており、かかる改訂は2010年11月1日より将来に向かって適用されました。</p> <p>米国においては、2009年10月、FASBは複数要素の取引についての収益認識の指針を改訂しました。当該指針は、収益の認識についての残価法を廃止し、売手特有の客観的証拠（VSOE）または第三者による証拠（TPE）が入手不可能な場合には、取引の個々の要素の販売価格について経営陣の最善の見積もりを用いることを要求しています。</p>	<p>日本においては、米国会計基準と同様の詳細な規定はありませんが、収益認識基準の権威ある会計指針として、実現主義の原則があります。</p>
<p>市場性のある有価証券</p> <p>各報告期間において、有価証券及び投資の価値の下落が一時的であるかどうかについて下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思等をもとに判断し、一時的でないとして判断された場合には、帳簿価額と公正価値の差を減損として損益計算書類において認識します。</p>	<p>市場価格または合理的に計算可能な価値が存在する有価証券に関し、著しい下落後の公正価値は、当該公正価値が回復する見込みがない場合、新たな帳簿価額として使用すべきです。当該評価の差額は、当会計期間において損失として処理されます。</p>
<p>有給休暇</p> <p>ASC 710-10-25に基づき、一定の基準が満たされた場合、将来の休暇に対する債務を計上します。</p>	<p>日本会計基準の下では、有給休暇引当金の計上は要求されていません。</p>
<p>ストック・オプション</p> <p>米国では、ストック・オプション等の株式を基礎とした報酬は、ASC718「報酬—株式報酬」のガイダンスに基づいて会計処理されます。すべての株式報酬取引に係るコストの財務書類における認識を要求する当該ガイダンスは、公正価値を測定対象として決定し、株式報酬取引の会計処理に当たり公正価値に基づく測定方法を適用することを事業体に要求しています。</p>	<p>日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、2006年5月1日以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は「純資産の部」に独立の項目として計上されます。2006年5月1日より前に付与されたストック・オプションについては特定の会計基準がなく、一般に、報酬コストは認識されていません。また、ストック・オプションが失効した場合に、新株予約権戻入益が計上されます。</p>
<p>研究開発</p>	

<p>米国においては、ASC730「研究開発取決め」により、将来の研究開発活動のために利用または提供される商品またはサービスに対して支払った払戻不能の前渡金を繰延べ、回収可能性の評価を前提に、当該商品の利用期間または関連サービスの提供期間にわたって償却します。</p>	<p>日本においては、米国会計基準のような会計処理は求められていません。</p>
<p>公正価値</p> <p>米国では、ASC820「公正価値測定及び開示」により、公正価値が定義され、公正価値測定のフレームワークが設定され、また、公正価値測定に関する開示が拡大されています。同ガイダンスでは、公正価値の定義について交換の対価という概念を引き続き用いるものの、当該対価が測定日時点で資産を売却あるいは負債を移転する場合に市場参加者間の通常の取引で交換される価格であることを明確にしています。ASC820は、公正価値が市場を基準とする価値であり、企業特有の価値ではないことを強調しています。また、測定のためのフレームワークとして公正価値を階層化すると共に、公正価値で測定した資産・負債についての開示の拡大を要求しています。</p>	<p>日本では、公正価値測定に関する包括的な会計基準はありません。公正価値は、金融商品及び非金融資産・負債に関する各会計基準において、市場価格に基づく価額、または市場価格がない場合の合理的に算定された価額と定義されています。</p>

第7 【外国為替相場の推移】

米ドルと円の為替相場は日本国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度および最近6ヶ月間において掲載されているため省略します。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 本邦における受益権の事務等の概要

東京証券取引所に上場されるのは、当社の普通株式を信託財産（受託有価証券）として信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（総称して以下「信託受託者」といいます。）が発行する有価証券信託受益証券です。具体的には、当社は、信託受託者及び当初委託者であるみずほ証券株式会社との間で受益証券発行信託契約及び発行会社に関する契約（以下「JDR信託契約」といいます。）を2017年8月31日付で締結しており、JDR信託契約に基づき当社の普通株式が信託受託者に信託譲渡されることにより、本有価証券信託受益証券が発行されます。したがって、当社の普通株式は信託受託者が保有するものであり、当社の株主は信託受託者です。本有価証券信託受益証券を保有する投資家（以下「受益者」といいます。）は当社の株主ではなく、日本の信託法及びJDR信託契約に基づく受益者としての権利を有することになります。また、信託受託者が、日本の信託法及びJDR信託契約に基づき、JDR信託契約に基づく信託の受託者として、本有価証券信託受益証券に関する事務を取り扱います。

(1) 証券の保管及び記録等（名義書換取扱場所及び名義書換代理人）

本有価証券信託受益証券は、原則としてその券面（受益証券）が発行されることはなく、社債、株式等の振替に関する法律第127条の2第1項に規定する振替受益権として、株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）により取り扱われます。具体的には、本有価証券信託受益証券が東京証券取引所において譲渡された場合には、東京証券取引所の会員である金融商品取引業者間では証券保管振替機構に開設した当該会員の口座間の振替が行われ、また、同一会員の顧客間の決済については、同会員に顧客が開設した証券取引口座間の振替が行われます。

本有価証券信託受益証券の譲渡は、信託受託者が保有する当社の普通株式の保有形態及び保有株式数に影響を与えるものではないため、本有価証券信託受益証券の譲渡がなされた場合でも、当社の株主名簿及び米国における口座管理機関であるザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（the Depository Trust Company）の口座の記録の変更は行われません。したがって、本邦において、名義書換取扱場所及び名義書換代理人は存在しません。

(2) 受益者に対する特典なし。

(3) 受益権の譲渡制限なし。

(4) その他の受益権の事務に関する事項

(イ) 計算期間の終了 毎年12月末日

(ロ) 権利確定日 信託受託者に対する配当及び信託受託者が有する議決権の行使等に関して受益者が有する権利については、信託受託者が当該権利が与えられる受益者を確定する日（以下「権利確定日」といいます。）を設定し、権利確定日における受益者として証券保管振替機構から信託受託者に通知された者のみが、当該権利を与えられます。

- (ハ) 受益権の事務に …… 信託受託者は、JDR信託契約に記載された信託報酬及び手数料並びに消費税及び地方消費税相当額を信託財産から収受することができます。また、受益者は、金融商品取引業者に証券取引口座を開設、維持するにあたり、証券取引約款に従って口座管理料等の支払いをする必要がある場合があります。

2 受益者の権利行使方法

(1) 議決権行使に関する手続

信託受託者は、議決権行使に関して当社からの招集通知その他の一定の書面を受領した後、受益者のために作成した株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書等の書面を受益権にかかる権利確定日時点の受益者に対して交付します。受益者は、所定の期日までに指図書を信託受託者に提出することにより信託受託者に指図を行い、信託受託者を通じて、その有する本有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式につき間接的に議決権を行使することができます。なお、受益者の指図がない場合には、その有する本有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式について原則として議決権は行使されませんが、信託受託者に対して当社の書面による要求がある場合には、信託受託者は、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、議決権等の行使につき指図を得られないすべての当社の普通株式にかかる議決権につき白票を投じます。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも算入されません（具体的な取扱いについては、「第1部 証券情報 第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」に記載する「株主総会における議決権の行使」を参照してください）。

(2) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）に関する手続

ア 現金による配当

株主に配当金が支払われた場合には、信託受託者は、JDR信託契約に基づき、受領した配当金を円貨に変換し、変換された円貨総額から分配金支払いに関する手数料（変換された円貨総額を本有価証券信託受益証券の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額に本有価証券信託受益証券の総口数を乗じた額（消費税等が含まれる。）を上限とします。）を控除した残額を、本有価証券信託受益証券の総口数で除す方法により信託分配単価（1円未満の端数は切り上げます。）を算出し、これを基準として算出する信託分配額から源泉所得税（地方税を含みます。）を控除した残額を、受益者に分配します。

イ 株式配当・株式分割・株式無償割当て

株主に株式配当、株式分割、株式無償割当てが行われた場合には、信託受託者は、JDR信託契約に基づき、受領した株式に対応する新たな受益権を発行し、受益者に割り当てます。ただし、当該割り当てが困難であると合理的に見込まれる場合、信託受託者は、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した株式につき、当該受益者が保有する本有価証券信託受益証券の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付するか、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した株式を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付します。

ウ 新株予約権その他の権利

当社が株主にその他の権利（新株予約権を含みます。）の分配を希望する場合には、信託受託者は、当該権利の受益者への付与の適法性及び実行可能性について当社と協議し、JDR信託契約に定める一定の条件を満たす場合にはこれを受益者に分配します。他方、当該条件を満たさない場合にはこれを売却して受益者に分配するか、売却できない場合にはこれを放棄します。

(3) 本有価証券信託受益証券の移転に関する手続

受益者は本有価証券信託受益証券を東京証券取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、上記1(1)のとおり、証券保管振替機構に開設された金融商品取引業者の口座間の振替又は金融商品取引業者に開設された口座間の振替によって行われます。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

ア 分配金

(ア) 個人の受益者

個人が支払を受ける分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

個人は、分配金の金額にかかわらず、①申告不要とすること、②確定申告により配当所得として申告分離課税とすること、又は③総合課税とすることを選択することができます。①申告不要とすることを選択した場合には、分配金の支払時に上記の税率による源泉徴収が行われ、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。②確定申告により配当所得として申告分離課税とすることを選択した場合には、上記の税率が適用されますが、上場株式や一定の公社債等の譲渡損失と損益通算をすることができます。

なお、少額投資非課税制度（NISA）につきましては、下記ウをご参照ください。

(イ) 法人の受益者

法人が支払を受ける分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）
2038年1月1日以降	15%（所得税のみ）

分配金は、益金として法人税の課税所得に算入され、課税されます（源泉徴収された所得税の額は、法人税の額から控除されます）。

(ウ) 租税の取扱い

上記（ア）及び（イ）に記載した課税とは別に、国内居住者が米国資産（米国ETF、外国株式等）から生じる分配金や配当金を受領する際に課される米国における現地源泉税については、30%の税率が適用されます。ただし、日米租税条約上の限度税率の適用要件を満たし、米国歳入庁が定める所定の手続を履行すれば、同条約に定める配当課税の限度税率（10%）が適用されます。

日米租税条約上の限度税率の適用にあたって、信託受託者は、受益者に分配金を支払う際に、予め受益者の米国源泉税率情報の提供に関して必要な覚書等を信託受託者と締結している金融商品取引業者等の口座管理機関から、信託受託者への情報提供につき同意を得ている受益者の米国源泉税率情報を受領し集計します。信託受託者は、当該集計内容を米国における源泉徴収義務者である米国外カストディアンに指示し、適用要件を満たす受益者に対し日米租税条約に定める配当課税の限度税率が適用されます。

また、受益者が負担する米国の税金について、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式及び配当金受領証方式を選択し、分配金を受領する受益者は、本有価証券信託受益証券に係る分配金の支払いを行う信託受託者によって行なわれる所得税法第176条に規定する外国税額控除を受けることができます。一方、株式数比例配分方式を選択し、分配金を受領する受益者は、信託受託者による外国税額控除を受けることはできません。また、実質的な支払の取扱者に当たる販売会社については、外国税額控除を行う義務が適用されません。

したがって、株式数比例配分方式により分配金を受領する受益者は外国税額控除を受けることができません。また、下記ウで説明するとおり、少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合において分配金を非課税とするためには、株式数比例配分方式を選択する必要があります。したがって、外国税額控除を受けるために株式数比例配分方式を他の方式に変更した場合には、分配金につき課税されることになり、分配金については少額投資非課税制度（NISA）における非課税のメリットを受けられないこととなります。

イ 譲渡損益

(ア) 個人の受益者

本有価証券信託受益証券の譲渡益については、源泉徴収を行う特定口座を選択した場合を除き、源泉徴収は行われず、以下の税率による申告分離課税となります。また、本有価証券信託受益証券の譲渡損失は、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算をすることができます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

他方、源泉徴収を行う特定口座を選択した場合には、譲渡時に上記の税率による源泉徴収が行われ、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します（確定申告は不要です。）。

なお、少額投資非課税制度（NISA）につきましては、下記ウをご参照ください。

(イ) 法人の受益者

譲渡益は益金として法人税の課税所得に算入され、課税されます。他方、譲渡損は法人税の損金に算入されます。

(ウ) 本有価証券信託受益証券の普通株式への交換

受益者が本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換した場合には（下記「(6) 普通株式への交換」を参照）、当該交換時において譲渡損益が認識され、①個人の受益者については、上記（ア）と同様に扱われ、②法人の受益者については、上記（イ）と同様に扱われます。

ウ 少額投資非課税制度（NISA）

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、非課税制度の1つです。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した国内上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。但し、NISAをご利用の場合において分配金を非課税とするためには、株式数比例配分方式を選択する必要があります。他の口座で生じた配当所得及び譲渡所得との損益通算はできません。

エ 相続税

本有価証券信託受益証券を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者である個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられます。

※ 上記内容は、本書提出日現在において施行されている法令に基づくものであり、法令が改正された場合には、内容が変更される場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(5) その他の報告

信託受託者は、計算期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、原則として東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにより開示します。

(6) 普通株式への交換

受益者は、本有価証券信託受益証券が上場されている間（但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除く。）、受託者の指定する金融商品取引業者（以下「指定転換販売会社」という。）に申し込むことにより、自己の有する本有価証券信託受益証券について、受益権付与率に応じた株数の当社の普通株式と交換することができます。受益者は、かかる交換により当社の普通株式を取得した場合には、当社の株主となり、当社の株主としての権利を行使することができます。なお、当該交換時において譲渡損益が認識されるため、課税が発生する可能性があります（詳しくは、上記「(4)イ（ウ）本有価証券信託受益証券の普通株式への交換」を参照）。

もともと、本有価証券信託受益証券の当社の普通株式との交換には、以下の制約があります。

まず、当該交換申込を行う本有価証券信託受益証券の口数に対応する当社株式の株数が整数でない場合には、整数になる限度においてのみ交換されます。

次に、法令等による制約又は実務上の理由により受益者又は指定転換販売会社が本有価証券信託受益証券の交換により交付される当社株式を受領することができない場合、交換は行われません。

さらに、受託者は、受益者が負担すべき手数料（受益者毎に1回あたり5,000円）並びにそれに係る消費税等の相当額の入金を確認できない場合その他信託契約に定める場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、交換は行われません。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

